

東アジア研究

(東アジア学会機関誌)

第7号

2004年5月

東アジア学会

・ 目 次 ・

「アジアのイスラム」に関する共通論題報告

(東アジア学会第13回大会において 2003年9月28日 西南学院大学) —

- ① 「近代日本とイスラム社会の出会い
—日本 - 西アジアの初期の関係に関する研究—」 1
北九州市立大学法学部 外国人教師 マイケル・ペン

- ② 「インドネシアにおけるイスラムと大衆文化
—ダンドゥット歌手イヌルをめぐって起きたこと—」 14
九州大学大学院比較社会文化研究科 博士後期課程 佐々木 拓雄

- ③ 「日本のイスラムとアジアのイスラム (日本における対イスラム政策の課題)」 18
久留米大学法学部 助教授 古賀 幸久

東アジア学会第12回大会・日韓東アジア学会合同研究会

(2002年11月23・24日 ICSEAD) _____

テーマ「朝鮮の改革・開放は本物か？」

- ① 「朝鮮民主主義人民共和国における経済管理改善措置の解釈について
—『物価』と『賃金』の改定を中心に—」 24
姜 日天 (朝鮮大学校講師・在日本朝鮮社会科学者協会常任理事)

- ② 「21世紀金正日朝鮮の大転換」 29
李 南柱 (朝鮮問題研究所所長)

会員投稿論文

- ① 翻訳「金香基・誠信女子大学校法学科教授『教員身分関連法解説』1～3」 32
佐賀大学文化教育学部 助教授 森 善宣
- ② 「ケネディ政権期前半のアジア太平洋における秩序形成
—ジョージ・W・ボールドを手がかりにして—」 40
九州大学大学院比較社会文化学府 博士後期課程 筧 雅貴
- ③ 「アメリカの対中国政策と中国観および国益認識—天安門をめぐる対応—」 56
九州大学大学院比較社会文化学府 博士後期課程 森實 麻子
- ④ 「中国の中央・自治区関係における自治権とその限界
—1980年代初頭の『自治権拡大運動』を手がかりにして—」 71
九州大学大学院比較社会文化学府 博士後期課程 哈日巴拉
- ⑤ 「韓国自動車産業における生産システムの革新方向
—現代自動車のウルサン工場を中心に—」 95
福岡大学大学院商学研究科 博士後期課程 丁 亨大

「東アジア研究」東アジア学会機関誌第6号の補足

- 『沙也可』 解題 109
紀全女子大学講師 奥山 忠政 ※「第6号」77・78 ページ参照

会員著書一覧（2003年4月～2004年3月）

 111

東アジア学会第13回大会

日時：2003年9月27日（土）14:00～17:00・28日（日）10:00～16:30
会場：西南学院大学 II号館8階 大会議室

◆プログラム◆

《第1日 午後の部》

開会の辞 14:00
挨拶 東アジア学会会長 徳島 千穎（(株)トクスイコーポレーション取締役社長）

シンポジウム「朝鮮戦争の今日的意味を考えるー停戦50周年を迎えて」 14:00-17:00
基調報告：朴 明林（延世大学国際学大学院教授）
パネリスト：櫻井 浩（久留米大学経済学部教授）
森 善宣（佐賀大学文化教育学部助教授）
朴 明林（延世大学国際学大学院教授）
コーディネーター：菅 英輝（九州大学大学院比較社会文化研究院教授）

《第2日 午前の部》

自由論題研究報告会 10:00-12:00
研究報告①「ハイアールのブランド戦略」
呉 曉東（西南学院大学大学院経営学研究科博士課程後期）
②「東アジア通貨圏の構想」
工藤 憲男（西日本経済研究所代表）

昼食 12:00-13:30

《第2日 午後の部》

共通論題研究報告会「アジアのイスラム」 13:30-16:30
研究報告①「近代日本とイスラムの出会い」
：日本と西アジアの初期の関係に関する研究
マイケル・ペン（北九州市立大学法学部外国人教師）
②「インドネシアにおけるイスラムと大衆文化」
ーダンドゥット歌手イヌルをめぐって起きたことー
佐々木 拓雄（九州大学大学院比較社会文化研究科博士課程）
③「日本のイスラムとアジアのイスラム」
（日本における対イスラム政策の課題）
古賀 幸久（久留米大学法学部助教授）

閉会の辞 16:30

近代日本とイスラム社会の出会い

日本 - 西アジアの初期の関係に関する研究

マイケル・ペン

北九州市立大学法学部

こんにちは。まず始めに、今日この場にお招きいただき講演する機会を下さった、この会議の主催者であられる東アジア学会に感謝を申し上げます。

さて、私の過去の研究分野から申し上げます。私は中東研究、特にイラク近代史、美術変遷について専攻いたしました。しかしながら、1997年に日本に参りましてからは日本とアラブ諸国の関係に焦点を移して研究を始めました。しかし、当初は何が発見できるのかなど皆目見当もつきませんでした。日本と西アジアのイスラム教徒に何か重要な繋がりがあったのか。私はこの疑問について研究してみたかったです。

実際に研究を始めてみますと、容易に解決できるものではありませんでした。そして、研究を進めるにしたがって、現代日本人のほとんどが自分達とイスラム諸国との間に特別な関係は無いと思っている事に気がきました。日本人の方々がイスラム諸国と聞いて思い付くのは、日本がその地域から大量の石油を輸入しているという事だけでしょう。年輩の方々なら、1970年代の石油危機とそれに伴い主婦が一斉に食料品売り場に殺到し生活用品を奪い合った消費者パニックを思い出されるかもしれません。もっと最近の話を申し上げますと、ペルシャ湾岸戦争が挙げられます。アメリカに強い圧力をかけられ、日本はついに巨額の財政支援を行ったにも関わらず、それに対する謝意はほとんど受けませんでした。その結果、湾岸戦争の経験を鑑みて日本の指導者達は次に危機が起きた時にはアメリカにより配慮する対応をしようと決心したのです。ですが、それは憲法第9条の根幹を守っている護憲主義を全般的に弱めてしまう結果となったのです。

この会場にお集まりの皆様が多くが東アジア研究者でいらっしゃいますから、これらの事はすでにご承知のことと思います。しかしながら、今日私が述べさせて戴く事は殆どの方々がまだ御存じないことでしょう。概要を申し上げますと、近代日本の西アジア・イスラム

社会との直接的な関係は明治初期にまで遡ります。第二次世界大戦の期間は除いて、その関係は常にかなり高い水準で続いていたのです。明治、大正、昭和初期と常にイスラム教国に強い関心を寄せる日本人が存在し、時にはそれらの国々に対する国策が政治的事件に重大な影響を与えたのです。

研究の結果、数多くの新たな発見をすることができました。現在、世界中のどこを探しても、この疑問に真剣に取り組んでいる学者はほんの 10 人から 12 人といったところでしょう。そして、それぞれの方が論文を発表し、新しく発見した情報を提供しています。しかし、その学者達は比較的まだ若く、さらに外国人の方も含まれる為に皆さんの目にとまっていなないことと思います。今日は彼らが何を研究しているのか、そして彼らが発見した事実のいくつかを皆様方にお伝えしたいと考えております。

「日本・イスラムの初期の関係については熟知しており、直ぐにでも皆様にお伝えできる」と申し上げたい所ですが、実際はまだこの問題の表層部分に辿り着いたに過ぎません。ですが、我々がこの問題に対していかに知識が少ないのかはよく理解できております。図書館で探しても、全てを語ってくれる本など見つかりません。この分野の学術的発見の殆どは今後出てくるものになるでしょう。ただその為には、昔の新聞や機関紙を読み深めていく必要があります。また日本、英国、トルコ、さらに他の国々の公文書を徹底的に調べて回らなくてはなりません。さらに、私的な手紙や日記も発見し、目を通さなくてはなりません。これら全てのことを終えて始めて我々はこの問題の答えの全体像を理解し始め、それを正しく評価できるのです。それ故、私が今日皆様方にお伝えする事はその全体像の断片に過ぎません。しかし、その断片の数々は非常に示唆に富み、将来の発見に対して有効な手掛かりを与えてくれるものであります。

私が一番熟知している研究分野はもちろん私が研究していることです。それ故、私の分野からお伝えしたいと思えます。日本・イスラム諸国の繋がりが始まった頃の情報を求めて、私は主に明治期の新聞、機関紙、政府刊行物を調査しています。しかし、このような基本的な資料を調査する中で、私が発見した情報の殆どが全く知られていない事に気がきました。過去の学者達がこの様な情報を探した形跡が明らかに見当たらないのです。こう申し上げますのも、現存する明治期日本と西アジアについて書かれた学術論文を読めば、その内容があまりにも不正確であり深い考察が為されていないことが分かるからであります。

遅くとも 1865 年以降からイスラム教徒は日本に居住し始めております。どうやらその年に Abdul Kader という名のインド人イスラム教徒が東京を来訪し輸入業を始めた様です。もし、その Abdul Kader が 1882 年に横浜でコレラに倒れた Abdul Kader Mulla Esabhoy と同一人物であれば、彼は日本に長年留まった様であります。つまり、この人物が日本に住

み、商売を長年していた可能性が出てくるのです。

もちろん、明治初期に日本に居たイスラム教徒は彼だけではありません。実際、英国 P&O 汽船会社は乗組員として東南アジアからマレー人を定期的に乗船させていました。この事実を知り得たのは、これらのマレー人の中で面倒を起こす者が現れる度に英領事館で裁判にかけられ、その判例が今も残存している為であります。1870年代から80年代にかけて、横浜においてマレー人が関与する事件が多発しています。この事からマレー人が横浜に常駐していたことが分かります。時にはインド人、トルコ人、アラブ人のイスラム教徒もこれらの事件に関わっていたのです。

1883年の夏、ジョホールの国王である Abu Bakar が日本を訪れました。そして彼が日本を訪れた最初のイスラム教国の首脳でありました。Abu Bakar はマレー半島に駐在する英国の企業家達と親密な関係を有していましたが、彼の訪問の意図はただの観光であった様です。彼はその夏の大半を日本で過ごし、神戸、大阪、京都、伊勢、横浜、東京、日光を周遊しました。また、彼は日本の皇族や実力政治家達とも面会を果たしています。さらに、彼は日本の伝統文化と近代化への努力に強い関心を寄せていました。そしてアジア美術の愛好家でもあり、訪問の機会を使って多数の美しい日本陶磁器や他の工芸品を購入して帰国の途についたのです。今日でもマレーシアのジョホールにある Sultan Abu Bakar 博物館に足を運べば、彼が持ち帰った品々の多くを目にする事ができます。

19世紀に日本とイスラム教国との間に条約関係は無かったのですが、2件ほど特別な状況下の日本にイスラム教徒を乗せた船舶が到着した事を示す記録が残っています。明治時代が幕を開けて5年しか経っていない1872年の夏、横浜に辿り着いた Zadkia 号と呼ばれるチュニジアの商船がその最初の一件であります。しかし、その商船が入港すると横浜の日本人職員達はそれに対する処置について苦慮していました。当時、横浜に駐在していた英国外交官の報告書を読ませていただきます。

ご承知の通り、チュニス国と日本国との間に条約関係はございません。日本当局はその船舶が着港すると同時に出港命令を下すところでした。日本側がこの様な手段を行使する権利は認められるでしょうが、それは日本政府の利益と日本国民の利益双方に影響を与えるものです。日本政府は条約締結国には対等な関係と文明国家としての国際礼讓を求めて最大限の努力をしている前例があるにも関わらず、一方で非条約締結国の旗を掲げた船舶を港外に追放することは過去の排外政策をいまだに継続している証拠となる行為であります。すなわち、その様な行為は日本が好評価を得ようと切望している国々から否定的な評価に繋がるでしょう。

この報告書は日本のイスラム諸国に対する姿勢の本質を理解する上で重要性が高いと私は考えております。結局、日本当局はそのチュニジア船の船員に横浜への上陸許可を与えるのです。しかし政府が許可を下したのは、その船舶を駆逐した場合に日本政府がヨーロッパ諸国から否定的な態度を受けることを憂慮した為でした。

これは考慮に入れるべき重要な点であります。何故ならこの憂慮こそ、その後の日本とイスラム諸国との関係の中で度々生じてくる問題であるからです。大半の日本人がヨーロッパや東アジア諸国と関わりが無い国々のイスラム文化や社会事情にはほとんど無頓着であるかのように思えるのです。

ヨーロッパ諸国の反応を懸念する必要が無ければ、1872年に日本当局はそのZadkia号を追放していたでしょう。同様に、小泉首相はイラクの基本的な地理条件も知らないと認めておきながら、自衛隊をその国へ派遣する意思を示しています。彼は日本が協力を拒否した場合のアメリカ側の反応を危惧しているのです。130年前と現在の外交姿勢がどれ程変わったのでしょうか。日本人のイスラム社会に住む人々に対する同情や理解の程度は驚くほど低いままです。一方、欧米の権力政治に対する関心は著しく高いままなのです。

その様なヨーロッパ諸国の反応に気を配った行動にも関わらず、同年1872年にそのチュニジアの蒸気船Zadkia号に対する日本の対応は一変して厳しいものになりました。財政的損害のことでZadkia号の船長を訴える集団が幾つも現れ、ついに神奈川県は其の船舶を拘束し競売に掛けてしまったのです。Zadkia号は日本訪問を果たしたものの、二度と祖国に戻ることは無かったのです。

同じ19世紀にイスラム教国から別の船舶が日本を訪れました。しかし、その船舶に対する対応についてもやはり欧米を斟酌したものでした。こちらは先ほどのZadkia号の件よりも有名な話で、1890年9月に和歌山県沿岸で沈没したオスマン・トルコ帝国の戦艦Ertugrul号であります。Sultan Abdulhamid 2世がErtugrul号を日本に派遣した真意は学者の間で長年論議を醸し出しております。筑波大学の小松香織氏はErtugrul号の主な使命は日本へ向かう途中に南アジア、東南アジアを訪れること、またあわよくば汎イスラム運動の波を広めることであったと主張しております。他の学者も各々の意見を述べており、中にはオスマン・トルコ帝国はロシアの拡大を封じ込めようとトルコ-日本同盟の可能性を探っていたとする考えもあります。

真意が何であれ、1890年6月初頭、Ertugrul号は横浜に到着し乗組員は関東地方でその夏を過ごしました。使節団長Osman Pasha少将の上品な物腰や行動により、日本の指導者達の間で彼の評判も高まり、訪問の前半は大成功でした。しかしトルコの戦艦の中でコレラ

が大流行し始めると、その来訪者達に対する国民の目もあまり好ましくないものになりました。日本政府はコレラ撲滅に全力を注ぎ、ついにコレラの流行は治まったものの、間もなくさらなる災難に見舞われます。Ertugrul 号はついに関東地方から帰国する際に、猛烈な台風に向かって一直線に航行してしまい、Ertugrul 号は跡形も無く波に飲み込まれ乗組員の殆どが溺死してしまったのです。

Ertugrul 号の災難から生き残った 69 名の乗組員を日本の人々は本当によく介抱し、彼らを支援する義捐金も相当な金額が集まりました。日本政府は比叡、金剛の 2 隻の軍艦に生存者達を乗せて帰国させる決定をしたのですが、私個人と東洋大学の三沢伸生氏の研究が示す通り、その決定の背後にはオスマン・トルコ帝国との関係よりもむしろヨーロッパ諸国との関係への配慮があったのです。

これまでは明治期に日本を訪れたイスラム教徒についてだけお話させていただきましたが、これからは西アジアを訪問した日本人について述べさせていただきたいと思います。日本人がヨーロッパを訪れる際、必ずと言って良いほど彼らはイスラム諸国を経由していました。1869 年のスエズ運河開通以前から渋沢栄一などの日本人旅行者達がエジプトでの体験などを記しています。近代の日本人の中でイスタンブールと東地中海を初めて訪れたのは福地源一郎であった様です。岩倉欧州視察団の一環で福地はオスマン・トルコ帝国を訪れました。後に、東京日日新聞編集者として働く福地は 1877 年から 78 年に起きた露土戦争などの西アジアの政治的な事件について記事を書いております。

福地の後にも明治期の日本人は西アジアを訪れています。1878 年に日本の軍艦清輝はスエズ運河を渡り、地中海を巡航しました。イスタンブール滞在中に艦長はオスマン・トルコ帝国の王との謁見が許されました。また、1880 年から 81 年にかけて派遣された吉田使節団はより大掛りな使命を抱えてペルシャとオスマン・トルコ帝国を訪問しました。外務省職員吉田正春の先導の下、使節団はその 2 つのイスラム教国家の政府首脳と会見を設けることに成功したものの、その長期的な目標を果たすことは困難であった様です。私個人は吉田使節団の研究にまだ本気で着手しておりませんが、中岡三益氏や岡崎正孝氏など、年輩の学者の方々がこの分野の研究に対する素晴らしい入門書を著しております。

また、中岡三益氏は、福地源一郎、箕作麟祥、原敬、長谷川喬などの政府関係者がエジプトの混合裁判制度を調査した経緯を検証しておりますが、中岡氏の研究は日本とイスラム社会の関係において興味深い側面を取り扱っています。1870 年代、80 年代、日本政府は欧州諸国と結ばれた不平等条約を改正しようと躍起になっていました。この日本政府関係者達が研究を行った目的の一つはエジプトの欧州に対する経験を調査し、日本が甘んじている不平等条約の縛りから抜け出す有効な教訓の有無を確認する為だったのです。その後、

エジプトの経験は日本の政治討論の中である参考点となりましたが、それは当初の目的とは違う方向で持ち上がったのです。私の研究も明らかにしておりますが、興味深いことに1894年から95年に韓国征服を初めて試みようとした際に日本の新聞、政府文書は共にエジプトの例を強調しました。

Ertugrul 号の災難の後に、少数ではありますが日本人がイスタンブールに居を定めました。その日本人の中でも、野田正太郎、山田寅次郎は最もよく知られています。彼らの伝記に関する詳細はまだ調査段階ではありますが、野田正太郎の研究を行っている主な学者は三沢伸生氏とこの私です。また山田寅次郎については Bogacizi 大学のトルコ人学者 Selcuk Esenbel 氏、そしてアジア経済研究所の長場紘氏が調査研究を行っております。

野田、山田の両名は Ertugrul 号の生存者救援活動の関係でイスタンブールを訪れ、しばらく現地で滞在することになりました。そのイスタンブール訪問により両名は生涯トルコに関心を持ち続け、トルコと日本の関係を発展させました。

時事新報の記者として、野田はトルコ文化を広く日本人に知らせ、日本とオスマン・トルコ帝国間の交易関係の促進を試みました。しかし、比較的若い年で亡くなった為に1世紀以上も彼の貢献は殆ど忘れ去られていました。一方、山田寅次郎は健康的で長命な人生を送りました。彼の手に入れやすい著作物や、1930年代に日本・トルコ学会の会長としての働きにより、彼は野田に比べるとよく知られています。

19世紀の日本と西アジアには他にも述べるべき2つの側面があります。初めの1点は当時の日本にイスラム社会像があった様に、イスラム社会にも日本に対する印象が存在していたのです。この分野の先駆けとなったのはオーストラリアのクィーンズランド大学に最近転勤したばかりの若手のアメリカ人学者 Renee Worringer 氏であります。彼女は印象的な博士論文を発表しております。その論文で当時のイスラム社会が日本について議論し、日本を注視していたことが様々な角度で論じられております。もし条約の公正化を目指す日本政府の論議にエジプトがある程度影響を与えていれば、日本はイスラム社会が抱くアジア復興に対する希望を膨らませ、イスラム諸国の権益を多少は考慮した国際政治の力関係に導くことに大きな役割を果たしていたことでしょう。

イスラム社会の中で日本政府と日本人の意図に対する疑念があったことは事実ですが、全般的に言ってイスラム社会が日本に対して抱く興味関心は日本がイスラム社会に対して抱く興味関心と比べてもっと大きいと言えるでしょう。私の視点から述べさせていただきますと、この様な交友関係を拒否することで日本は自国の国益を高める大きなきっかけを失っています。日本に対するイスラム社会が抱く期待は日本人のイスラムに対する無

関心という心の壁に幾度も阻まれているように思えます。

未だに深く掘り下げた研究が為されていない分野ではありますが、日本とトルコの外交関係の歴史を紐解けば、その心の関係が見事に反映されていたことが分かります。1870年代が始まるとすぐに、日本とオスマン・トルコ帝国は定期的な交渉を開始しました。Renee Worringer 氏、小松香織氏の調査結果によりますと、結局両国の交渉は決裂してしまうのですが、その主な理由は日本側がオスマン・トルコ帝国を対等な関係で扱うことに難色を示した為でありました。言い換えればヨーロッパ諸国が日本に対して行った様に、日本は不平等条約をオスマン・トルコ帝国に押し付けようとしていたのです。しかしオスマン・トルコ帝国はこれを断固として拒否しました。将来、私はこの問題の詳細について検証してみたいと思っております。

さて、20世紀初頭の日本と西アジア・イスラム諸国の関係史についてお話ししたいのですが、問題は学者達も未だにその全体像を掴みきっておらず、現在はその断片しか知り得ません。また、私自身がこの時期に焦点を当てた研究を行っておりませんので、私のこの時期に対する説明も私が目を通した学者達の論文から得た情報に限らせていただきます。

しかし、基本的に大正、昭和初期ほど日本政府の関係者がイスラム社会に関心を寄せた時期はありません。この時期、数多くの日本人がイスラム教に改宗し日本-イスラム交流の促進に積極的に関与しました。そして現在、中央アジアのトルコ人 Abdurresid Ibrahim に大多数の学者の関心が寄せられています。彼は一生をかけてヨーロッパ列強に対して日本-トルコ反植民地同盟の結成に尽力しました。黒龍会など日本国内の汎アジア主義を唱えるグループは Ibrahim の運動を支持しました。この Abdurresid Ibrahim と彼と交流のあったグループに関する研究は、小松久男氏、Selcuk Esenbel 氏、Renee Worringer 氏、Elmostafa Rezrazi 氏などの学者達の著作に結実しています。

その後、日本陸軍幹部や右翼論者達はイスラム社会事情に強い関心を持ち始めます。日本陸軍の橋本欣五郎は、青年トルコ革命が日本国内に極めて重大な政治行動を起こす模範となったと主張しております。さらに Cemil Aydin 氏はこの点について優れた博士論文を発表しております。その論文で示されている通り、大川周明はイスラム社会の反植民地運動は西欧列強に抵抗するアジア運動の一環であり、「アジア」復興の先駆けとなっていたらと論じております。

1930年代日本の政府関係者がイスラムに関心を寄せると共に、数多くのイスラム研究機関が創立され、その多くが独自の機関紙を発行しました。Cemil Aydin はこれらの研究機関はイスラムの動向調査において素晴らしい研究をしていたと評価しております。また、彼は

1930年代における日本のイスラム研究は同時期の西欧のイスラム研究よりも質が高かったとも主張しています。

ここで付け加えさせていただきたいことは、1930年代のイスラム研究の大半が日中関係と深い繋がりがあったということです。私が数々の研究書から手に入れた情報に拠りますと、当時イスラムに対する関心を深めていた日本の指導者が相当数存在していた理由の1つには、イスラム教を中国支配の道具の1つとして用いようとしていた為であった様であります。当時から中国国内のイスラム教徒の人口は無視出来ないほど巨大であり、日本軍は彼らを説得して日本の味方に引き入れるか、少なくとも中国の民族主義者と結びつかない様にする目的があったようです。実際はこの企みは失敗に終わるのですが、ほんの一時期でも「イスラム政策」が日本政府内で重要優先事項の1つであったことは誠に興味深い点であります。

会場の皆様方の多くがこの様な情報を初めて耳にしたことと思います。しかし、何故これらの事実はあまり知られていないのでしょうか。おそらく、一番大きな理由は第二次世界大戦の終結にあると考えます。日本が敗戦してイスラムに関する研究所は全て閉鎖処分となり、「イスラム政策」に従事した学者達は転職するか、もしくは他分野の研究を始めました。日本はそれまで蓄えてきた「イスラム研究の遺産」の大多数を失ったのです。

その後日本がアメリカの占領から解放され独立権を取り戻した時、本格的にイスラム研究を行っている者はほとんどいませんでした。1950年代から60年代にかけて日本は主要なエネルギー源を石炭から石油に転換しました。これによりアラブ諸国の研究は優先課題となったのではないかとと思われる方がいらっしゃるかもしれません。しかし、実際はその様な研究はほとんど為されなかったのです。日本はアラブ諸国からの石油の輸入確保をアメリカに頼り、その地域で起きている変化に対して全くと言って良いほど何も理解していなかったのです。しかし、ついに1973年の石油危機によって日本政府はその平和的麻痺から覚まされ、そしてアラブ諸国と自国との間に特定の繋がりがほとんどなく、その地域に関する優秀な学者もいないことに気付くのです。

日本人がイスラムに対する無関心さを悟ったのは石油危機が初めてではありません。あの1872年のZadkia号が横浜を訪れた時にも日本のイスラム教やイスラム社会に対する関心の薄さは明らかでありました。そして、このイスラム社会に対する慢性的な無関心さの結末は日本史上、最も重大な政治的・経済的危機の1つとなったのです。

御承知の通り、日本は何とか危機を乗り越えました。しかし、問題は石油危機そのものではなく、何故あの事件が日本人をあそこまで震撼させたのかということでもあります。石油

危機の様な重大な危機を予言していた方もいらっしゃったのですが、日本全体としては危機に対して全くの無防備でした。この失敗の原因の根本はイスラム地域の研究不足にあります。1973年当時、日本にはイスラム社会を研究する専門機関は存在していませんでした。また、その地域を研究している大学教授もほとんどいなかったのです。さらに、現在も言えることなのですが、外務省でさえイスラム諸国の知識には疎い北アメリカ専門家が影響力を持っていました。これは皮肉な例えになるでしょうが、大川周明ら戦前の右翼学者達は、今でこそ非難的となっていますが、きっと彼らの2世代後の学者達よりも石油危機を的確に予期していたことでしょう。

さて、私がこの講演で最も強調させていただきたい点は、イスラム社会に関する事件が日本人を驚嘆させ続ける理由は単純に日本人のほとんどがその地域を無視続けている為だということにあります。石油危機、イラン革命、イラン・イラク戦争、ペルシャ湾岸戦争、米国同時多発テロ、これら全ての事件が日本の指導者達の肝を潰し、そしてこの国に重大な影響を与えてきたのです。ここで皆様に断言したいと思います。日本がこれまでこのような事件を予期できなかった理由の1つはこの国が西アジア地域の研究に人的・財政的資源を投入してこなかった為であります。これは、日本の政治家達が国際関係のゼネラリストや北アメリカ研究者を重視するあまり、現存する国内のイスラム研究者達をほとんど無視してしまっている為であります。

明治期の日本政府が *Zadkia* 号や *Ertugrul* 号の事件を日本と西欧諸国の関係の枠からしかとらえていなかった様に、今日の日本の指導者達もアラブ諸国を日米関係の枠でしか考えていないのです。日米関係が日本の国益と繁栄の為に大変重要であることに私は異を唱えてはいません。しかし、それが他の地域で起きていることを理解しようとしないうことへの日本の弁解となるとはととても信じられないのです。自衛隊をイラクに送れば *Bush* 大統領は喜ぶでしょうが、日本が現地に派兵することにアラブ諸国の人々はどうか考えるでしょうか。小泉首相や川口外相はこの点をよく理解していないのではないかと疑ってしまいます。

私が歴史学を愛して止まないのは、その学問が誰でも発見できる知識がつまっている宝庫だからであります。私は自分の人生を通じて様々な個人的な経験を培ってきました。同時に歴史を学ぶことによって、私は数多くの人々の経験も得ることができるのです。必要なものは研究の為に費やされる時間や調査を粘り強く続ける忍耐、そして新しい発見をすることに対する喜びの気持ちであります。ただ一方で、歴史が与えてくれる大切な経験に気付いていない人々が大半であることは本当に残念な事実であります。多くの人々が歴史を陳腐で関連性の無い事件の羅列に過ぎないと思っています。非常に嘆かわしいことですが、歴史のことをこう思う人達はこれからも何か事件が起きる度にショックを受け続けることでしょう。

日本の学者達や指導者達は今まで以上にイスラム諸国研究を真剣に受け止めるべきだと、私は強く主張いたします。第二次世界大戦後、日本に甚大なる影響を与えてきた数々の事件の歴史を紐解いてみるとその多くが西アジアに端を発しております。国内の労働運動を沈静化させ、自民党の権力固めを助けたという点において、1950年代から60年代の石炭から石油のエネルギー転換は政治的に重大な決断の1つではなかったのでしょうか。1970年代に石油危機以上に重大な事件があったのでしょうか。ペルシャ湾岸戦争は日本政府が憲法第9条の護憲主義を低下させた唯一最大の理由でなかったのでしょうか。これらのことを鑑みた時、西アジアが日本の政治に与える影響は桁外れに大きいことは確かです。それにもかかわらず、日本人の大半がイスラム社会に対して無関心であり続けることは全く不可解なことなのであります。

皆様の中でこの状況を変えたいと願う方がいらっしゃれば、テロリズムやイラク戦争が人々の注意を引いている今こそ格好の時期であります。今までの日本人の傾向を述べさせていただくと、普段はアラブ諸国には目もくれず、何か重大な事件が起きるとその時は格別に注意を払い、時とともにまた忘れ去ってしまうのです。そしてこの悪循環が続いてきたのであります。

最後に西アジア研究の始め方を2つ提案させていただき、この講演を締め括りたいと思います。1つは直接的な方法で、トルコ語、ペルシャ語、そしてアラビア語を学び、それからその地域の歴史や文化を研究していくという方法であります。大半の学者はこの方法を採用しています。しかしながら、私や私がこの講演の中で挙げた人々は少数派でありまして、前者とは違う方法をとっております。我々は西アジアと同等に日本に対しても焦点を当てております。何故なら、日本とイスラム諸国との間には直接的な相互関係を持っていた長い歴史が存在しているからであります。そしてこの歴史の存在こそ長い間日本人が記憶から無くしてしまっていることなのです。

マイケル・ペン
西南学院大学にて
9月28日2003年

この講演で言及した研究者達の主な参考文献を以下に紹介します。

小松香織

「アブデュルハミト 2 世と 19 世紀末のオスマン帝国—エルトゥールル号事件を中心に」、
『史学雑誌』、第 98 卷 9 号、1989 年。

“100 uncu Yildonumu Munasebetiyle ‘Ertugrul Firkateyni’ Faciasi,” 『日本中東学会年報』、
第 5 号、1990 年。

Ertugrul Faciasi: Bir Dostlugun Dogusu, Turhan 出版、アンカラ市、1992 年。

小松久男

『ジャポニヤ—イスラム系ロシア人の見た明治日本』、第三書館、東京、1992 年。

三沢伸生

「オスマン朝と日本の関係—山田寅次郎の事跡の検証」、『イスラム社会におけるムスリム
と非ムスリムの政治対立と文化摩擦に関する比較研究』、北海道大学、札幌、2001 年。

「1890 年におけるオスマン朝への日本軍艦比叡・金剛の派遣—エルトゥールル号の遭難に
対する日本社会の反応」、『東洋大学社会学部紀要』、第 39 卷 3 号、2001 年。

「1890 年におけるオスマン朝に対する日本の義捐金募集活動—エルトゥールル号事件の義
捐金と日本社会」、『東洋大学社会学部紀要』、第 40 卷 1 号、2002 年。

“Relations between Japan and the Ottoman Empire in the 19th Century: Japanese
Public Opinions about the Disaster of the Ottoman Battleship *Ertugrul*,” 『日本中東学
会年報』、第 18 卷 2 号、2003 年。

長場紘

「山田と寅次郎の奇跡—日本・トルコ関係史の一側面」、『上智アジア学』、第 14 号、
1996 年。

「日本とトルコ—国交樹立への歩み」、『現代の中東』、第 22 号、1997 年。

“Japan and Turkey Historical Process for Diplomatic Relations,” *Perceptions: Journal of International Affairs*, 第 2 卷 3 号、1997 年。

『近代トルコ見聞録』、慶応義塾大学出版会、東京、2000 年。

中岡三益

「外務省御用掛吉田正春波斯渡航一件」、『三笠宮殿下古稀記念オリエント学論集』、小学館、東京、1985 年。

“The Yoshida Masaharu Mission to Persia and the Ottoman Empire during the Period 1880-1881,” 『上智大学外国語学部紀要』、第 24 号、1989 年。

“Japanese Research on the Mixed Courts of Egypt in the Earlier Part of the Meiji Period in Connection with the Revision of the 1858 Treaties,” 『上智アジア学』、第 6 号、1988 年。

岡崎正孝

明治の日本とイラン—吉田正春使節団（1880）について』、『大阪外国語大学学報』、第 70 卷 3 号、1985 年。

Cemil Aydin (トルコ人)

“The Politics of Civilizational Identities: Asia, West and Islam in the Pan-Asianist Thought of Okawa Shumei,” 博士論文、ハーバード大学、2002 年。

Selcuk Esenbel (トルコ人)

“A *Fin-de-Siecle* Japanese Romantic in Istanbul: The Life of Yamada Torajiro and His *Toruko Gakan*,” *Bulletin of the School of Oriental and Asian Studies*, 第 59 卷 2 号、1996 年。

「世紀末イスタンブールの日本人—山田寅次郎の生涯と『土耳其画観』、『近代日本とトルコ世界』、東京、1999年。

“Osmanli Imparatorlugu Hakkinda XIX. Yuzyil Japon Seyahat-nameleri ve Istihbarat Raporlari,” *Osmanli*, 第2号、2000年。

“Japanese Interest in the Ottoman Empire,” *The Japanese and Europe: Images and Perceptions*, Curzon 出版、イギリス、2000年。

“Alacakaranlik Diplomasisi Osmanli Japonya Iliskisi,” *Tarih ve Toplum*, 第37巻218号、2002年。

“Japan and Islam Policy During the 1930s,” *Turning Points in Japanese History*, Curzon 出版、イギリス、2002年。

The Rising Sun and the Turkish Crescent: New Perspectives on the History of Japanese Turkish Relations, Bogazici 大学出版、イスタンブール市、2003年。

Michael Penn (アメリカ人)

“Shotaro Noda’s Chronicle of the Japanese Warships Bound for Turkey (Parts I-V),” 『北九州市立大学法政論集』、2001–2004年。

Elmostafa Rezrazi (モロッコ人)

「大亜細亜主義と日本イスラーム教—波多野烏峰の『諜報からイスラーム』への旅」、『日本中東学会年報』、第12号、1997年。

Renee Worringer (アメリカ人)

“Comparing Perceptions: Japan as Archetype for Ottoman Modernity, 1876-1918,” 博士論文、シカゴ大学、2001年。

インドネシアにおけるイスラムと大衆文化 —ダンドウット歌手イヌルをめぐって起きたこと—

佐々木 拓雄 (九州大学大学院比較社会文化研究科博士課程)

1. はじめに

現代イスラム世界の各地では、「イスラム復興運動」が高まりをみせている。この運動は、通常、ムスリム（イスラム教徒）としての覚醒を個人によびかけるとともに、“イスラムはムスリムの生活全般を規定する包括的システムである”という理念にしたがい、政治を含む社会生活の諸領域に対する宗教の介入を深めていく運動として理解される。関連研究においては、運動家の側に焦点が当てられやすいが、当該社会でいま何が起きているのかを正しく知るためには、運動の前線に現れない一般のムスリム住民（一般大衆）が運動の高まりをどう受けとめているのかという問題を同時にとりあげる必要がある。

本報告は、そのような問題意識に立って、今日のインドネシア・ムスリム社会の態様と発展の過程を議論する。インドネシアの住民の約9割はムスリムであるが、同国は、独立から現在まで、世俗主義的志向を含む国家原則を採用し、社会生活の諸領域に対するイスラムの介入は比較的かぎられた範囲にとどまってきた。だが、この国でも、イスラム復興運動は、ある時期から社会内でさまざまな形をとって芽生え、とりわけ独裁的なスハルト政権（1966-98年）の崩壊を機に言論その他の活動が自由化した後は、政治・社会にまたがる広い領域において活性化した。そこで、運動家たちと一般大衆との関係は、どのようなものとしてあらわれ、展開しているのか。

以下ではまず、スハルト政権崩壊後のイスラム復興運動の活性化が、その当初、社会でどのような反響をよんだかという点についてふり返る。そのうえで、運動家たちと一般大衆の関係の発展を示す重要な出来事として、2003年初頭から約半年間にわたり国内で広く生じた「イヌル現象 (fenomena Inul)」をとりあげたい。「イヌル現象」とは、お尻を駆使した独自の踊り＝「ドリル型踊り (goyang ngebor)」を売りとする女性ダンドウット歌手イヌル・ダラティスタ (Inul Daratista) の急速な人気の高まりと広がりを示す現象である。イヌルの「ドリル型踊り」は、有名になってまもなく、多くのイスラム運動家たちによって「エロチック」で「背教」、「住民のモラルを破壊する」とみなされ、各地でコンサート禁制の動きが起きた。しかし、一般のムスリム住民の大部分は、彼女の踊りを、背教とも、モラルを破壊するものともみとらず、結局、その見方の違いをもとに、彼らの間では、イスラム運動家たちに対する強い反発が生まれていく。見方の違いはなぜ生じたのか。反発はどのような言葉によって表されたのか。それらを解くことによって、インドネシア・ムスリム社会のどのような発展がみえてくるのだろうか。

2. 「イスラム主義」と「イヌル現象」

スハルト政権崩壊後、インドネシアの政治・経済状況は（以前に引き続き）悪化し、社会は大き

な失望に包まれるようになった。そうしたなか、「イスラムが解決策である」と、従来の国家原則を否定し、政治・社会の全面的改革を訴える「イスラム主義」運動が目立って現れはじめた。

部分的には総選挙(1999年)におけるイスラム主義政党の不振に示されるように、多くの住民は、イスラム主義の支持には向かわなかった。その理由は、一般に、彼らがイスラムの教義に疎いとか、彼らの生活においてイスラムが重要な地位をしめていないからではなく、イスラムの理念と現実生活との間に生じるさまざまな矛盾を受け入れながら、緩やかな生活の指針としてイスラムを実践する彼らの信仰スタイルが、教義至上主義的な運動家たちのそれとは異なるためだ [佐々木 2002]。彼らの信仰スタイルは、インドネシア土着の文化的寛容さに由来しているともいえる。

多数の住民から支持されていないとはいえ、イスラム主義者(教義至上主義者)の立場は、教義が「絶対」であるムスリムの社会において、コミュニケーション上の優位を獲得しやすい。スハルト政権のイスラム運動に対する圧力が解かれ、従来の国家原則の吸引力が弱まったのを背景に、イスラム主義者たちの発言力は、日常生活をとりまく言説やイデオロギーのレベルにおいて高まり、ときには一部の強硬な行動とも結びついてきた。この状況の変化に対して、一般のムスリム住民は、「教義」に逆らわず、「沈黙」する傾向にあるが、2003年、イヌルの「ドリル型踊り」の人气が全国的に高まり、イスラム運動家たちの糾弾やイヌル禁制の動きが起こされたときは、「沈黙」は明確で大規模な「反発」へと転じた。なぜだったのか。

3. 「ドリル型踊り」の大衆性

その理由のひとつは、「ドリル型踊り」が、長い間、人びとの間で「正統な」文化として親しまれてきたダンドウットのスタイルを継承していたためだといえる。

ダンドウットは、グンダンとよばれる素手打ちの太鼓とスリンという竹笛を演奏の基調とし、シンプルな旋律と歌詞を特徴とするインドネシア独自の大衆音楽である。この音楽には、大きくみて2つのスタイルが存在する [Brone 2000]。1つは都市的に洗練され、1970年代以降、テレビの世界を中心に広がったもの、もう1つは、それ以前から、田舎の野外コンサート会場で毎日のように開催されながら発展を続けてきたものである。前者が「上品な」芸術であろうとするのに対して、後者は、「低俗で、田舎的」だと揶揄されながら、おもには下層大衆の「気晴らし」のためのダンス音楽、娯楽として定着してきた。その歌手の大半は、少ない稼ぎで地方をまわる女性たちである。

イヌルも、彼女の「ドリル型踊り」も、この後者の文化的空間において出現した。「ドリル型踊り」は、お尻を非常な高速で水平回転させながら、なおかつ上下にも律動させるきわめてエネルギッシュな踊りである。イヌルの人気は、おそらく、スハルト後の不明瞭な政治・社会状況に対する人びとの欲求不満の激しさをも示していた。イヌル人気は、各地方を巡り伝わる噂や、日頃の舞台の模様を収録した違法VCDの流通という形をとって拡大し、ついにはテレビ界を席卷するにいたった。

「ドリル型踊り」の動きは、見方によれば、「エロチック」とも映るものであった。多くのイスラム運動家たちがこれに対する警戒心を強め、糾弾や禁制運動を行なった。そして、複数の地方行政機関が、運動家たちの要求を受け入れ、イヌルのコンサート禁制を決定した。そうした動きに対して、大衆側から反発が起きていく。

4. 「偽善」と形式主義に対する批判

大衆側からの反発は、禁制の及んでいないコンサート会場に出かける、新聞など活字メディアに投書を送るなどの形を通して展開した。反発の声は、時が経つにつれ、非常に大きなものへと膨れ上がっていった。

数多くの人びとが、イヌルの舞台での踊りのどこがモラルを破壊するものなのかという疑問を唱えた。同時に、そこでは、「偽善 (munafik)」という言葉を用いるなどして、宗教の形式主義 (教義至上主義) に対する批判が展開された。「エネルギーで健康的なイヌルの踊りは、自らがよからぬ想像をする者にとってはエロチックなものとし映らないようだ」といった、イスラム運動家たちに対する批判が無数に放たれた。

そうした反発の声は、マス・メディアの表象を通してイヌルの人物像が明らかになるにしたがい増幅した。まず、人びとの関心を引きつけたのは、彼女の清廉潔白なサクセス・ストーリーだった。イヌルは、不正とも権力者とのコネも一切ないまま、底辺からトップ・スターへと上り詰めた稀有な存在であった。さらに、テレビで毎日のように映し出される彼女は、類をみないほどに「正直者」で「飾り気のない (lugu)」人物だという印象をあたえ、好感をよんだ。そうした彼女をみて、多くの人びとが、イスラム運動家たちの要求などよりも、彼女の存在こそが、国民が求めている「正しさ」を示すもの=インドネシア人の模範ではないかと語り始めた。

4月には、ダンドゥット業界の第一人者で、イスラム宣教師でもあるロマ・イラマ (Roma Irama) が、イヌルを直接向かい合わせ、「ダンドゥットのイメージを貶める」、「背教」である、「モラルを破壊」していると、再度糾弾した。イヌルは泣かされ、「懺悔」を強要された。この事件は大々的に報道され、イヌルはさらに支持を広めた。支持者たちは、ロマ・イラマを「偽善者」、「自己崇拜者」として非難する一方、イヌルについて、「アッラーは (運動家たちよりも) イヌルを褒め称えるだろう」といった形で、宗教的にも「正しさ」を象徴する存在として語るようになった。

5. まとめ

「イヌル現象」が表わしていたのは、スハルト政権崩壊以後、強まりをみせていたイスラム復興運動に対する大衆社会側からの一ダンドゥットという文化を経由しての一「押し戻し」であったといえる。注目すべきことに、その「押し戻し」は、世俗主義的論理によって行なわれたのではなく、宗教の枠組のなかにおいての形式主義批判という形をとった。イヌルは、イスラム運動家たちによって「背教」のレッテルを貼られたにもかかわらず、一連の過程のなかで、インドネシア人の模範であるだけでなく、宗教的にも「正しい」存在であると語られるようになった。

今日、インドネシアにおいて、目立たないながらも最も広く進行しているのは、“包括的システム”理念を追及するという意味でのイスラム復興とも、単純な世俗化とも、回収して説明されることのない何かであるだろう。それは、形式よりも内面の信仰を重視し、教義と現実との間の矛盾はそれとして受け入れ、そのなかで、各々がよきムスリムであることを目指すといった形の、もうひとつの「イスラム復興」ではないかと思われる。



Photo by Pamungkas / Jawa Pos (Radar Jogja)

<参考文献>

- Brone, Susan. 2000. "The Gender Implications of Dangdut Kampungan: Indonesian 'Low-class' popular music". Centre of Southeast Asian Studies Working Paper 109. Clayton: Monash University.
- Gunawan, FX Rudy. 2003. *Mengebor Kemunafikan: Inul, Seks, dan Kekuasaan*. Kawan Pustaka (Depok) & Galang Press (Yogyakarta).
- Nabonenar, Bonari (ed). 2003. *INUL!*. Yogyakarta: Bentang Budaya.
- 佐々木拓雄. 2002. 「ジャワのムスリム社会と再イスラーム化—『多様性』の今日的位相」『比較社会文化研究』第12号.
- 中村とうよう. 1999. 『ポピュラー音楽の世紀』 東京：岩波書店.
- 見市建. 2002. 「民主化期におけるイスラーム主義の台頭—インドネシアのダーワ・カンパスと正義党」『現代の宗教と政党—比較のなかのイスラーム』日本比較政治学会年報第4号. 早稲田大学出版部.
- 山内昌之編. 1996. 『「イスラーム原理主義」とは何か』東京：岩波書店.

<新聞・雑誌・インターネット>

- Jawa Pos. Kompas. Gatra. Tempo. Sabili. Nova.*
- www.goyanginul.com (イヌル公式 HP)

日本人とイスラム教徒との共存の条件を探る

1. はじめに

- ・世界的問題とイスラム（パレスチナ問題、9.11 テロ、バーミヤーンの石仏破壊、イラク戦争、）
- ・世界のムスリム
- ・3 億人（約 5 人に 1 人、少子化のないイスラムでは将来は 3 人に 1 人）、実際のテロリストは 10 万人に 1 人、欧米メディアの力による本質の歪曲
- ・東南アジアでのイスラム過激派の増大
シンガポールでの大規模なテロ計画の摘発、フィリピン、インドネシア、マレーシアでの過激派の連携強化（フィリピン、インドネシアは米の軍事行動の対象リスト）

2. 日本のイスラム教徒の数（諸説）

（イスラミックセンター）5 万人以上

（岩波イスラーム辞典）10 万人

（日本ムスリム協会）在日外国人が約 10 万人、日本人が約 7 千人で、そのうち約 2 千人は外国人と結婚して入信した女性

（日本政府）我が国に在留するイスラム教徒の人数については、把握していない。なお、全人口の五十パーセント以上がイスラム教徒である国の国籍を有する外国人登録者の総数は、平成 2 年末の 15042 人から平成 12 年末の 5 万 3990 人へ増加。

3. 東アジアのイスラム教徒の数

約 1,800 万人回族、ウイグル族、カザフ族など主に少数民族が中心。スンニ派が主流。

4. 日本におけるイスラム教徒の増加の実態

- ・一時的な出稼ぎ労働者から定住者へ（イラン、マレーシア、パキスタン、インドネシア、インド、バングラデシュ）
- ・日本人によるイスラム教徒への改宗者、結婚による改宗者と子ども
- ・礼拝所とモスクの増加（東京モスク、一の割りモスク、伊勢崎モスク）
- ・ハラール・レストランとハラール・ストアの増加
- ・多様性における世界と日本との対比、日本とイスラムの宗教的特質の比較

3. イスラム教徒の共存・軋轢の実態

- ・友好的関係が基礎、その背景（滞在者のレベル、日本人の付き合いのレベル、入管政

策)

- ・課題（一般的イスラム教徒・単純労働者との共存の場合、ヨーロッパ的状况）
- ・コーラン破棄事件（質問趣意書）

cf: フランス、ドイツ、イギリスにおけるイスラムに関する事件（悪魔の詩事件、ヘッドスカーフ事件）

4. イスラム教徒との共存のための条件

イスラム教への正確な認識（教義内容、信仰形態、生活習慣、価値観） 別添
イスラム教徒への適切な対応（法的・行政的措置：子どもの教育、女性への対応、食生活、労働問題、信仰生活形態の尊重）

日本におけるイスラム組織の実態と努力、日本の対応のレベルとの差

課題：国内における異文化との共存の条件を整えるべき

5. イスラム教の基本的理念の理解ために

- ・イスラム世界における人々と社会の理解（イスラム教徒の居住する社会の特質）
- ・イスラム教の普遍的本質の理解（六信五行の理解、信仰と博愛）
- ・ジハード（努力する）の概念（1）自らに対するジハード（自己克服など）（2）悪に対するジハード（欲望などとの戦い）（3）偽善と不信心に対するジハード（人々を正しい道に導く努力）（4）不正、禁じられた行為、異端に対するジハード
- ・地域独自にディフォルメされたイスラムの特質
（聖者崇拜、男尊女卑、一夫多妻制、テロリズム）
- ・イスラム教徒一般の宗教的生活習慣の理解（食事、服装、冠婚葬祭、礼拝、酒、利子）

6. 日本のイスラム教徒への制度的対応のために

- ・共存共栄のための基本的制度を作ること（アマーン制度の日本版の確立）
- ・「子どもの教育現場」でのシュミレーションでわかること
（礼拝、食事、服装、運動、断食、トイレ）

7. まとめ

- ・日本的共同体の特色を生かした理解と配慮の必要
人間関係の密度、慣習と保守性に共通性
- ・心の豊かさを基本とする実践力の確保と教育の重要性
共存の模索を通じた、生き方の質の深さ、学びと創造の力の確保
心の温かさ、優しさ、思いやりと感謝の心による平和共存の実現



サラート(礼拝)

イスラームの教え

イスラームとは

イスラームはアラビア語で「平和」を意味する語源が転化したことばで、「服従、帰依、従順」などの意味もあり、宗教的には神に対する完全な帰依、服従を表わすものです。

いつも唯一神アッラーの教えを守り、アッラーを敬愛することによって、愛護され、恐れや憂いを感じることのない心やすらかな状態に導かれます。そして肉体と精神が真の平和を獲得し、各自が自分の持てる力を最大限に発揮して、現世と来世において 限りない幸福を享受できるよう説いているのがイスラームの教えなのです。

ここでは以下簡単にイスラームの信仰の基幹である六信五行にふれるだけで、詳細は 他の機会に譲ることになります。

イスラームの六つの信仰

1. アッラーを信じること。
2. アッラーの天使達の存在を信じること。
3. アッラーにより啓示された諸経典を信じること。とりわけクルアーンは最後の完全なものである。
4. アッラーにより遣わされた預言者たちを信じること(特にムハンマドー彼の上に 平安あれーは最後の使者である)。
5. 審判の日・死後の世界の存在を信じること。
6. 人にはアッラーによって定められた運命があると信じること、

イスラームの五つの行

1. 信仰の告白

「ラー イラーハ イツラッ=ラーフ ムハンマド ラスールッ=ラー」アッラーの他に神はなく、ムハンマドはアッラーのみ使いである、と唱えること。

2. サラート(礼拝)

これは五つの行のうち最大の柱で、一日五回捧げます。

3. サウム(断食)

イスラーム暦の九月(ラマダーン)の29日間か30日間、黎明から日没までの間、飲食 はもちろん、さまざまな欲望を断ってアッラーの喜びのために専心するのです。

4. ザカート(喜捨)

ムスリムは、自分の蓄財(1年間蓄えた財産の一定部分)を喜捨します。また貧しい人や孤児や、神のために努力する者のためにこれを施さなければなりません。

5. ハッジ(巡礼)

1年のうち特定の一時期に、イスラームの聖地メッカにあるカアバ神殿へ参詣し、種々の行事を行うこと。十分な体力、時間、資力を備えるムスリムは、少なくとも一生に一度はこれを実行しなければなりません。

以上のようにイスラームの教えは六信五行から成り立つ簡明なものですが、同時にそこには深い哲理も含まれているのです。

サラート (礼拝)

礼拝のしかた

礼拝の意義

サラート（礼拝）は、イスラームの五つの行の中で最も重要なもので、み使いも「礼拝はイスラームの柱で、天国への鍵である」と言っています。毎日義務の礼拝として五回行いますが、それは常にアッラーの教えを守り、かれを讃美し、かれに服従を誓い、その導きと助けを求めて祈り、信心を深めるために行うものです。

澄んだ心でアッラーと対話することです。怠惰な気持ちを退けて、厳粛で真剣に礼拝に立ち、定められた文句を唱えるのです。そうすることによって誰でもアッラーの無限の恩恵にあづかれるのです。

多忙な現代生活の中では、定められた時間に礼拝を捧げるのが困難な場合もありますが、そんな時には、満員電車の中でも、礼拝を捧げることはできるのです。むしろ、工場で働く人のような場合でも、昼休みに礼拝を行うことによって、午後の労働への新しい活力となり、心が落ち着き、事故などの防止にも役に立つでしょう。定められた形を守るというのは言うまでもないことですが、礼拝は各自とアッラーとの大事な精神的交流の問題ですから、その時の状態に応じて、最も良い道を求めて善処すればいいのです。正しく真摯な礼拝にたいしてこそアッラーの大きな恩恵があるのです。

礼拝に際して注意すべき点

(イ) 世界のどの地にいても、正しくキブラ（メッカのカアバ神殿の方角）に向うこと。

(ロ) 身心を清浄にすること。

(ハ) 定められた時間帯内で、定められた礼拝をすること。

(ニ) 必ずニーヤ（意志表明）を行うこと。

(ホ) 服装に関しては、男性は最低限へそこからひざまでの部分は衣服を身につけること。女性は、手と顔以外はすべて衣服で被うこと。以上5つの点が守られていないと、礼拝は無効になります。

アザーン

さて礼拝の時刻が訪れると、一人がムアッズイン（礼拝時間がきたことを告げる人）になって人々に礼拝への呼びかけをします。その朗々と響きわたる呼びかけをアザーンといいます。ただし女性はアザーンをしてはいけません。

1. アッラーフ アクバル (4回唱える)
アッラーは偉大である
2. アシュハド アン ラー イラーハ イッラッ=ラー (2回)
アッラーの他に神はないことを証言する
3. アシュハド アンナ ムハンマダン ラスールッ=ラー (2回)
ムハンマドはアッラーのみ使いであることを証言する
4. ハイヤー アラッ=サラ (2回)
礼拝のために来たれ
5. ハイヤー アラ=ル=ファラー (2回)
成功のために来たれ
6. アッラーフ アクバル (2回)
アッラーは偉大である
7. ラー イラーハ イッラッ=ラー (1回)
アッラーの他に神はない

なお早朝の礼拝（ファジュル）の時は5の次に以下の文句を2回加えます。

アッ=サラート ハイルン ミナン=ナウム

礼拝は睡眠にまさる

なお、人々はアザーンを謹聴し、その場で各節ごとに、各自それを口中で復唱することが望ましい。

また、4と5の際にはそのまま復唱しないで、ラー ハウラ ワ ラー クウワタ イッ
ラー ビッ=ラーヒル=アリーイル アジーム（アッラーの他に力はない）と、それぞれ唱
えます。

東アジア学会第12回大会・日韓東アジア学会合同研究会

朝鮮の「改革・開放」は本物か？

日 時：2002年11月23日（土）14：00～17：00・24日（日）10：00～17：00

会 場：国際東アジア研究センター会議室

◆プログラム◆

《第1日 午後の部》

開会の辞	14:00
挨拶 東アジア学会会長 徳島 千穎 ((株)トクスイコーポレーション取締役社長)	
パネリストの発言 I	14:05-15:30
パネリスト	金 珍基 (釜慶大学校 教授)
	李 相萬 (中央大学校教授・民族統一研究所所長)
	姜 日天 (朝鮮大学校講師・在日本朝鮮社会科学者協会常任理事)
	李 南柱 (朝鮮問題研究所所長)
コーディネーター	趙 鳳彬 (筑紫女学園大学教授)
	櫻井 浩 (久留米大学教授)
休憩	15:30-15:50
パネリストの発言 II	15:50-17:00
《第2日 午前の部》	
全体討論	10:00-12:00
懇親昼食会	12:15-13:45
《第2日 午後の部》	
若手研究者研究報告会	14:00-17:00
報告者	福岡各大学大学院生・若手研究者
コーディネーター	菅 英輝 (九州大学比較文化社会研究院教授)
閉会の辞	17:00

朝鮮民主主義人民共和国における経済管理改善措置の解釈について

— 『物価』と『賃金』の改定を中心に —

在日本朝鮮社会科学者協会常任理事
姜 日 天
かん いるちよん

朝鮮民主主義人民共和国（以下、共和国）では、2002年5月11日付の『内閣指示』によって、同年7月1日より全般的価格と『生活費』ⁱの引上げ等の経済的措置（『7.1措置』）が実施されたと伝えられている。またこの数年間を見ると、連合企業所組織の解体と再編成、物資交流市場の形成、計画化体系と企業実績評価方法の手直し、財政・金融制度の改編、農業管理改善措置の実施など、経済の正常化と活性化のための措置が広範囲に実施されている様子が窺える。これら一連の動向を含め今回の『7.1措置』は、経済活動と人民生活に与える実質的影響において、共和国における社会主義制度の樹立（1958年）以来の重大な変化を担っていると見なされているⁱⁱ。

ここでは、『7.1措置』の主要内容を可能な限りで概観し、その意図や特徴などについて評価してみた。ただし『7.1措置』の範囲や実施手順など詳細についてはなお不明な点が多く、今後の状況によっては事実関係の訂正や解釈の変更を迫られる可能性も否定できない。

1. 『7.1措置』のおもな内容と各措置のねらい

5月11日付『内閣指示』の原文だけでなくその解説も公表されていない現段階において、経済措置の分類の仕方も研究者によってそれぞれ異なるⁱⁱⁱ。ここでは、商品価格および各種料金の改定、賃金の引上げと差別化、経済運営・企業管理におけるいくつかの改善措置の3項目に分類した。

(1) 商品価格および各種料金の改定

『7.1措置』による価格と料金の改定は、消費財とサービスをはじめ公共料金や生産財^{iv}に至るまで、ほぼすべてを網羅するものと見なされる（【表1】参照）。この度の価格・料金の上げ幅にはかなりの格差が見られるが、工業製品価格の平均的な上げ幅は2.5倍になると言われる。

〈価格・料金改定の背景〉→ 国定価格と農民市場価格の大きな格差からくる弊害

- ・ 食糧をはじめとする生活物資が国営セクターにまわらないため、国定価格による生活物資の購買が不可能になったこと
- ・ 国家財政を大きく圧迫する要因になったこと

〈価格・料金改定の意図〉

- ・ 農民市場などにおける実勢価格への接近（特に農産物）→ 国家の買付け確保 → 主要食糧の配給

ⁱ 賃金のこと。共和国では、「賃金」が「労働力の商品化」＝「搾取関係」を前提とする経済範疇であるとの解釈から、賃金や労賃に代わって「生活費」という概念を用いている。

ⁱⁱ 共和国の一部では、社会主義的改革の前段階で実施された土地改革（1946年）以来と評する向きもある。

ⁱⁱⁱ 例えば、文浩一「北朝鮮経済・実利主義への転換」（『世界』2002.12月号掲載論文）など。

^{iv} 共和国においては、国営企業の間で取引される生産財は本来の意味で商品ではないが価格をもって等価性の原則で取引される『商品的形態』有すると見なされている。

制度維持

- ・ 逆ザヤの解消→財政負担の軽減
- ・ 採算を考慮した価格→独立採算制拡大・強化＝企業・機関運営正常化の条件づくり
- ・ 価格上げ幅の格差→価格差による農業・エネルギー部門への資金の再配分（ガソリン＞電力＞石炭＞農産物）；“生活者保護”から『生産者優遇』へ

【表1】 価格・料金水準の変化と引上げ幅

		改定前（朝鮮ウォン）	改定後（朝鮮ウォン）	引上げ幅（倍）
米 (KG)	買取価格	0.82 ^v	40	48.78
	販売価格	0.08	44 **46	550.00 575.00
トモロコシ (KG)	買取価格	0.49	20	40.82
	販売価格	0.06	24	400.00
大豆 (KG)	買取価格	—	40	—
洗顔石鹸 (枚)		*3.00	20	6.67
男子運動靴 (足)		18.00	180	10.00
石炭 (トン)		*34.00	1,500	44.00
電力 (千KW)		*35.00	2,100	60.00
ガソリン/オクタン価 95 (トン)		*922.86	64,600	70.00
(工業製品価格平均)		—	—	25.00
月刊誌『朝鮮文学』(冊)		1.20	35	29.17
地下鉄料金 (全区間)		0.10	2	20.00
日託児所間食費 (月額)		—	300	—
松涛園海水浴場入場料(大人)		3.00	50	16.67

[出所：2002.7.26付『朝鮮新報』記事、朝鮮訪問者からの聴き取り、その他から信頼度が高いと思われるものを選択し作成した。*は、改定後の価格と上げ幅からの逆算による。**は、2002.10.9付『朝鮮新報』記事による]

(2) 賃金（『生活費』）の引上げと差別化など

【表2】 基本賃金の変化と引上げ幅

		改定前（朝鮮ウォン）	改定後（朝鮮ウォン）	引上げ幅
1	労働者・事務員の平均	110	2,000	18倍程度
2	生産部門労働者 科学者・技術者・教育者			19倍程度
3	非生産部門（事務職・管理職）			17倍程度
4	重労働部門労働者（炭夫など）			20～30倍
5	2.8クトン青年炭鉞採炭5中隊	1,300	30,000	23倍
6	ピョンヤン第一高等学校教員	140	4,200	30倍
7	一般的教員	120	2,880	24倍
8	鉞山労働者	240～300	6,000	20～25倍
9	記者・放送員	150～200	4,500～6,000	30倍

[出所：1～4 は朝鮮訪問者によるの聴き取り、5 は『朝鮮新報』2002.10.11、6～8 は『世界日報』2002.8.27]

^v 米の国家買取り価格は、かなり長期にわたり60銭(ウォン)/kgに固定されていたが、1992年に改正があり、この時に80銭(ウォン)/kg（若しくは82ウォン/kg）になった。その他の穀物買取り価格も改正されたと思われるが、米以外の金額は不明である。

〈賃金引上げ幅の決め方〉

平均的世帯（4人）の必要生活費を産出（4,000ウォン程度）→世帯内就業者を2人として就業者1人当りの必要収入を算出（2,000ウォン程度）

〈賃金改定に伴う措置〉

- ・『労働による分配』の厳密な適用（出来高払いの適用拡大）
- ・『企業実績によるインセンティブ』の作動
 - * 2.8直洞（チドゥン）青年炭鉱では、基本生活費3,000～6,000ウォン。計画達成率120%以上については5倍の累進生活費を支給（『朝鮮新報』2002.10.11）。
- ・労務と福利提供の有償化（国家による無償給付施策の整理—30項目は維持、無償での労力動員の廃止）

〈賃金改定および関連措置の意図〉

- ・新価格体系のもとで労働者・事務員の必要生活費を確保する
- ・上げ幅に格差を設け『先行部門』・科学技術分野を優遇する
- ・基本賃金の保障廃止を伴う（?）→ポジティブ・ネガティブ両面でのインセンティブを強化する
：独立採算制強化との関連

(3) 経済運営・企業管理における幾つかの改善措置

価格と賃金の改正措置以外に関しては、幾つかの項目とその方向性は知られているものの、定量的・具体的に検討可能な資料は殆んど無いのが現状である。したがって以下のまとめ方は、まったく暫定的なものである。

① 計画化体系と方法の改善

→計画指標決定権限の分担^{vi}

→実利重視の計画実行評価指標の導入、質的・技術的指標の重視

* 『번수입 [ポーン・スイマ]』指標（直訳で“稼いだ収入”）～企業の総販売収入から人件費以外の販売実績原価を控除した部分＝新たに創造された所得部分。（“粗利益”か“付加価値 or 純付加価値”）

→計画化手続きの合理化^{vii}

② 資材供給体系の補強策

→『社会主義物資交流市場』～国家計画に組み込まれていない原料・資材・部品などを企業間で取引するシステム

③ 財政・金融制度の改善

→地方予算制度の見直し

→資金供給活動（金融制度）の改善…？

^{vi} 下部（地方・企業）に計画化権限が委譲されたのは次の3つとされる。①戦略的意義をもつ幾つかの主要項目以外の指標は下部単位に分担する、②細部の指標および規格別・材質別指標は当該の機関・企業が計画化する、③地域経済関連指標は部門・所属に関係なく地方機関が分担する。

^{vii} 従来、経済計画は予備数字→統制数字→計画草案の3段階を経て策定されたが、これを一括方式に変更し、年間を通して行なわれていた次年度計画策定作業を9月から開始するようにした、とのこと。

- ④ 企業組織と管理制度の改善
 - 企業組織編成の専門化
 - 減価償却費の企業内留保^{viii}
 - 貿易権限の付与
- ⑤ 農業管理制度の改善
 - 作物選定での現場の権限拡大
 - 生産物処分における権限の拡大（『土地使用料』^{ix}）

* 全体として、地方と企業の権限と責任を強化する方向で各種の措置がとられている。

2. 『7.1 措置』の性格と特徴

今回の措置は、金正日国防委員長の2001年10月3日労作『強盛大国建設の要求にそって社会主義経済管理を改善強化することについて』において示された指針に沿った施策であり、2002年5月11日付『内閣指示』として具体化され実行された措置であるとされている。したがって、10月3日労作の内容を確認することが今回の措置の方向性等を知る手掛かりになるが、原文および全体の解説は未公表である。しかし、その後の『労働新聞』、『民主朝鮮』紙の経済論説などに基本的な考え方が表れている。

(1) 社会主義経済管理完成の基本方向は、社会主義原則を堅持したうえで最大の実利を得ること

- ・ 《社会主義経済管理を改善し完成するうえで堅持すべき種子(フソヅヤ)は、社会主義原則をしっかりと守りながら最大の实利を得ることのできる经济管理方法を解決することです》（『民主朝鮮』2001. 11. 22 論説「社会主義経済管理を改善完成するうえで堅持すべき種子」に引用された金正日国防委員長の発言）
- ・ 《社会主義経済は計画経済であり、その優位性は国のあらゆる経済的潜在力を統一的に掌握し計画的に動員・活用して最大の経済的実利を確保することを可能にするところにあります》（『労働新聞』2002. 11. 11 論説「社会主義計画経済の優位性」に引用された金正日国防委員長の発言）

(2) 社会主義経済内にある「経済的テコ」を活用する方向に向いている

一方では、従来の社会主義経済論・経済管理論の枠内で殆んど説明が可能だが、いっそう社会主義的な方向への前進というよりは、社会主義の未発達による「過渡的性格」を反映する経済関係・経済範疇^xの積極活用が重点に置かれていると言える。

例えば、

- ・ 「労働による分配部分に比べ国家と社会による追加的恵沢部分の比重が高まるのが社会主義分配制度発展の合法則性」とされた理解とは反対の方向での措置
- ・ 企業経営における相対的独自性の強化（分権化）と貨幣的指標の重視など

^{viii} 従来、企業の減価償却費は設備使用料と合わせて固定資産償還費の名目で国庫に集中され経済の外延的拡大の原資として利用されてきたが、これを企業が留保し設備更新などの財源として利用することが出来るようになった。

^{ix} 農地の利用に際してその地目と等級などに応じて差別的に徴収するが、平均で農業生産高の15%程度に設定されたとされる。また、農業以外でも“営利機関”に対しては土地使用料を科すという。ただ、協同農場の所有である土地について使用料を科すことの整合性の問題が残る。

^x これに含まれるのは、商品＝貨幣関係とそれに関連する経済範疇（価格・原価・収益性・独立採算制など）、労働結果にたいする物質的関心など。その他、経済的テコとしては『ウォンによる統制』などがある。

また、共和国における『社会主義经济管理の基本原則』との関連で言うと、各項目の二つの要素を現状に即して最適にバランスさせること目指している、と表現することもできる。

- ① 政治的・政策的指導(党の指導)と経済的・技術的指導(国家の指導)の結合の原則
→『内閣(政務院)責任制』(1990年前後から)
- ② 国家の中央集権的・統一的指導と下部単位の創意性の結合
→工業計画化体系と方法の改善
→協同農場の権限拡大(作物選定、収穫処分など)
→地方予算制の改善(地方の権限拡大)
→独立採算制の拡大強化
- ③ 民主主義と唯一的指揮の結合
- ④ 政治道徳的刺戟と物質的刺戟の配合
→『労働による分配』=社会主義的分配の徹底化(物質的刺戟の強化)

(3) 経済的制度運営における『現実化路線』の採用

国家によるこれまでの社会的施策は相当に発達した経済力のもとで十分に機能しうるレベルのものであり、経済運営・企業管理制度はかなり整備された諸条件と高度の意識および管理能力などを前提とすると思われる。

3. 『7.1 措置』評価と展望にかえて

- (1) ハイパーインフレの恐れはないか（『市場』への初期投入物資の確保；初期条件）
 - ・ 軽工業省への資金供与説
 - ・ 『7.1 措置』実施後の物価上昇にかんする報道について
 - ・ 穀物の備蓄（?）、国際支援の帰趨
- (2) 措置の実施が生産の正常化・活性化につながるか（生産要素とインフラの整備；次期条件）
 - ・ 企業活動の物質的諸条件の整備（連合企業所再編成の意味、『物資交流市場』）
 - ・ 長期経済計画の策定は？
- (3) “経済開放”と結びつくのか（中長期条件）
 - ・ 南北および対外経済関係とのリンク（新義州特別行政区、開城工業地区、鉄道連結…）
 - ・ 外交・安全保障問題
- (4) 『7.1 措置』はどんな经济管理システムを目指すのか（“暫定措置”か“大転換への序章”か）
 - * 今回の措置の実施日である7月1日は、奇しくも人民経済大学創立45周年に際して金正日国防委員長が送った書簡『チュチェの社会主義经济管理理論でしっかり武装しよう』（1991年）の日付から11年目にあたる日である。
これは書簡とは言え、Ⅰ. 社会主義经济管理の基本原則、Ⅱ. 社会主義经济管理体系について、Ⅲ. 社会主義经济管理方法について、の3章で構成され単行本で70頁にもおよびる労作である。日付の一致が偶然でないとすると、少なくとも今回の措置の理論的土台はこの労作にあると言えるであろう。

(2002. 11. 16 記)

2 1 世紀金正日朝鮮の大転換

李 南 柱（朝鮮問題研究所所長）

息もつまるようなビッグ・ニュース続きで、朝鮮民主主義人民共和国（朝鮮）が世界の注目を浴びている。

7月1日の労賃と全般的価格の実勢対応引き上げなど「経済管理改善」措置の本格的推進、9月12日「新義州特別行政区」指定、9月17日の朝・日首脳会談と拉致問題の認定と謝罪、10月3～5日ケリー米特使の訪朝と同17日の米国による「北朝鮮核兵器開発認定」発表など、朝鮮の内外関係をめぐる大問題が矢継ぎ早に報じられた。

ケリー特使の訪朝から十日以上も過ぎて「北朝鮮核兵器開発」が認定され、それに基づいてアメリカの対朝鮮対話拒否・強硬政策が発動され、朝米の対決と緊張が一気に高まった。そして、始まったばかりの朝・日国交正常化交渉は、拉致問題の扱いともからみスタートラインで頓挫した。また金大中政権最末期に入っても南北の交流・協力が急進展を見せている中で、南北関係の先行きに不安な影を落としている。

先進諸国の広範な共感と助力が要請される大胆な経済革新措置が講じられる中で、朝鮮はどう対応しようとしているのか。朝鮮の真意はどこにあるのか。

2000年6月の南北首脳会談を機に、朝鮮は大きく変わったし、変わりつつある。南北の関係は一体化に向けて大きく進展した。朝米関係、朝・日関係に対する考え方もより現実的になり、朝米、朝・日関係の改善と対外関係の拡大に向けて不断の努力が続けられた。国の将来を決する経済再生の道もこうした関係の中で構想され、大胆な措置も講じられている。

朝鮮は、いま世紀の大転換を遂げつつある。変化は、全面的で根本的である。それは、一つの選択であり、状況のしからしむるところでもある。重要なことは変化を選択したということである。

対米関係を含めて、朝鮮をめぐる内外の重要問題は大きく全体の関連のなかで考察すべきであり、南北首脳会談以降の大きな変動の中で理解すべきである。

言葉を重んじ、国の尊厳を重視する朝鮮を理解するうえで言葉の問題は重要である。長い過酷な歴史的過程で形成された朝鮮の思考様式、表現様式、行動様式は、誤解、曲解の余地を残す。朝鮮のおかれた立場に対する無理解と言葉の片々に固執するやり方は、全体の真意を見誤るばかりでなく、問題の解決を困難にする。

1 南北の和解と交流・協力の制度化

統一の概念、高麗民主連邦共和国の内容が大きく変化した。

南北首脳会談で提示された「低い段階の連邦制案」に関して、次のように規定されている。

「われわれの低い段階の連邦制案は、一民族、一国家、二制度、二政府の大原則に基づいているが、北と南に存在する二つの政府が政治、軍事、外交権をはじめ現在の機能と権限をそのまま維持することとし、その上に民族統一機構を設ける方法で民族共同の利益に合致するよう南北関係を統一的に調整していくことを基本内容としている。」（労働新聞 00.10.09）

調整機構にとどまる「民族統一機構」に結合された南北の関係が、一つの国家としてイメージされ、共存・共栄しながらより成熟した統一国家へと向かうプロセスのなかに位置づけられている。

統一国家の初期段階として構想されているのは、南北の和解と交流・協力の制度化を図り南北関係の安定的発展をめざしたものと言えよう。南北共同宣言の発表を契機に各分野で南北の対話・交渉が行われて、一連の問題、対策について合意し、経済、文化交流等が盛んに行われ、民族の和解と相互信頼が大きく増進した。

第8回南北閣僚会談（10月19～22日）と第3回南北経済協力推進委員会（11月6～9日）では、東・西海線鉄道、道路の同時・早期実現、開城工業地区建設着工推進、民間船舶の相手側領海安全通行、北側東海漁場の南側漁民利用などについて合意し、政権が変わっても経済協力を推進していく南北の強い意志を示している。

2 朝米関係の基本問題は朝鮮の安全保障

朝鮮半島は、現在も「戦争でも平和でもない不安定な停戦状態が持続」している。朝鮮は、朝米関係の改善と正常化が朝鮮半島の平和と統一にとって不可欠であるとし、この問題に第一の優先順位を付与している。

核の問題をめぐる危機的状況の中で歴史上初めて朝米外交交渉が始まった。2000年10月12日に「朝米共同コミュニケ」が発表され「過去の敵対感から脱した新たな関係を樹立するためにあらゆる努力を傾ける」ことに合意した。この過程で一定の相互理解と信頼が生まれ、相互尊重と妥協に基づき諸懸案を平和的に解決へと導いてきた。アメリカの言う「透明性」と「検証」の問題も交渉過程で高められてきた。

対米交渉の過程で、朝鮮が一貫して求めてきたことは「朝鮮敵視政策」の転換、朝鮮の安全保障であり、「米帝駆逐」「米帝打倒」ではない。朝鮮は、自らの安全、存立に関わる問題については非妥協的であるが、本質的に防衛的である。朝鮮は、「アメリカを百年の宿

敵とは見なさない」、「アメリカの安保上の憂慮」「アメリカの利益」を考慮して核、ミサイルの問題も受け入れたと強調している。交渉態度は、現実感覚、リアリティーを失してはいない。このことは、米側交渉担当者たちも広く認めているところである。反米民族解放闘争路線の転換といえよう。

いま、ブッシュ政権は、朝鮮を「悪の枢軸」と規定し核先制攻撃の対象に挙げ、根拠あいまいなまま「先核廃棄」と立証を要求し、重油供給中断など圧力を強化している。

朝鮮側は、これを核攻撃威嚇の前に武装解除と屈服を強要するものとして、自らによる事態解明の必要を認めず、①自主権の承認、②不可侵確約、③経済発展の障害除去を、「アメリカの安保上の憂慮解消」の前提として要求している。

朝米関係は、極度の不信と硬直状態に落ち込んでいる。過去の朝米対話の教訓は、武力解決はできない。戦争はできないということであった。朝米の合意と双方の懸念を再確認し、相互尊重と同時行動措置の現実的な方法で積み上げていく以外に対案はない。

3 朝日関係は過去清算が基本

21世紀のこんにち拉致事実の判明は、痛ましいことであり容認できることではない。事実の認定と謝罪と再発防止の言質があったからには、より以上の解明は、国交正常化交渉のなかでただすべきは糺し、解決を図っていくのが望ましい。

世界史的立場に立つとき、過去清算と関係正常化の問題、すなわち植民地支配の不当を認め、謝罪して補償し、正常な関係を結ぶ問題が、過去半世紀以上にもわたって放置されてきたことの異常さを考える必要がある。これは、けっして恩恵を施す問題ではない。

朝鮮が、経済的事情もあってこれまでの立場に固執せず「経済協力」方式に同意したのは幸いであった。日本の決断によって朝日関係が正常化するなら、アジアでの日本の信頼増進につながり、地域安保に重要な役割を担うことになるだろう。

核問題について、日本が弱小国朝鮮の安保懸念に顧慮するなら、アメリカ代弁の圧力に終始するのではなく自主外交で地域の安定に寄与できるかもしれない。

4 実利追求の経済革新

実利追求を旨とする「経済管理改善」、経済革新が実施され、生産現場の意欲と創造性を高め経済全般の活性化と人民生活の向上を目指している。また新義州特別行政区を設置し、12月には開城工業地区建設着工が予定されている。これらは、世界と南側に向けて大きく窓を開き、先進経済の導入と国内経済の牽引力になることが目論まれている。

会員投稿論文

- ① 翻訳「金香基・誠信女子大学校法学科教授『教員身分関連法解説』 1～3」

佐賀大学文化教育学部 助教授 森 善宣

- ② 「ケネディ政権期前半のアジア太平洋における秩序形成
—ジョージ・W・ボールを手がかりにして—」

九州大学大学院比較社会文化学府 博士後期課程 筧 雅貴

- ③ 「アメリカの対中国政策と中国観および国益認識—天安門をめぐる対応—」

九州大学大学院比較社会文化学府 博士後期課程 森實 麻子

- ④ 「中国の中央・自治区関係における自治権とその限界
—1980年代初頭の『自治権拡大運動』を手がかりに—」

九州大学大学院比較社会文化学府 博士後期課程 哈日巴拉

- ⑤ 「韓国自動車産業における生産システムの革新方向
—現代自動車のウルサン工場を中心に—」

福岡大学大学院商学研究科 博士後期課程 丁 亨大

(翻訳)

金香基・誠信女子大学校法学科教授「教員身分関連法解説」1～3

佐賀大学文化教育学部助教授 森 善宣

1. 訳者解題

日韓交流の時代が謳われて既に久しく、日韓交流に内実を伴わせる努力が各分野で続けられている。とりわけ大学はもちろん小・中・高校などの学生間の相互交歓、研究者や教職員の相互訪問研修や交換留学が増加するなど、教育研究機関の間では日韓交流が日進月歩の勢いで発展していると言えよう。

(1) 日韓交流の盲点 — 相互の現状認識の欠如

ところが、意外にも日韓の学校教職員が置かれた現状に関しては、余り互いに知られていない。訳者は昨年6月、国立大学法人法案の国会審議過程で佐賀大学教職員組合執行委員として訪韓する機会があった。この訪韓は、韓国教授労働組合(KPU)の斡旋によりソウル市内の喫茶店ヌティナム2階で韓国の教職員諸団体と共同記者会見を行うのが本来の目的だった⁽¹⁾。しかし、この共同記者会見を通じて判明したのは、韓国の先生たちは日本の大学が変わりつつある状況を知らず、また日本から訪韓した我々は韓国の学校教職員や大学研究者たちが直面する困難について何らの予備知識もないという事実だった。

この日韓共同記者会見で確認されたのは最低限、日韓の教員や研究者が互いに現況を紹介し、これを情報として共有しようという出発点だった。つまり、日韓の学校教職員は、未だ連帯して活動するほどの情報の共有さえもないのだから、せめて互いの現況を理解しようというわけである。幸い訳者は、この共同記者会見と前後してKPU関係者と歓談する中で、韓国の大学教職員が直面する困難を端的に紹介する論考を頂戴できた。それが今

回、訳者が翻訳した^{キムヒョング}金香基・誠信女子大学校法学科教授の手によりKPU機関誌『教授新聞』に掲載された特別寄稿文「教員身分関連法解説」1～3である。

(2) 金香基教授のプロフィール

金香基教授と「教員身分関連法」との関連については、本翻訳文の前言に書かれたとおりである。金教授の詳しいプロフィールは省略するが、誠信女子大学校が開設するホーム・ページのサイトでは専攻を行政法とした上で、大略つぎのように紹介されている⁽²⁾。

1983年8月 高麗大学校大学院修了(法学博士)

1996年2月～97年2月 米国カリフォルニア大学ロー・スクール交換教授

1993年7月 韓国公法学会選定学術奨励賞受賞

1994年1月～1996年12月 誠信女子大学校社会科学研究所長

1998年1月～1999年12月 誠信女子大学校社会科学大学長

2000年1月～10月 誠信女子大学校教授評議会会長

2001年1月～現在 「参与連帯」諮問委員

1994年4月～現在 『教授新聞』編集委員

その他、金香基教授は、韓国公法学会常任理事、韓国土地公法学会副会長、韓国不動産法学会副会長、環境法学会理事などを長く務め、この分野では韓国を代表する研究者の一人として著名である。なお、高麗大学校大学院修了という同じ学歴から訳者による今回の翻訳許可申請に対して、金教授から「わたくしの文章が韓日親善と後輩の助けとなるのであれば、必要なら翻訳なさっても構いません」とのご快諾いただいたことを記しておく。

2. 金香基・誠信女子大学校法学科教授「教員身分関連法解説」1~3

翻訳にあたり原文中で法文が不明瞭な場合は末尾にその法文も翻訳して掲げたが、明瞭に引用ないしは要約してある場合には、特に註をつけなかった。また、憲法裁判所や大法院〔日本の最高裁判所に相当〕の判例につけてある分類記号は、そのまま翻訳している。

【特別寄稿】教員身分保障関連法の問題点

教授の身分と関連する法的紛争が頻繁であるにもかかわらず、これについての専門家がおらず、訴訟で不利益を被る場合が多い。教授評議会議長当時の活動が問題とされ、職位解除処分を受けたことのある金香基・誠信女子大学校教授が、弁護士なしに直接、訴訟を準備し勝訴した経験をもとに、教授の身分保障関連法の問題点と対処方法を3回にわたり連載する。

(その1) 一任免権者の裁量、恣意的ではないー

教権の尊重と教員の身分保障は、法に明白に規定されている（教育公務員法第43条第1項、第2項、私立学校法第56条第1項、教員の地位向上のための特別法第6条）⁽³⁾。それにもかかわらず特に過去、独裁権力と私学非理に対抗する大学の民主化過程で、任命権者の職権乱用を通じた採用権の悪用により、多くの教授たちが身分上の不利益など被害を被った。懲戒処分、職位解除、再任用リストからの脱落など、不利益処分ができる関連法規の要件が抽象的で、不確実に表現されていたり不備であったりして、任用権者がこれを悪用する素地があったのである。法律の解釈・適用に任免権者の裁量があるとしても、その裁量が恣意的で自分勝手にやってもよいということを意味するものではなく、また、そのようにやれば違法となるから、その立法趣旨に合致する正当な裁量権行使でなければならないのである。

懲戒に関する規定を見れば、懲戒権者が懲戒委員会の意見を経て行い、懲戒嫌疑者の意見陳述の機会など、聴聞手続きが保障されている。しかし、懲戒委員会は、任命権者が構成するという点から、意見の客観性・公正性と独立性を期待することが難しく、法に規定された懲戒事由も、その抽象性により拡大解釈など悪用の憂慮がある。すなわち、懲戒事由は「①教育関係法令に違反し、教員の本分に背馳する行為をした時、②職務上の義務に違反したり職務を怠慢に行った時、③職務の内外を問わず、教員としての品位を損傷する行為をした時」と規定されているところであり（国家公務員法第78条第1項、私立学校法第61条第1項）⁽⁴⁾、その表現の抽象性によりこれら事由に該当するのか、の如何を判断するのに相当な裁量の余地があり、また、その事由に該当する場合にも罷免、解任、停職、減俸、譴責とその懲戒種類の選択にも裁量の余地がある。

職位解除に関する規定も、懲戒解除事由の抽象性により裁量権乱用の憂慮と、当事者の陳述機会なしに任免権者が一方的に行えるなど、職位解除手続きの不備の問題がある。職

位解除は、教員としての身分は保有しながら一定期間、職位担当（補職、授業など）を解除し、俸給を削減する措置である。教員の職位解除事由は、①職務遂行能力が不足したり勤務成績が極めて不良な者、②罷免・解任または停職に該当する懲戒議決が要求中である者、③刑事事件で起訴された者、などである（国家公務員法第73条の2第1項2号、3号、4号）⁽⁵⁾。①の場合は「精神的・肉体的に職務を適切に処理できる能力の顕著な不足により、勤務成績が極めて不良な時」を意味するので、その判断基準を少し厳格に解釈しなければならない（大法院1985年2月26日。83ヌ218判決）。従来はこの事由に「勤務態度が不誠実な者」まで包含され規定されていたが、その抽象性による乱用の憂慮と教員身分保障の措置から、現行法からはこれを削除した（1991年5月31日改正）。

しかし、現行の私立学校法には依然としてこの事由がそのまま包含されており、その悪用が憂慮されている。②の場合は、懲戒議決を要求したという事由だけではダメで、罷免・解任・停職に該当する証拠の確実性、事案の深刻性、懲戒の不可避性とこれに伴う職務遂行の非適切性などが、その判断基準である。従来は単純に「懲戒議決が要求中である者」と規定されており、懲戒議決を要求しさえすれば、無条件に職位解除をできるかようになっていたが、その悪用を憂慮して現在のようにその要件を限定した。しかし、現行の私立学校法には依然「懲戒議決が要求中である者」と規定されている。③の場合は、刑事事件で起訴されたという理由だけで職位解除処分をしてはならず、当該教職員が当然の退職事由である国家公務員法第33条第1項3号ないしは6号に該当する有罪判決（禁固以上）を受ける高度の蓋然性があり、当該教員が継続して職務を遂行すると公正な公務執行と国民の信頼を阻害する具体的な危険招来の憂慮がある場合に、職位解除を行うことができる（大法院1999年9月17日、98ト15412判決：憲法裁判所1998年5月28日、96憲カ12など）。

職権免職事由に関する規定にも問題が多いところだが、特に職位解除事由と重複の憂慮があり、国家公務員法では既に削除（1991年5月31日）した「勤務成績が極めて不良な者」という事由を現行の私立学校法には依然として存続させている。その他に私立学校法上、職位解除事由としては「政府を破壊する目的で行動する団体に加入し、これを幫助した時」（私立学校法第58条第1項3号）および「政治運動ないしは労働運動をしたり、集团的に授業を拒否したり、または特定の政党を支持したり反対したりするために学生を指導・煽動した時」（同4号）など、権威主義政権時代の規定がそのまま残っており、その改定が要求される。上記の事由の場合は法院の判決により処理してもよいし、懲戒手続きにより処理しても良いことであって、これを職権免職事由として悪用する余地を残すのは、望ましくない。

再任用制度も周知のように、この間わが教授社会に多くの歪曲をもたらしてきた。再任用制度の立法趣旨こそ非の打ち所がないけれども、任免権者の裁量に任せられ、悪用された事例が多かった。加えて最近、新自由主義の影響により、教授契約制が導入されており（教育公務員法第11条の2、私立学校法第53条の2第3項）⁽⁶⁾、これまた、その趣旨にもかかわらず、その基本土台が備わっていない状態で外国制度の性急な導入により、再任用制度で現れた問題が再燃する憂慮がある。結局、このようなことは、教権の尊重と教員の身分保障規定が見かけだけの有名無実化する深刻な問題をもたらしているのである。

(その2) 一教員の不利益処分に対する救済方法一

不利益時、民事訴訟と教員懲戒再審委、同時に提起すべき

教員の身分保障のためには、教員がその意志に反する不利な処分を受けまいよう、事前に予防するのが何よりも重要だが、既にそのような不利益処分を受けた場合には、事後の救済手段が立派に保障されていなければならない。現行法で教員の身分保障のための事後救済制度としては、教員懲戒再審制度と行政訴訟制度がある。

教員の懲戒処分ならびにその意志に反する不利な処分に対する再審をするため、教員懲戒再審委員会（以下、再審委）を置いている。過去には公務員である教員の懲戒処分の再審は、総務処訴請審査委員会を担当し、私立学校教員の懲戒再審は学校法人で設置・運営する懲戒再審委員会を担当するなど、教員再審制度が二元化していた。

しかし、私立学校の場合、懲戒権者と再審権者が同一に学校法人であり、救済の効果を期待するのが難し [かった。それで、] 私立学校の教員も国公立学校の教員と同一に公教育の一翼を担当し、その資格、服務、任命および身分保障などにおいて国公立学校の教員と同等な地位を付与されて [いるところから、] 全ての教員の身分保障を強化することにより教育の発展を助けるため、1991年に制定した「教員の地位向上のための特別法」により、公・私立学校の全ての教員の再審を再審委で管掌するようにした。

再審請求書は法理に適合して作成すべき

懲戒処分ならびにその意志に反する不利な処分に対して不服がある教員は、その処分を知った日（処分通知書を受け取った日）から30日以内に再審委（TEL02-725-0496）に再審を請求でき、弁護士を代理人に選任できる（教員の地位向上のための特別法第9条第1項）。このように不服がある教員だけが再審請求を行うことができ、懲戒処分などに不服がある学校法人など、処分権者は再審請求ができない。

この時、再審請求は書面でしなければならず、特に口頭審理が必要な場合でなければ、再審請求書と被請求人の弁明書などによる書面審理が原則であり、再審請求書を法的に説得力をもって作成する必要がある、したがって弁護士の助力を受けるのが有利なのである。罷免・解任・免職処分を行った場合には、再審委員会の最終決定があるまで、後任者の補充発令を行うことはできない（同法第9条第2項）。

再審委は、再審請求を接受した日から60日以内に、これに対する決定をしなければならない。ただし、不可避だと認定する場合に、その議決を30日、延長できる（同法第10条第1項）。

このように、一方的に60日以内に最終決定があるので、数ヶ月かかる法院での訴訟より時間と費用を節約できる。また、再審決定には不利益変更禁止の原則が適用され、原処分より請求人に不利な決定を行うことはできない。再審委の決定は、処分権者を束縛する（同法第10条第2項）。したがって、処分権者は即時、再審決定に従わなければならない。

教員は、再審委の決定に不服がある場合、再審決定書の送達を受けた日から60日以内に法院に行政訴訟を提起できる（同法第10条第3項）。この場合の管轄法院は、再審委の所在地を管轄する法院であるソウル行政法院となる。再審決定に対して処分権者の私立学校法人も不服のある場合があり得るが、行政訴訟を提起できず、ただ不服がある教員だけが行政訴訟を提起できるようにした。

万一、学校法人が行政訴訟を提起できるならば、私立学校教員は訴訟が終結する時まで

権利救済が遅延し、現実的弱者である教員の地位が大きく不利になり得る。

これに対して私立法人は、このような規定は個人にしる法人にしる、同等に裁判を受けることができる憲法上の裁判請求権を制限するもので平等権に違反するとして、憲法裁判所に違憲審査を請求したことがある。しかし、憲法裁判所は「この規定は私立学校教員の身分保障のためのもので合理的な理由があり、再審決定は行政審判の裁決に類似した中央行政機関の監督権行使としての処分であるから、国公立学校の処分権者と同様に学校法人に行政訴訟を提起できないようにしたもので、裁判請求権と平等権を保障した憲法規定に違反するものではない」として、合憲判決を下した（憲法裁判所 1998 年 7 月 16 日、95 憲パ 19・26・30・42・61、96 憲マ 75）。

法人は必ず再審委決定に従うべき

私立学校の教員は、学校法人との任免関係が私法上の法律関係だから、懲戒処分などに対して学校法人を相手に民事訴訟を提起することもでき、民事訴訟と教員懲戒再審請求を同時に行うこともできる。

民事訴訟を行う場合、再審決定より迅速に執行停止など、仮処分決定を受けることができるという利点があるが、本案訴訟においては時間と費用が多くかかる問題がある。また、民事訴訟と再審請求を同時に行う場合に、教員懲戒再審決定がまず先に出てくれば、その決定が処分権者を束縛するので、民事訴訟を継続する必要がなくなる。

（その 3）—まず悪用の素地をなくすべき—

教員に対する身分保障は、人事権者の不当な干渉や圧力を排除し、所信のまま教育を行うことができるようにするもので、教権の核心的内容をなしているのである。教員の身分保障のためには、それが侵害されないようにする事前予防措置と、既にそれが侵害された場合の事後的救済手段の保障が要求される。

事前予防措置というのは、教員の身分保障を威嚇する、教員の意思に反する不利益処分を行うことができる法規を、可能な限り厳格で明確に規定し、裁量権乱用の素地を遮断して、裁量の余地を置いている法律の場合には、処分権者がその立法趣旨に従い正当で合理的な裁量権行使を行うようにするものである。

ところで、法規を何ら疑問の余地がないよう明確に規定するのが最も理想的であるように思えるが、法文の文字が帯びる抽象性により結局、その解釈・適用において処分権者の判断の余地があり得るし、また、余りに画一的に規定する場合には、法適用の硬直性をもたらし、個別事案に伴う具体的妥当性を実現できない問題がある。

したがって、程度の差異はあるものの、処分権者の裁量の余地があるのが普通なのだが、処分権者は裁量権行使を恣意的にしてはならず、法の目的による合理的な行使をしなければならない。

次に懲戒処分、免職処分ならびに職位解除など、不利益処分に対する事後的な救済手段としては、再審請求制度と行政訴訟が大きな役割をしているものと評価されている（再審の場合、請求人の勝訴率は、1995 年度 50%、1996 年度 74%、1997 年度 45%だった）。

しかし、再任用制度は、その立法趣旨はどうだったにしても、現実的には教員懲戒の武器として利用される事例が相当おおいのは周知の事実であり、この場合、その救済の手段が不如意で、教員の被害が大きく、教員の身分保障を大きく威嚇している。

この間の大法院判例は、再任用リストからの脱落に対する救済に対しては、消極的な立場をとって来た。すなわち、判例は「期間を定めて任用された教員は、学校法人の定款や人事規定に再任用義務を付与する根拠規定がないならば、任用期間の満了によりその大学教員としての身分関係は当然に終了し、任用期間の満了した者を再び任用するかどうかは結局、任用権者の判断に従う裁量行為に属し、したがって、期間を定めて任用された大学教員がその任用期間の満了に伴う再任用の期待権を持つと見ることはできない」とする(大法院 1997 年 6 月 27 日、96 夕 7069；大法院 2000 年 12 月 22 日、99 夕 55571 など)。それで、助教授で任用した者を同一の大学で副教授として任用する行為は、助教授の任用行為に基づく単純な昇進任用の発令行為ではなく、職名が副教授という教員に任用する新しい身分関係の設定行為と見る(大法院 1994 年 10 月 14 日、94 夕 12852)。

このように、再任用リストからの脱落は事実上、解任と同一の効果をもつ重い懲戒に類似すると見ることができるともかかわらず、当然の退職と同じものと看取する法院の立場ゆえに、再任用リストから脱落した教員の勝訴率がほとんど全無の実情である。また、再任用リストからの脱落は、再任用期間の経過に従い、当然に退職するものであり、任用権者の特別な処分により教員の身分が排除されるのではないと見れば、教員懲戒再審委員会に再審を請求する処分が存在しないから、再審請求による救済もまた困難になる。

任用制度の悪用を減らすためには、「特別な瑕疵がない限り、継続して任用されるだろうという善意の期待が存在する」という点を認定し、再任用の形式的要件を備えたにもかかわらず、動機・目的違反および非礼・平等原則違反など、納得できない恣意的な再任用排除に対しては、裁量権の逸脱・乱用の法理を適用して、権利救済が可能なようにする積極的な法院判例の態度変化が要求されると言うべきである。また、学校の定款や人事規定に再任用を原則としつつ、再任用リストから脱落させることができる場合の要件を具体的に明確に規定し、任用権者の恣意的な裁量権行使を減らさなければならぬであろう。特別な瑕疵がない限り再任用されるだろうという期待と信頼があるにもかかわらず、これを考慮しない法院の消極的な態度により再任用制度が悪用され、教員の身分を大きく威嚇する状況において、契約制の導入にはさらに慎重で、その悪用の素地を除去することが優先されなければならないのである。契約制が一般化している国家とはその救済的状況と与件が非常に異なるにもかかわらず、その悪用の素地を除去することなしに、性急に制度導入にのみ没頭する場合、教員は師範として、教育者としての位相よりも、知識を売る懦弱な勤労者へ転落することになり、その身分上の不安は一層おおきくなるであろう。

[出典：KPU機関誌『教授新聞』第 64～66 号(ソウル、2002 年 8 月)]

3. 日韓教員交流の真時代へ

金香基教授の特別寄稿文に見るように、韓国では大学とくに私立大学の教員に対する身分保障が極めて不十分であることがわかる。これに加えて「教授契約制」の導入に伴い「再任用制度」が広がっていて、「教権の尊重と教員の身分保障規定が見かけだけの有名無文化する深刻な問題」が起きているという。

(1) 日本の国公立大学における「深刻な問題」

このような「深刻な問題」は従来、日本では一部の私立大学だけの問題と考えられがちであり、その場合でもいわゆる年功序列、終身雇用の雇用形態からして大きな社会問題と

はならなかった。ましてや国公立大学とりわけ国立大学は「親方日の丸」と揶揄されるとおり、公務員法の保護の下、教育公務員特例法までについて身分保障の問題は一顧だにされなかったと言っても過言ではあるまい。

ところが2003年7月、小泉政権が唱える構造改革の一環として「国立大学法人法案」が国会を通過し、これに続いて公立大学に対する法人化関連諸法も成立した。これら国公立大学の独立行政法人化は、2004年4月に大学法人を生み出し、「民営化」に伴う大変革をもたらすことが確実視されている。特に雇用関係において国公立大学教官は、今や一介の教育労働者として大学法人と教員との間で雇用契約を結ぶことになる。この中に一部の大学では「任期制」と言われる教員の期限付きの雇用契約も含まれることになりそうだ。

すなわち、「教授10年、助教授ならびに講師5年、助手3年」といった任期付きで雇用契約を結ぶ、従来は考えられなかった労働形態がそれである。もちろん、一方でこの労働形態が教育研究の活性化をもたらし、いわゆる「護送船団方式」だった大学に新風を吹き込むという意見もある。しかしながら、多くの識者が指摘するように、教育研究は基本的に競争原理とは馴染まないものであるのは明白である。むしろ、学長に強大な権限が集中し、「中期目標・中期計画」を通じて教員の活動に縛りがかかり、いずれ大学全体としてだけでなく個々の教員に対する評価が下されるため、任期満了に伴う契約更新の拒否ないしは雇止めなどによる教員の失業が現実の問題として起こってくるのである⁽⁷⁾。

(2) 韓国から学ぶ雇用関係

確かに従来の日韓関係において、日本が韓国の雇用関係を見習ったとか、そこから多くを教わったとかいう話は、ほとんど聞いたことがない。だが上述したように、来年度から本格化する日本の大学、特に国公立大学をめぐる状況変化は、大いに韓国の学校における雇用関係を他山の石として注目させていると言えよう。むしろ、この分野においては韓国が日本の教育労働者に少なからぬ闘争の経験を伝授する立場であり、逆に安閑として研究室に座っていた日本の大学研究者たちが積極的に彼らに教を請う立場なのである。

金香基教授の特別寄稿文を掲載するにあたり、国際化による国境を超えた東北アジアのつながりが喧伝される今日、教育研究と直接・間接に関わる学校教職員が表面的な交流を越えて、今こそ自らの教育権と学生・生徒たちの学習権を保障するという普遍的で国際的な課題を共有していくことを望んでやまない。なぜならば、東北アジアの教育研究分野の交流と相互理解こそが歴史認識共有の基礎になればならず、それが出来てこそ初めて、来るべき新世代の子どもたちに学習権を保障してやるのが可能となるからである。学習権の保障なしに日韓間で歴史認識の共有などできるはずもないから、翻って東アジア地域で相互理解を図るには、まずもって教育現場で教員の教育権が確固として保障されなければならない。

言うまでもなく、本邦訳文の掲載が単なる始まりであり、これから学校教職員にとどまらず、日韓の教育関係者間でさまざまな状況認識の共有や課題の相互理解が積み重ねられなければならない。本稿を締め括るにあたり、訳者は最後に「地方の時代」を踏まえて、まずは東アジアに最も近い地理的な好条件を活かして、この九州・山口・沖縄の地から日韓の学校教職員間の連帯を創り出すべく、各大学や短大、小・中・高校で働く教職員に韓国の教職員の現況に目を向けるよう強く訴えたい。今こそ、各学校単位の労働組合や県・市などの教職員組合が先駆けとなって、この分野で積極的に韓国の教職員組合などと接触

に乗り出すことが切に望まれているのである。日韓教員交流の真時代に向け、この翻訳が少しでも役に立てば、これに過ぎた喜びはない。

註

(1) この記者会見の報道は、次を参照のこと。『世界日報』2003年6月11日。

(2) <http://www.sungshin.ac.kr/faculty/college/social/law/professorate/professorate.html>

(3) 教育公務員法第43条第1項「教権は尊重されなければならない、教員はその専門的地位や身分に影響を及ぼす不当な干渉を受けない。」(改定1991年3月8日、法4348)

同第2項「教育公務員は、刑の宣告・懲戒処分またはこの法で定める事由によらなくては、その意思に反して休職・減員または免職を受けない。」

私立学校法第56条第1項「私立学校教員は、刑の宣告・懲戒処分またはこの法で定める事由によらなくては、本人の意思に反して休職または免職など不利な処分を受けない。ただし、学科の改廃により廃職や過剰人員となった時には、その限りではない。」(改定1990年4月7日)

教員地位向上のための特別法第6条「教員は、刑の宣告・懲戒処分または法律が定める事由によらなくては、その意思に反して休職・減員または免職を受けない。」

(4) 国家公務員法第78条第1項「公務員が次の各号の一に該当する時には、懲戒議決の要求をしなければならず、同懲戒議決の結果に従い懲戒処分を行わなければならない。」(改定1965年10月20日、1981年4月20日)

私立学校法第61条第1項「私立学校教員が次の各号の一に該当する時には、当該教員の任免権者は懲戒議決の要求をしなければならず、懲戒議決の結果に従い懲戒処分を行わなければならない。」

(5) 国家公務員法第73条の2「任用権者は、次の各号に該当する者に対する職位を付与しないことができる。」(改定1997年12月13日、法5452)

(6) 教育公務員法第11条の2「大学の教員は、大統領令が定めるところにより、勤務期間・給与・勤務条件、業績ならびに成果の約定など契約条件を定めて任用することができる。」(新設1999年1月29日、施行2002年1月1日)

私立学校法第53条の2第3項「大学教育機関の教員は、当該学校法人の定款が定めるところに従い、勤務期間・給与・勤務条件、業績ならびに成果の約定など契約条件を定めて任用することができる。この場合、勤務期間に関しては、国公立大学の教員に適用される関連規定を準用する。」(改定1999年8月31日、施行2002年1月1日)

(7) 実際に昨年2月、京都大学再生医科学研究所の井上一知教授が、同研究所の行った再任拒否決定は無効であるとして、地位保全の仮処分を京都地裁に申し立てる事件が起きている。文部科学省によると、任期制教授職の再任審議の正当性を問う訴えは初めてだという。この事件が帯びる象徴的な意味は、正規の手続きを経たとしても任期制の導入により、いつでも誰でも再任拒否の対象となりうる状況が生まれたということである。韓国における再任用リストからの脱落に近い問題が起きていると言えよう。

ケネディ政権期前半のアジア太平洋における秩序形成 —ジョージ・W・ボールを手がかりにして—

九州大学大学院比較社会文化学府博士後期課程 笥 雅貴

はじめに

(一) 問題の所在・先行研究の整理

戦後、アメリカ（以下、米国）主導の国際秩序形成は、端的に言えば、リベラルな秩序の形成であった¹。それは開放的な国際経済、リベラル・ガバナンス、自決などを中心にした秩序であるが、その建設には、欧州世界を越えて展開される過程で、「非」リベラルな要素が包含されていく²。

この傾向は、冷戦の中心が第三世界へと移るにつれ、ますます強まった。ケネディ自身、この現実を認識していた。1961年5月、トルヒーヨ大統領暗殺の知らせを聞いたケネディは、「われわれは、第一（民主主義体制）を目指すべきであるが、第三（カストロ体制）を避けることができるということを確認できるまで、第二（トルヒーヨ体制の継続）を放棄できない」と述べた³。

戦後のリベラルな秩序の形成の中で、ケネディ政権の秩序形成の性格、問題点を、「アジア太平洋⁴」に焦点を当てて論じるのが、本稿の目的である。マーガは、地域的アプローチを論じているが、その分析の中心は、地域の諸国家と米国の関係にある⁵。コチャヴィは、中国政策の研究の中で、地域的アプローチの失敗の原因を、中国政策を地域全体の政策に統合できなかったことに求めて分析を行っている⁶。この二つの先行研究は、アジア太平洋での秩序形成が、どのような性格を帯び、どのような問題点を抱えていたのかを論じているわけではない。本稿は、これまでほとんど論じられていないボール⁷の地域的アプローチに注目して、この問題に取り組んでいく。

(二) ケネディ政権の秩序形成に対してボールが果たした役割

ボールは、「欧州中心主義」者と言われる。ジャン・モネとの親交から生まれた米欧間の「パートナーシップ」の建設、その前提となる欧州統合の促進に強い関心を持ち、そのための活動に尽力していたボールは、欧州政策や経済問題で政権の信頼を得ていた⁸。反対にアジアは、ラスク国務長官の専門で、ボールはアジアに関する専門的知識の欠如を認め

ている⁹。しかし皮肉にも、ボールを有名にしたのは、一貫したベトナム介入反対であった。

ケネディ政権期のボールは、ジョンソン政権期に比べて、継続的に介入反対を主張してこなかった¹⁰。それでもボールは、「その問題（ベトナム）に自分時間の5～10パーセント」しか費やしていなくても、ベトナムについて、「誰が、誰に、何を言っている」を観察していた¹¹。またボールは、エスカレーションの引き金になると認識したテイラー・ロストウ報告への反論を、ケネディに一笑に付されると、それ以上深く問題を追求しなかったが、ベトナム介入に批判的な人々の見解を大統領に伝える努力を行っていた¹²。ボールは政権への忠誠を示し、政策に影響を与えることのできる地位を確保して、ベトナム介入反対のメッセージを発し続けた¹³。

なぜボールは、自分の専門領域外で、政権中枢に挑戦したのかということ、戦後米国の対外政策に不安を覚えていたからである。米国の対外政策は、「いつも短期的に問題を処理するという頭を使わない惰性的なパターン」に陥っていた。「今から約5年後を心配するな。われわれは明日何ができるのか」と言うケネディに、ボールはこの傾向を嗅ぎ取っていた¹⁴。

「預言者のよう¹⁵」なボールのベトナム介入反対は、「日々の決定の一つ一つを正しい位置に取り付ける¹⁶」概念枠組みから生まれた。確かに、この枠組みのために、欧州中心主義的主張が生まれることとなる。しかし重要なのは、ボールの欧州中心主義が、「伝統的な西洋文化にどっぷりとつかり、ほとんど排他的にまで浸透され」てはいるが）一つの「世界秩序の概念」の産物であることである¹⁷。揺るぎない国際秩序概念から生まれるボールの批判や提言は、それを欠くケネディ政権の「場当たりの」で、「危機管理的」な政策による秩序形成のアンチテーゼとしての役割を果たしている¹⁸。

そこで本稿では、ボールの国際秩序概念とともに、1961年8月にボールが提案した地域的アプローチに注目し、ケネディ政権の秩序形成の性格、問題点を明らかにする。確かに、このボールの提案は、あくまで構想のまま終わっている。またボールのベトナム介入反対も、決してケネディ・ジョンソン政権に受け入れられなかった。だからと言って、このことがボールの批判や提言を無視する理由にはならない。ボールが政権に問い続けたのは、“how”ではなく、“why”であった¹⁹。“how”に固執した政権に対して、米国の対外政策を根底から見つめ直そうとしていたのが、ボールである。ボールの“why”を問い、一貫した国際秩序概念から生まれたのが、ベトナム介入反対であり、地域的アプローチであった。

政権中枢との間にある対称性に着目し、ボールから逆照射することによって、確固とした国際秩序概念を欠き、常に”how”を問うたケネディ政権の秩序形成の性格、問題点をより明らかにすることができる。

第一章 ケネディ政権のグローバル戦略

(一) 第三世界への関心

ケネディは、「第三世界に積極的な関心を示した最初の米国大統領」であった²⁰。大統領就任前から、世界中でナショナリズムが台頭していること、南北問題が国際的な緊急課題であることを、ケネディは認識していた²¹。

このことは、冷戦の中心が非欧州世界へと移りだしたことと関連する。スターリン死後のソ連は、「第三世界や中立国への影響力の拡大」を目指していた²²。世界的な脱植民地化の進展、それを支援しようとする共産主義勢力を目の当たりにして、ケネディ上院議員は、「アルジェリアは、フランスだけの問題」ではないこと、二つの帝国主義（ソ連型と西欧型）の挑戦に、そして自由を求める人々にどのように対処するのかが、米国の課題であると演説した²³。

ケネディの危機感を高めたのが、フルシチョフの民族解放戦争支持表明であった。この演説からケネディは、ソ連が核戦争を望んでいないと確信する一方、「演説のそれ以外の部分に渦巻いていた好戦的な確信、特に、反乱、転覆、ゲリラ戦を通じた勝利の明らかな自信」に強く驚かされた。ケネディは、「自由の防衛と拡大のための主戦場」である南の世界で、「自由の生存と成功のために、われわれはいかなる代償も払い、いかなる負担にも耐える」と反撃した²⁴。「南方の世界が安定や安全を失えば、大西洋共同体もまた安全でなくなる²⁵」という危機感が、ケネディ政権を支配した。

(二) ケネディ政権のグローバル戦略

明らかに、ケネディ政権の秩序形成では、南の世界が重要な位置を占めていた。まずケネディは、軍事的に南の世界で起こっているゲリラ戦に対応するために、核と同時に通常兵器も強化する柔軟反応戦略を採用した。

同時に、そこでは、人々の「希望と情熱」をめぐる戦いでもあった。もはや第三世界の自立要求は、国際的に無視できなかつた。したがって「周辺での変化を生み出す諸力をマネージ」し、南の世界に「リベラル資本主義の方針に沿った開発が、少なくとも革命主義

的、マルクス主義的な方針よりも早く貧困を緩和し、生活水準を上げることができる」ことを示す必要があった²⁶。そこでケネディ政権は、前政権の財政保守主義的で、「援助よりも貿易」を重視する経済政策ではなく、経済開発を目的とした積極的な対外援助に乗り出した。進歩のための同盟は、「民主主義的な制度の枠組み」の中で、「経済的進歩や社会的正義」は、最も実現できることを示すための野心的な試みであった²⁷。

この軍事・非軍事の両政策は、ともに「近代化」を基盤としていた。1960年代前半、近代化は「イデオロギーとして」作用し、批判されることのない大前提であった²⁸。米国の政策決定者は、第三世界で起こっている変化を「指導する」方法を模索していた。近代化論者は、脱植民地化は「ある方向に導かれ、制御される」必要のある脅威であること、また米国に象徴される民主主義的政治、高い生活水準、個人の自由によって定義されるモダニティへの移行こそ、「自然のプロセス」であると定義した。共産主義勢力は、このプロセスを邪魔している。米国はモダニティの最高到達点に到達しているので、後に続こうとする国家を支援できるし、またそうすることが共産主義の拡大阻止につながると、近代化論者は主張した²⁹。歴史や文化、地理に関係なく、途上国は共通の欠陥を抱え、モダニティの頂点にいる米国が、それを直すことができると描くことで、近代化論はワシントンの要求に応えることができた³⁰。

近代化論の代表的な論者が、ウォルト・ロストウである。ケネディ政権下では、国家安全保障担当大統領特別補佐官代理、国務省政策企画室委員長を歴任するロストウは、国家を五つの発展段階に分類し、段階に応じた対外援助を提案して、政権の対外援助政策に基準を与えた。しかもロストウは、マルクスと方法論の点で類似しながら、資本主義の運命について逆の結論を提示したことで、非共産主義的な近代化を模索していた人々から絶大な支持を得た³¹。

さらにロストウは、「最終兵器での戦争を戦い、それに勝利する」能力と、「最終兵器に訴えることなし」に共産主義に対抗する方法を、同時に模索するよう訴えた³²。「第三世界政策は、反ゲリラ戦略で補強されるべき」と考えるロストウは、「マシンガンを持ったボウルズ³³」と呼ばれ、東南アジアへの米軍のコミットメントに積極的であった。

米国が南の世界で戦うための政策に、ロストウが理論的基盤を与えていたことを考えれば、ケネディ政権の対外政策を「ケネディ=ロストウ」路線と呼ぶのは妥当である³⁴。

第二章 ポールの国際秩序概念

(一)「パワー」の概念

ボールの国際秩序概念を理解する上で重要なのが、「パワー」の概念である。ボールは、「リソース」との関係から、パワーを定義する。国家のリソースは、「工場や軍隊、爆弾に限定されるのではなく、文化や政治的概念、教育などに及び、これらすべてが……パワーを定義」する³⁵。

ボールは、世界に決定的な影響力を与える国家を「世界パワー」と呼ぶが、その条件には、先述のパワー以外のものが必要となる。それを方程式で表すなら、「大陸規模に広がるリソースと人口+高度な国内の安定と凝集性+社会の共通の目的を定義し、それに基づいて行動する意志を持つ強力なリーダーシップ」となる³⁶。

現在、世界パワーに必要な各要素が、過去と比べて「より大きく、より厳しく」なり、戦後は、米ソのみがこれを満たしている。ボールは、両国を「グローバル・パワー」と定義し、新たなグローバル・パワーが登場していない現状から、依然として、世界は米ソ二極体制下にあると言う³⁷。

戦後の米国は、世界中にコミットメントを広げてきた。しかしそれは、ボールからすれば、「世界的な利益と責任を明確に定めることができないために、あまりに無差別にそのパワーを拡散させ、行使している」ようではなく、「どのようにして……巨大であるが、有限なパワーを、効率的に使うことができるのかを真剣に考える」必要があった³⁸。

そのための基準が、「優先順位の意識」である。米国の死活的な利益は、「北半球の温帯地帯」に集中している。そこは「工業力の中核」であるだけでなく、「今世紀、われわれの強力な競争相手や極めて有害な敵が存在」し、かつ「大きな政治的変化や軍事的敗北が、脆弱な二極的バランス・オブ・パワーを動揺させ、一瞬にして大規模な破滅をもたらす戦争を引き起こすことのできる」場所であった。したがって米国は、「西欧、カナダ、ソビエト、日本」で、パワーを優先的に使うべきと、ボールは主張する³⁹。

ここから導き出される対外政策の原則は、第一に、「北半球と周辺的な南半球の問題の間に、対外政策に関する重要な概念上の区別を作る」こと、第二に、「工業国家間のより好ましいパワーの配分と東西バランスの改善を求める」ことである。「われわれの最大の危険」は、南北問題ではなく、「長期的な平和の見通しを改善するために、共産主義諸国の姿勢と政策に根本的な変化を生み出すことのできる動向や風潮を促進させながら、東西間に効果的なバランスを維持する」ことである⁴⁰。

「工業国家間の力のバランスの維持にのみ米国のパワーを適用し、戦略的に重要な地域

にだけ軍事介入を行う」限定的封じ込めが、別の言い方をすれば、周辺世界で世界の警察官であることをやめることが、ボールの中心的な主張である⁴¹。

(二) 第三世界に対する米国の責任

しかしボールは、単純な欧州中心主義者ではない。南の世界に対して、米国は何でもできるわけではないが、「富とパワーゆえに……特別な関係と責任」を有する⁴²。

ボールは対外政策形成の際、道義的文脈も重視する⁴³。反植民地主義支持は、その例である。欧州中心主義者であるディーン・アチソンが、同盟国フランスを批判したケネディの演説に強く反発したのに対し、W・バンディ国防次官補曰く、ボールは植民地主義への嫌悪感をはっきり示していた⁴⁴。

さらにボールの自由貿易支持は、戦間期米国の保護貿易主義が、世界経済の崩壊とヒトラーの台頭を促す環境を作り出したという理解だけでなく、途上国からの輸入に対して米国市場を開放しておくことは、彼らに対する米国の関心を示す上で重要であると考えからでもあった⁴⁵。

しかし世界の平和と繁栄の観点からすれば、第三世界は大した重要性を持たないと、ボールが考えていたことに相違ない。ケネディ政権が、「われわれの利益がどこでも同じ程度である」かのように秩序形成を進めることが、ケネディ=ロストウ路線への批判を生み出した⁴⁶。

(三) 秩序形成における第三世界の位置づけ

ロストウにとって、アジアが敵対的な勢力の支配下に入ることは、米国への脅威であった。中国は、「共産主義の理論と方法の『正しさ』」に基づいて、アジアでのリーダーシップを主張している。この体制間優位競争に勝利するには、米国は「自由アジアにおける経済的、政治的發展」を促進する必要がある。同時に、「アジアでの平和的な利益は……軍事情策に支えられなければならない。アジアにおける米国の政治的、経済的行動が、平和的に進むかどうかは、それらが「全面核戦争からゲリラ戦……転覆活動という全領域に及ぶ米国と自由世界の軍事的な能力の枠組みの中で実施される」かどうかであった⁴⁷。

しかしボールは、これは米国のできる範囲をはるかに超えていると反論する。第一に、ボールは、南北間の経済格差の除去や生活水準の急速な上昇という大きな期待を抱かず、途上国援助には賛成であったが、途上国に「実現不可能な期待」を生み出してしまうよう

な「大言壮語な術語」が散りばめられた開発援助には反対であった。第二に、戦略的な観点から、米国の対外援助政策の資金を西欧同盟国に要求することは、彼らとの関係を緊張させてしまう。第三に、「革命主義的で、権威主義的な運動のみが……開発を妨げている固定化された障害を打破」できるので、第三世界で経済発展と民主主義を両立させることは困難である⁴⁸。

1961年秋以降、指導的役割を担ったコンゴ政策から明らかになるボールの姿勢は、米国の第三世界への関与をできるだけ間接的に、限定的にしようするものであった⁴⁹。なぜなら世界の破滅をもたらす危機は、特に、二度の世界大戦を生み出した「世界パワーの敏感な中心地⁵⁰」である欧州にあるからである。したがって米国は、「日本を含めた西側の工業国家の調和」を最優先にする必要があった。これに対して、第三世界の問題は、「絶望的であるが、重大ではない。」なぜならその地のいかなる変化も、国際秩序に「周辺的」な影響しか与えないからである。ボールは問う。「すべての国家が……われわれの利益にとって同じ重要性を持っているとは限らない」のに、「周辺的な戦略的利益しかない国家がマルクスと戯れることに、どうして狼狽するのか」と⁵¹。

三. アジア太平洋における秩序形成：オルタナティブとしての「太平洋共同体」

安定した先進国間関係が、世界の平和と繁栄に重大な問題であると考えたボールは、欧米への影響の観点から、南の世界での出来事に反応した⁵²。

しかしボールの言う先進国には、日本も含まれる。したがってベトナム介入反対やアジアに関するボールの提言には、日本への影響や日本を中心とした地域秩序が考慮されていることになる。それが「太平洋共同体（以下、共同体）⁵³」である。

（一）共同体⁵⁴

共同体は、「東アジアと西太平洋における広範な新しい地域的取決め」に基づき、「地域の主要な同盟国を含む⁵⁵」多国間枠組みであった。

アジア太平洋で「地域」に依拠して秩序形成を進める上で、三つの困難が指摘された。第一に、アジア太平洋は基盤となる共通要素に欠け、共同体は「いくらか人工的」な構成になる。

第二に、欧米との緊密な経済関係を求める日本は、共同体を「あまりに弱々しい代替物」と誤解する可能性がある。

最後に、共同体の定義である。安全保障中心⁵⁶や OECD 型の共同体は難しかった。また政治や文化の面での協力は、経済的、軍事的要素なしでは、共同体の基盤としては頼りなかった。

それでもボールは、「いくら一般的な言い回しで、共同体概念を促進させ、すべての傘下の制度や活動を定義することなく、予備的な制度的枠組みを作る」ことは可能であると考え、ジョージ・マクギー政策企画室委員長による検討をラスクに勧めた。

ボールは、三つの観点から、共同体は有意義であると言う。第一に、共同体によって、自由世界に「三つの地域システム—大西洋共同体、西半球、太平洋共同体」が成立することになる。日本が国際的役割を担うことを期待して、ボールは 1960 年代前半、先進国中心の国際秩序概念を表す三極主義を考えていた⁵⁷。

第二に、アジア太平洋での冷戦への対応策が、共同体でもあった。この地域での米国の相対的な弱さ、そしてそれが将来的に悪化するという見通しは、米国がこれまでに「同盟国と組織化された関係」を築いてこなかった点にある。

この点を克服する一つの手立てが、アジア太平洋を「地域」として確立することであった。地域の創造には、相互性が欠かせない⁵⁸。しかしこの地域は多様性に富み、中国を脅威とする認識にもばらつきがあった⁵⁹。また国家間関係は歴史的に対立傾向にあり、多くの新興国家は、米国との二国間関係とネーション・ビルディングを優先させていた。共通基盤と相互性を欠く地域に、「相互の関心と責任」の意識を生み出す企図が、共同体であった。

第三に、日本には、途上国支援を行う組織への参加を求められながら、「貿易ブロックから除外されている」という不満、「共通市場の拡大が、日本の貿易にますますの困難を生むに違いない」という不安、さらに OECD 正式加盟への厳しい現状があった⁶⁰。これらを緩和し、「永続的」な日本の西側指向を確立するための装置が、共同体であった。西欧との密接な関係が確立できない以上、日本は「広範な太平洋の地域的システムを通じた北米との特別な、そして継続的な政治的、経済的関係」を喜んで受け入れるであろう。

(二) 共同体から明らかになる秩序形成

アジア太平洋にある先進国の中で、とりわけボールが重視したのが日本である。なぜなら日本は、西側に目を向けながらも、大陸、特に中国への「先祖がえりの魅力」を感じていたからである。「もし極東と世界におけるパワー・バランスを維持しよう」とするなら、

日本を西側にしっかりと組み込む必要があった⁶¹。

これを実現するのに「最も扱いやすい」領域は、経済であった⁶²。また日本の対米協力やアジアでの役割は、「高水準の経済活動の維持」にかかっている、それは「異常なまでの世界市場への依存」という形をとっていた。つまり「西側、特に米国との高水準の貿易の維持」が、日本の進路に決定的であった⁶³。

そのため西側諸国は、「貿易の上で日本を平等に扱い、差別を排し、自分たちがお互いに行うような方法で日本と貿易を行う」べきであり、日本の繊維製品に量的制限を課す国家は、「制約なしに、それを受け入れる」必要があった⁶⁴。しかし米国では保護貿易要求が高まっていたし、西欧と日本の経済関係の強化も不透明であった⁶⁵。

そこで注目されたのが、アジア太平洋の先進国であった。ライシャワー駐日大使は、「日・米・加にできればオーストラリアを加えた太平洋共同体構想」について、1961年11月からボールと意見交換を始めたと回顧する⁶⁶。ベトナム介入反対派の一人であるハリマン極東担当国務次官補は、中国市場に接近しようとする日本を牽制しながら、1962年7月に「米国、オーストラリア、ニュージーランド、日本、カナダの間で、太平洋の経済問題についての協議」の可能性を指摘し、翌年には、対日貿易を拡大して、「日本に太平洋共同体に加わるのを促す」よう、オーストラリアやニュージーランドに求めた⁶⁷。ボールの提案とハリマンの言動の関係は定かではないが、経済が日本を西側に引き留める手段という認識は、共通している。

日中貿易の発展阻止を目指す上で、共同体は魅力的な提案であったが、政策化されなかった。なぜならボールと政権の間には、国際秩序形成におけるアジアの位置づけをめぐる相違があったからである。

(三) 国際秩序形成におけるアジアの位置づけ

ケネディとラスクは、中国政策に「アジアの現実」を反映させようとしたが、大統領選挙での紙一重の勝利、中国側の敵対的姿勢により、現実的な対中政策の実施を、「将来の」課題とすることで一致した⁶⁸。また中国政策の修正を求めるグループの間でも、中国を膨張主義的国家とみなす見方が行き渡っていたこと、また彼らを取り囲む政策決定環境が、台湾、国内政治、中国、国際情勢などの要因とともに、政策の再評価を妨げた⁶⁹。

1961年1月の一般教書演説で、ケネディは、「アジアでは、共産中国の容赦ない圧力が……地域全体の安全を脅かしている」と述べた⁷⁰。中国が、「極東でわれわれが直面して

いる中心的事実」であり⁷¹、ベトナムにおける「中心的な動力」ではないが、「アジア全土で……攻撃的な方針」を採用していた⁷²。そのベトナムは、ラオス中立化の決定以降、1956年6月にケネディが言ったように、「アジアにおける米国の責任と決意のテスト」であり、「東南アジアにおける自由世界のかなめ」であった⁷³。近い将来、米国を除いた諸国家の広範な連合など起こりそうになかった。したがって米国にとって「赤字の地域」である東南アジアで、中国のパワーを相殺できるのは、米国のみであった⁷⁴。

ボールから共同体の検討を要請されていたマクギーは、米国が地域全般に関わる方針を考えておくことは重要であるが、その際の「最も重要な要素は、共産中国から地域を引き離すこと」であると報告した。また太平洋での共同体の建設は、中国への対抗勢力である日本とインドの協力促進を阻害する可能性があり、かつ大西洋と太平洋で先進国同士が集まることは、東南アジアをその中間に置き、「中国のパワーとリーダーシップにますます影響されやすくする」ことを意味した⁷⁵。ベトナム介入反対の一翼であったマクギーであったが、アジア太平洋での秩序形成において中国の呪縛から逃れられなかった。

1961年5月までに、中国政策にいかなる変更もありえないということが判明すると、「大統領は一年間だけの現状維持を継続」しようとしたと、ボールは回顧する。しかしその後のベトナム情勢が、両国関係改善の機会を奪った。それでも米国が現下の政策を追求するなら、「損害はますます大きくなる」ので、長期的には「中国を孤立から解放」する必要があった⁷⁶。

1961年10月、ケネディは中国の国連加盟阻止に米国の拒否権行使を蒋介石に約束した。これにより、ボールが政権発足前の対外政策タスク・フォースを通じて、中国政策の一つのオルタナティブとして示した「二つの中国」論も、また「非現実的」な米台関係の修正も困難になった。「威信と責任のある」立場にある米国が、台湾が正統な中国政府であるという神話を保持するために政治的な力を使うことは、「みっともない」だけでなく、多くの譲歩を「それに値しない国家」にせざるを得なくしてきた⁷⁷。

ボールにとって、中国の脅威は大した問題ではなかった。中国は「ライト・ヘビー級」でしかなく、近い将来にグローバル・パワーとなる可能性もないからである。「世界的な破局」の源は、「大国間の問題と緊張」であり、それに該当するのは中国ではなく、日本であった。また中国は、国境付近への攻撃や侵略から身を守る能力と意志を持つが、近隣諸国に軍事的冒険に出る可能性は低かった⁷⁸。

ボールは、ベトナム介入に対して、政策の諸前提を批判の対象にした⁷⁹。第一に、クレ

ディビリティである。SEATO の義務を米国が果たさないことは、「世界戦争をもたらすかもしれない誤った結論」を共産主義陣営に引き起こさせ、NATO にも重大な脅威をもたらすと、ラスクは言う⁸⁰。しかしボールは、ベトナムで行動しないことが、「自由世界の安全保障を果たすという米国の決意への疑問を、同盟国に引き起こさせる」とは考えない。逆に、西欧同盟国は、米国のアジアへの関与を見て、米国が「彼ら（同盟国）の問題に関心を失う」ことにつながると心配している⁸¹。

第二に、フランスの教訓である。米国の圧倒的な科学技術力、またフランスとの目的の相違から、M・バンディ国家安全保障担当大統領特別補佐官もラスクもフランスの経験を一蹴した。ボールは、「白人の戦争」という外観を与えるほどに米国が介入すると、「究極的な目的の相違はだんだん実地的な意味を持たなく」なり、結果として米国は、「1950年代初めのフランスの立場」に立たされることになると反論する⁸²。

最後に、ドミノ理論である。この理論こそ、米国の指導者を「熟慮的よりも、反応的に」した。ボールは、「アジアにおいて、米国は利益と義務を有する」こと、また介入が必要な時と場所があることを認めるが、「国益と米国のパワーの限界」から判断して、ベトナムは介入すべき場所ではなかった⁸³。

おわりに

グローバル・パワーでも、そのパワーには限りがある。また安定した国際秩序形成にとって、世界中で起こっていることすべてが重要であるわけではない。「ベトナム戦争を周辺での戦い」とする限り、中心のバランスは維持されるのである。したがって、アジア太平洋における秩序形成の問題は、日本を西側に固定することであって、アジアで共産主義と戦うことではないと、ボールは主張する⁸⁴。

しかしケネディは、1940年代から1950年代にかけての「影響力の強い過去」に囚われ、「まるでサイゴンがベルリンである」かのように行動し、第三世界で共産主義に勝利することが、安定した国際秩序形成に必要であると考えた。歴史の教訓を「複雑なチェスではなく、単純なドミノ」から引き出した結果、「グローバル・レベルでの『アメリカの平和』」の維持を目指し、米国は進みだした⁸⁵。

ケネディは、「世界での米国の影響力は、米国の戦闘部隊よりも理想にかかっている⁸⁶」と信じ、また直線的なモダニティへの道筋とその頂点に米国が位置すると説く近代化論に支えられ、社会正義、民主化、経済成長、ネーション・ビルディングの実現に乗り出した。

しかしそれらは、決して冷戦から切り離せなかった。ラテン・アメリカ政策を支えたのは、「非民主的で、保守的で、しばしば抑圧的な政権」であり、現地の軍部であった⁸⁷。また平和部隊や戦略村計画では、植民地主義国とは異なる善意の国家が、文化帝国主義や近代的な市民の育成のための農民の自由の抑圧を行っていた⁸⁸。「道徳的リーダーシップ」こそ、米国を「例外」にしてきたが、ベトナムで「はっきりしない目的を達成するために、過度に残忍な手段を取らされた」ために、米国は「海外における政治的威信、道徳的影響力の敗北」を喫した⁸⁹。

ドミノ理論と近代化論を基盤にしたケネディ政権は、一貫性のある国際秩序概念を欠き、即時的な反応に終始し、しかも高尚な目的の実現に相応しくない手段を採用した。ボールは、米国のパワーの行使を、「あふれんばかりに⁹⁰」と形容する。米国には、「少しばかり独善的に、植民地宗主国に説教しようとする弱点」だけでなく、「一必ずしもコストや利益を計算するというわけではなく一権力の真空をすばやく、先買して埋めようとする傾向」があった⁹¹。

秩序形成者たる米国に必要なのは、第一に、行おうとする行動やそのコスト、また他国の利益やパワーを評価するための「一つの枠組み」である。第二に、パワーを行使するときの状況が、「永続的な価値のある目的を成し遂げるために、われわれがパワーを効果的に使うことができる」状況にあるかどうかの決断である。グローバル・パワーであるからこそ米国に必要だったのは、「自制」であった。「パワーの所有に慣れた」ことによる「無分別な普遍主義」、またその正反対の「使い古された孤立主義」ではなく、たとえ圧倒的なパワーを有する場合であっても、パワーは有限で、その有効性にも限界があることを理解した上で、「われわれが、パワーを行使し続ける」ことが、安定した国際秩序形成につながる⁹²。

1 例えば、Walter LaFeber, "The Tension between Democracy and Capitalism during the American Century," Michael J. Hogan, ed., *The Ambiguous Legacy: U.S. Foreign Relations in the "American Century"* (New York, Cambridge University Press, 1999); Bruce Cumings, "The American Century and the Third World," *ibid.*; 秋元英一・菅英輝『アメリカ 20 世紀史』東京大学出版会、2003 年など。リベラルな秩序形成において、デモクラシーは必然ではないという指摘は、Robert Latham, *The Liberal Moment: Modernity, Security, and the Making of Postwar International Order* (New York, Columbia University Press, 1997), pp.26-27.

2 *Ibid.*, pp.2-5, 20-34, 40.

3 Arthur M. Schlesinger, Jr., *A Thousand Days: John F. Kennedy in the White House* (Boston, Houghton Mifflin Company, 2002), pp.769; 秋元・菅、前掲書、222-223 頁。

- 4 本稿では、アジア太平洋を東アジア、東南アジアの諸国、米国、カナダ、オーストラリア、ニュージーランドに限定する。
- 5 Timothy Maga, *John F. Kennedy and the New Pacific Community, 1961-1963* (Basingstoke, The Macmillian Press, 1990). この新太平洋共同体は、インドシナ情勢を受け、アイゼンハワー政権が中台問題に専念しすぎたために「忘れ去られた」国家に焦点を当てた共同体であった。 *Ibid.*, pp. 7-9.
- 6 Noam Kochavi, *A Conflict Perpetuated: China Policy during the Kennedy Years* (Westport, Praeger, 2002), pp.137-162.
- 7 ボールについては、James A. Bill, *George W. Ball: Behind the Scenes in U.S. Foreign Policy* (New Haven, Yale University Press, 1997); ボールのベトナム介入反対を詳細に論じたのは、David L. DiLeo, *George Ball, Vietnam, and the Rethinking of Containment* (Chapel Hill, the University of North Carolina Press, 1991).
- 8 George W. Ball, *The Discipline of Power: Essentials of A Modern World Structure* (London, The Bodley Head, 1968), pp.61, 66; George W. Ball, *The Past Has Another Pattern: Memories* (New York, W.W. Norton & Company, 1982), p.208; DiLeo, *op. cit.*, pp.49-50; 大西洋パートナーシップ構想を論じたものとして、小島かおる「ジョージ・W・ボールと『大西洋パートナーシップ』構想—イギリスの EEC 加盟問題を中心に」(『アメリカ研究』第 31 号、1997 年)。小島かおる「ジョージ・ボールと『大西洋パートナーシップ』構想」(『法学政治学論究』第 44 号、2000 年)。
- 9 Ball, *The Past*, p.360; DiLeo, *op. cit.*, pp. 39-40.
- 10 詳細は、DiLeo, *op. cit.*, 44-47, 56-57.
- 11 Ball, *The Past*, p.369; DiLeo, *op. cit.*, p.51.
- 12 Ball, *The Past*, p.374; DiLeo, *op. cit.*, pp. 58-61; 福田茂夫「ジョージ・ボール国務次官のジョンソン政権内での役割—ディレオ『ジョージ・ボールのベトナム戦争・封じ込め政策批判』」(『名古屋学院大学論集 言語・文化篇』第 4 巻第 2 号、1993 年 4 月)、77-78 頁。
- 13 Bill, *op. cit.*, p.166.
- 14 Ball, *The Discipline*, p.343; Ball, *The Past*, p.167.
- 15 David Halberstam, *The Best and the Brightest* (New York, Ballantine Books, 1992), p.491.
- 16 Ball, *The Discipline*, p.343.
- 17 DiLeo, *op. cit.*, p.7.
- 18 Bill, *op. cit.*, p.205: ボウルズも「ケネディは……状況を予測したり、危機となる前にそれらの機先を制することよりも、単にそれに反応するだけだった」と述べている。DiLeo, *op. cit.*, p.46 より引用。
- 19 Ball, *The Past*, pp.376, 380.
- 20 DiLeo, *op. cit.*, p.43 より引用。
- 21 例えば、“The Economic Gap,” JFKL, Pre-Presidential Files; John F. Kennedy, “A Democrat Looks at Foreign Policy,” *Foreign Affairs*, Vol. 36, No. 1, (October 1957).
- 22 Burton I. Kaufman, *Trade and Aid: Eisenhower's Foreign Economic Policy, 1953-1961* (Baltimore, The Johns Hopkins University Press, 1982), pp.58-60.
- 23 ジョン・ケネディ(細野軍治・小谷秀二郎共訳)『平和のための戦略—新時代の探求』日本外政学会、1961 年、120、140 頁。
- 24 *Public Papers of the Presidents: John F. Kennedy*, (以下、PPP) 1961, (Washington, D.C., U.S.G.P.O, 1962), pp.1, 397; Schlesinger, Jr., *A Thousand Days*, p.303; 松岡完『1961 ケネディの戦争 冷戦・ベトナム・東南アジア』朝日新聞社、1999 年、51-56 頁。
- 25 1961 年 4 月、ケネディの西独外相への発言。松岡、前掲書、95 頁より引用。

-
- ²⁶ *PPP, 1961*, p.397; Michael E. Latham, *Modernization as Ideology: American Social Science and "Nation Building" in the Kennedy Era* (Chapel Hill, The University of North Carolina Press, 2000), pp.27-28.
- ²⁷ *PPP, 1961*, p.171; ロストウの理論から進歩のための同盟を論じたのは、Kimber Charles Pearce, *Rostow, Kennedy, and the Rhetoric of Foreign Aid* (East Lansing, Michigan State University Press, 2001).
- ²⁸ Jonathan Nashel, "The Road to Vietnam: Modernization Theory in Fact and Fiction," in *Cold War Constructions: The Political Culture of the United States Imperialism, 1945-1966*, ed. by Christian G. Appy (Amherst, The University of Massachusetts Press, 2000), pp.142-154; M. Latham, *op. cit.*
- ²⁹ *Ibid.*, pp.6, 18-19, 22-23.
- ³⁰ 詳細は、*ibid.*, pp.21-68.
- ³¹ *Ibid.*, p.45; Pearce, *op. cit.*, pp.78-79.
- ³² Walt W. Rostow and Richard W. Hatch, *An American Policy in Asia* (Cambridge, The Technology Press of MIT and New York, John Wiley & Sons, Inc., 1955), pp.40-41.
- ³³ Freedman, *op. cit.*, p.29; ボウルズに代表される民主党リベラルについては、*ibid.*, pp.27-28; またボールのボウルズに対する評価は、Ball, *The Past*, pp.170-171.
- ³⁴ 清水知久『アメリカ帝国』亜紀書房、1968年、221-235頁。
- ³⁵ Ball, *The Discipline*, p.15; ハード・パワー、ソフト・パワーについては、ジョセフ・ナイ(山岡洋一訳)『アメリカへの警告—21世紀国際政治のパワー・ゲーム』日本経済新聞社、2002年、26-38頁。
- ³⁶ 詳細は、Ball, *The Discipline*, p.16.
- ³⁷ 詳細は、*ibid.*, pp. 17-18, 346-349.
- ³⁸ *Ibid.*, p.6, 13, 24.
- ³⁹ *Ibid.*, pp.345-346. ラテン・アメリカは、「特別な地理的、歴史的理理由」から、パワーを優先的に使う地域とされた。*Ibid.*, p.346.
- ⁴⁰ *Ibid.*, pp.222, 346.
- ⁴¹ DiLeo, *op. cit.*, p.189.
- ⁴² Ball, *The Discipline*, p.18.
- ⁴³ Bill, *op. cit.*, p.207.
- ⁴⁴ Ball, *The Past*, pp.224-225; DiLeo, *op. cit.*, p.16より引用。ただしボールは、「フランスだけが解決できる問題に米国を介入させる」というケネディの主張に慎重を期していた。Ball, *The Past*, p166.
- ⁴⁵ *Ibid.*, pp.103, 187-195.
- ⁴⁶ Ball, *The Discipline*, p.352.
- ⁴⁷ Rostow and Hatch, *op. cit.*, pp.1, 5, 6, 36, 38, 42.
- ⁴⁸ Ball, *The Discipline*, p.222-223, 234; Ball, *The Past*, pp.170, 183-185; DiLeo, *op. cit.*, pp.40-41.
- ⁴⁹ 詳細は、Bill, *op. cit.*, pp.136-150.
- ⁵⁰ Ball, *The Discipline*, p.19.
- ⁵¹ *Ibid.*, pp.233-235; DiLeo, *op. cit.*, pp.16-17.
- ⁵² Bill, *op. cit.*, p.228; DiLeo, *op. cit.*, pp.28-29.
- ⁵³ Ball to The Secretary, "Formation of a 'Pacific Community'," August 30, 1961, John F. Kennedy Library (以下、JFKL), James C. Thomson Papers (以下、JCT).
- ⁵⁴ 本節での引用は、断りがない限り、註53の資料より。
- ⁵⁵ ボールは、メンバーに関して、「最低限」のメンバーとして、米国、カナダ、オーストラリア、ニュージーランド、フィリピン、台湾、韓国、日本を、「望ましい」候補として、マラヤ、シンガポール、北ボルネオ、サラワクを、「追加」候補として、南ベトナムとタイ

を挙げる。

⁵⁶ Kochavi, *op. cit.*, p.138.

⁵⁷ Ball, *The Past*, p.196.

⁵⁸ Joseph S. Nye, ed., *International Regionalism* (Boston, Brown, Little and Company, 1968), pp. ii - iii.

⁵⁹ "Building the Foundations of Community in Free Asia: A Preliminary Analysis of the Problem," JFKL, JCT.

⁶⁰ Memorandum of Conversation, June 21, 1961, U.S. Department of State, *Foreign Relations of the United States, 1961-1963*, Vol.22 (以下、*FRUS*, 22) (Washington, D.C., U.S.G.P.O, 1996), p.694; Memorandum of Conversation, June 21, 1961, JFKL, National Security Files (以下、NSF).

⁶¹ Memorandum of Conversation, June 20, 1961, *FRUS*, 22, p.681; Ball, *The Discipline*, pp.189-190.

⁶² *Ibid.*, p.191.

⁶³ "Japan: Department of State Guidelines for Policy and Operations," October 1961, JFKL, JCT.

⁶⁴ Memorandum of Conversation, June 20, 1961, *FRUS*, 22, p.688; Ball, *The Discipline*, p.192; ボールは、日本の OECD 正式加盟は「象徴的」な意味しかないと述べる。Ball, *The Discipline*, pp.191-192.

⁶⁵ Memorandum of Conversation, June 20, 1961, *FRUS*, 22, p.686.

⁶⁶ Michael Schaller, *Altered States: The United States and Japan since the Occupation* (New York, Oxford University Press, 1997), p.178; エドウィン・O・ライシャワー(徳岡孝夫訳)『ライシャワー自伝』文藝春秋社、1987年、334頁。

⁶⁷ Memorandum of Conversation between Harriman and Menzies, June 19, 1962, *Asia and Pacific: National Security Files, 1961-1963* (Microfilm; Frederick, University Press of America, 1992); ANZUS Council Meeting, Wellington, June 5-6, 1963, Memorandum of Conversation, July 26, 1963, JFKL, NSF; Schaller, *op. cit.*, pp.174-175.

⁶⁸ Kennedy, *op. cit.*, p.50; Dean Rusk, *As I Saw It* (New York, W·W·Norton & Company, 1990), pp.283-285; Editorial Note, *FRUS*, 22, pp.54-55.

⁶⁹ 詳細は、Kochavi, *op. cit.*, pp.29-31, 55-94.

⁷⁰ *PPP*, 1961, p.23.

⁷¹ "The Far East: Department of State Guidelines for Policy and Operations," May 1962, JFKL, JCT.

⁷² William P. Bundy, "Kennedy and Vietnam," in *The Kennedy Presidency: Seventeen Intimate Perspectives of John F. Kennedy*, ed. by Kenneth W. Thompson (Lanham, University Press of America, 1985), pp.266-267.

⁷³ Ball, *The Past*, p.364 より引用。

⁷⁴ Memorandum from the Ambassador to Thailand to the President's Military Representative, October 27, 1961, *FRUS*, 23 (Washington, D.C., U.S.G.P.O, 1995), p28; 註 59、註 71 参照。

⁷⁵ George C. McGhee to Chester Bowles, "Regionalism in the Far East," August 9, 1962, JFKL, JCT. この中で、マクギーは「太平洋共同体」という一節を設けている。マクギーは、このメンバーとして「米国、カナダ、日本、オーストラリア、ニュージーランド」を挙げている。筆者は、マクギーが太平洋の「先進国のみ」をメンバーとして挙げていることを重視する。なぜなら、それがボールの先進国中心の国際秩序概念を体現しているからである。この点から判断すると、マクギーが分析・評価した太平洋共同体は、ボールの共同体と限りなく近いものといえる。

-
- ⁷⁶ Ball, *The Discipline*, pp.177-178, 180-181; Kochavi, *op. cit.*, p.73 より引用。
- ⁷⁷ Ball, *The Discipline*, pp.178, 182; Kochavi, *op. cit.*, p.42-43, 55.
- ⁷⁸ Ball, *The Discipline*, pp.170, 172-173, 174, 183.
- ⁷⁹ 詳細は、DiLeo, *op. cit.*, pp.51-184.
- ⁸⁰ Rusk, *op. cit.*, pp.450, 455, 473.
- ⁸¹ Ball, *The Past*, p.382; DiLeo, *op. cit.*, pp.59, 69, 75.
- ⁸² Ball, *The Past*, pp.376, 382, 395; Rusk, *op. cit.*, p.451; DiLeo, *op. cit.*, pp.53, 110.
- ⁸³ Bill, *op. cit.*, p.160; DiLeo, *op. cit.*, pp.64, 98.
- ⁸⁴ Ball, *The Discipline*, p.351.
- ⁸⁵ *Ibid.*, p.352; Thomas G. Paterson, "Introduction: John F. Kennedy's Quest for Victory and Global Crisis," in *Kennedy's Quest for Victory: American Foreign Policy, 1961-1963*, ed. by Thomas G. Paterson (New York, Oxford University Press, 1989), pp.9-12; DiLeo, *op.cit.*, pp.xxi, 64 より引用。
- ⁸⁶ Schlesinger, Jr., *A Thousand Days*, p.xv.
- ⁸⁷ Stephen G. Rabe, "Controlling Revolutions: Latin America, the Alliance for Progress, and Cold War Anti-Communism," *op. cit.*, ed. by Paterson, p.122; ガブリエル・コルコ (岡崎維徳訳)『第三世界との対決—アメリカ対外戦略の倫理と行動』筑摩書房、1992年、140頁。
- ⁸⁸ M. Latham, *op. cit.*, pp.112, 139-140, 141-145, 178-188.
- ⁸⁹ George W. Ball, *Diplomacy for a Crowded World: An American Foreign Policy* (Boston, Little, Brown and Company, 1976), pp.82-83; Bill, *op. cit.*, pp.97-98.
- ⁹⁰ Ball, *The Discipline*, p.357. ボールは、「横柄に」という形容詞は、不適切であると言
う。 *Ibid.*, p.357.
- ⁹¹ *Ibid.*, p.357.
- ⁹² *Ibid.*, pp.357-358.

アメリカの対中国政策と中国観および国益認識—天安門事件をめぐる対応

九州大学大学院比較社会文化学府博士後期課程 森實 麻子

はじめに

ユッタ・ウェルデス(Jutta Weldes)は、国益は、各国の持つ安全保障像(security imaginary)に基づいて、意味のある目的(meaningful objects)として社会的に構築されるものであると述べている。ウェルデスによると、安全保障像とは、確立された意味や社会関係の構造であり、国際政治の世界やその中における国家の位置についてのビジョンを提供するものである。政策決定者は、このような確立された意味に基づいて決定をしたり行動したりする。また、国家の生み出す表象もこの安全保障像によって作り出され、国益はこれらの表象の中から現れるという。そして、アメリカが直面する出来事や問題の表象、それに伴う国益は、その時代のアメリカの安全保障像を通じて構築されるものであると述べている¹。

第二次世界大戦後の米中関係は、「冷戦」という国際構造認識に規定されてきた。1949年に中華人民共和国が成立して以来、自由主義陣営対共産主義陣営という東西対立構造の下、アメリカは中国とソ連を「一枚岩」と認識し、中国を自国にとっての「脅威」と認識してきた。しかし中ソ間の亀裂が顕在化しはじめると、ニクソン大統領(Richard Nixon)とキッシンジャー大統領補佐官(Henry Kissinger)は、ソ連の脅威に対抗するためには中国との関係を改善することがアメリカにとって利益となるとの戦略的配慮に基づき、1970年代はじめに中国との接近を進め、中国をソ連の脅威に対抗するための「戦略的パートナー」と位置づけるようになった。1978年に中国が打ち出した改革・開放政策は米中間の相互依存を深化させ、アメリカをはじめとする西側諸国は、経済発展が中国の自由化・民主化をもたらすのではないかという期待を抱くようになる。

しかし1980年代後半、冷戦終焉へ向けた動きが加速する中で、中国の位置付けも少しずつ変化し始めた。1985年にソ連ではゴルバチョフ書記長が就任し、西側諸国との関係改善に着手すると、「ソ連の脅威」が徐々に薄れはじめ、ソ連の脅威に対抗するための戦略的パートナーという中国の位置付けも見直しを迫られることとなった。それに加えて、1989年6月4日に起こった天安門事件は、西側諸国の中国に対する期待を大きく裏切るものであり、各国が中国政策を転換させる契機となった。このように、第二次世界大戦後のアメリカの対中政策には、アメリカ人が、その時代の国際情勢をどのように認識し、中国をどう

位置付けるか、そして自国の国益をどのように認識するかということが影響を与えていると思われる。

アメリカ人の中国観については、ハロルド・アイザックス(Harold Isaccs)が、アメリカ人の中国人に関するイメージが、中国文明や中国人の徳性などに対する称賛に基づく好意的なイメージと、野蛮性という認識や軽蔑、偏見などに基づく否定的なイメージとの間で揺れ動いてきたことを指摘している²。また、井尻秀憲も、アメリカ人の中国像が、「共感」や「憎しみ」といった、『愛憎』おりなす振り子の振幅を経験してきたと述べている³。

ギャラップ社が行った世論調査によると、中国が改革・開放政策を発表する以前の1976年に行われた世論調査では、中国を好ましい国だと答えた人は20%であったのに対し、好ましくないと答えた人は73%にのぼっていた。これに対して、天安門事件直前の1989年2月28日から3月2日にかけて行われた調査では、中国を好ましいと答えた人は72%にのぼり、好ましくないと答えた人はわずか13%であった。しかし、天安門事件後の8月10日から13日にかけて行われた調査では、中国を非常に好ましいと答えた人は5%、好ましいと答えた人は26%で、両項目を足すと31%であったが、あまり好ましくないと答えた人は35%、非常に好ましくないと答えた人は23%で、両項目を合計すると58%にのぼっている⁴。このように、10年余りの間に、アメリカ人の中国イメージは大きな振幅を見せている。その中でも天安門事件が一般世論の中国イメージに与えた影響は大きく、天安門事件はアメリカ人の中国観が「愛」から「憎」へと転換する契機になったと見ることができるだろう。

このように、天安門事件が一般世論のイメージに大きな影響を与える中で、ブッシュ(父)(George Herbert Walker Bush)政権の政策決定者や、ブッシュ政権の対中国政策に反対する人々、特に民主党の議員は、それぞれどのような中国観および国益認識を持っていたのだろうか、そしてそれらの認識はブッシュ政権の中国政策にどのような影響を与えたのだろうか。このような問題意識に基づき、本稿では、ブッシュ政権の対中国政策を、国益認識と中国観に注目しつつ分析することとする。以下ではまず、天安門事件を巡るアメリカの対応を概観し、政策決定者の中国観と国益認識、議会における中国に関する議論を民主党議員の認識を中心に分析し、最後に、大統領と議会の間で中国政策を巡る対立を生み出した要因及びその中で大統領が「建設的関与政策」を追求した要因について考察することとする。

1. 天安門事件とアメリカの対応

1987年に失脚した中国の改革派指導者、胡耀邦氏が1989年4月に死去すると、北京の天安門広場では学生たちによる追悼行事が行われ、学生たちは彼の名誉回復を求めた。それはやがて学生、市民の民主化要求運動へと発展した。5月には改革の象徴的存在であるゴルバチョフソ連大統領の訪中が予定されていたこともあり、民主化運動はさらに拡大、これに対して中国政府はこの運動を「動乱」と規定し⁵、北京市内に戒厳令を施行、1989年6月3日から4日にかけて人民解放軍による武力弾圧を行った。

この天安門事件に対し、ブッシュ大統領は6月4日、「平和的デモに対する武力行使の決定と、それによる人命の損失はきわめて遺憾である」⁶とのコメントを発表し、翌6月5日には中国への武器輸出停止、人民解放軍との交流停止、米国にいる中国人学生のビザ延長、赤十字を通じた人道的医療援助等を発表した。6月6日には、上下両院が中国の民主化運動弾圧を非難する決議を採択した。その後、中国が方励之夫妻に逮捕状を出したこと、民主化運動家が摘発され、死刑判決が出たことなどを受け、6月20日にアメリカは次官補レベル以上の全政府高官の中国との接触を全面的に禁止し、国際金融機関などにも、新規の対中借款を延期するように求めた。更に、7月10日に予定されていたモスバッガー商務長官とブラディ財務長官の訪中も取りやめとなった。そして6月29日には、下院が、7月14日には上院が対中制裁法案を可決している。

しかしアメリカ政府は、6月末には既に、中国との関係修復へ向けた動きを始めた。7月1日にはスコウクロフト大統領補佐官(Brent Scowcroft)とイーグルバーガー国務副長官(Larry Eagleburger)が秘密裏に中国を訪問、7月末にはカンボジア和平会議でベーカー国務長官が中国の銭其外相と会談、さらに10月にはニクソン元大統領、11月にはキッシンジャー元国務長官が中国を訪問している。また、12月8日には、スコウクロフト大統領補佐官とイーグルバーガー国務副長官が再び中国を訪れている。

このように、中国との関係修復を進める政府に対して、議会は中国に対して強硬な態度をとり続け、大統領と議会との対立が深まっていった。11月19日に下院が、20日には上院が「1989年中国移民緊急緩和法案」を可決したが、ブッシュ大統領は同様の内容は行政命令で可能であるとして法案への拒否権を行使した。1990年1月24日、下院はこの法案を賛成3分の2以上で可決し、大統領の拒否権を無効化したが、翌日上院では拒否権の無効化が回避された。そして、大統領と議会との対立は、1990年以降、中国に対する最恵国待遇更新問題をめぐって、ますます激しいものとなっている。

ブッシュ政権期には、大統領が共和党出身であるのに対して、議会で多数派を占めていたのは民主党の議員であった。この時期の政党勢力分布を見ると、1988年に選出された第101議会では、下院定数435名のうち民主党議員が257名、共和党議員が178名、上院定数100名のうち、民主党議員が54名、共和党議員が46名となっている。1990年に選出された第102議会では民主党議員がさらに増え、下院では民主党議員が267名、共和党議員が166名、その他2名、上院では民主党議員56名、共和党議員44名となった⁷。そして最恵国待遇更新問題をめぐって、ブッシュ政権の中国政策を批判したのも、多数派を占めていた民主党の議員であった。それでは、ブッシュ政権の政策決定者と、ブッシュ政権の中国政策に反対する民主党議員は、それぞれどのような中国観および国益認識を持っていたのだろうか。

2. 政策決定者の中国観・国益認識

アメリカの政権では、アジア政策において中国を重視する政権と日本を重視する政権とが見られるが、ブッシュ政権は前者だと言えるだろう。それはブッシュ政権の閣僚等の人事によく現れている。ブッシュ政権の対外政策形成に携わる人々の中には、1970年代に中国との関係正常化に向けて大きな役割を果たした人々が多く含まれていることが特徴である。ブッシュ大統領自身、フォード政権下の1974年から1975年にかけては、北京のアメリカ連絡事務所長を勤めている。また、国家安全保障担当のスコウクロフト大統領補佐官は、1972年から73年にかけてニクソン政権で軍事問題の大統領補佐官を勤めた人物であり、1975年から1977年にかけてはキッシンジャー氏の後を受けて国家安全保障会議(NSC)補佐官を勤めている。当初中国大使を勤めていたロード氏(Winston Lord)も、1970年代はじめにニクソンやキッシンジャーに同行して中国を訪問した人物である。ロード氏の後をうけて中国大使に就任したリリー氏(James R. Lilley)も、CIAの北京支局長を勤めた経験がある。このように見ると、ブッシュ政権の対中国政策の形成に関わる人々の中国観は、1970年代の米中関係正常化へ向けた動きの中での中国との接触が基盤となって形成されていると言えるであろう。

アメリカ連絡事務所長として北京に滞在した経験がブッシュ大統領の中国観の形成に与えた影響は非常に大きく、彼は中国に対して強い親近感と愛着を抱いていた。それは、就任直後の1989年2月に中国を訪れた際の、「視界からは消え去っても、心からは決して消え去ることのない、古い友人たちと話しているようだ」あるいは「我々にとって、北京に

戻るとは帰省である」といった発言に現れている⁸。

しかし、1970年代に形成された中国観と1980年代末の中国との間にはギャップがあり、ブッシュ政権は、政権発足当初から中国認識を見直す必要に迫られていた。特に、1989年2月のブッシュ訪中が中国認識を見直す機会を提供したことが、訪中のために準備された様々な文書により分かる。ジェームス・マン(James Mann)は著書の中で、ブッシュやスコウクロフトをはじめとするブッシュ政権政策決定者の中国観は、1970年代の「統制社会」のイメージに基づいていると指摘している。ブッシュ政権は、中国では「強力で安定した指導部が、国内の強い支持を受けて改革を進めて」いると考えていた⁹というが、ブッシュ大統領が就任してからの中国指導部の動きは、そのような中国観に疑問を投げかけるものであった。そして中国政権内部の勢力争いや後継者問題が、「不安定な中国」という認識を生み出す要因となった。

1989年2月9日のCIAによるレポートでは、中国の経済改革が様々な問題を抱えており、その為に趙紫陽総書記が失脚する可能性もあることが指摘されており、中国における政治危機の可能性が論じられている¹⁰。そしてロード大使は1989年2月10日付けの電文の中で示しているように、ポスト 小平の後継者問題をめぐっては、人民解放軍がカギとなると指摘している¹¹。ロード大使によると、「歴史的に、後継の過程と、『選ばれた』後継者が権力を掌握する能力に関して、中国軍部の支持は重要」であると言う。胡耀邦の失脚も、趙紫陽の失脚の可能性も、軍部とのつながりが弱いからであり、「アメリカにとって、国内権力構造の主要な面としての軍との密接な関係をはぐくむことが重要である」と彼は指摘している。天安門事件の結果、人民解放軍の影響力は拡大し、趙紫陽総書記は天安門事件の責任を問われ、同月の第13期4中総会で党の全職務を解任されている。このような中国国内の混乱は、ブッシュ政権にとってはある程度予測していたことであったが、1970年代に形成された中国観の影響を受けているブッシュ政権の政策決定者に対して、中国観のさらなる見直しを迫るものであったといえるだろう。

1980年代半ば以降、中国では、経済発展のためには政治改革が必要であると主張する改革派と、ブルジョア自由化の危機を示し、政治改革が国内情勢の不安定化をもたらすと主張する保守派との間での対立が激しくなっていた。その中で、1987年1月の胡耀邦失脚に続き、天安門事件でも趙紫陽という改革派のリーダーが失脚したことは、この「政権交代劇」において保守派の勢力が拡大したと受け止められた。しかし、天安門事件後の国務省のレポートが示すように、「中国の状況は、小平と党の長老たちが亡くなるまでは安定し

ないだろう」¹²と考えられ、小平氏の後継者問題をめぐって、中国の不安定はまだしばらく続くと考えられた。

当時の国際環境の変化も、対中認識を変化させる契機となった。1980年代後半の冷戦終焉に向けた動きの中で、1985年にソ連共産党書記長に就任したゴルバチョフ書記長の下、ソ連はアメリカをはじめとする西側諸国との緊張緩和を進め、東欧諸国の民主化を支持し、1989年12月にはブッシュ大統領とゴルバチョフ書記長がマルタ島で会談を開き、冷戦の終結を宣言するにいたった。その過程で、1989年5月にゴルバチョフ書記長が中国を訪問し、中国との関係改善をはかったことは、アメリカに危機感を抱かせることとなった。

その危機感は、1989年2月のブッシュ大統領中国訪問準備のための様々な文書に現れている。ロート駐中国大使は1989年2月6日に国務省及びホワイトハウス宛に送った電文の中で、中ソ関係が戦略的バランスを損ない、アメリカの利益を傷つけるものとならないように注意しなければならないと述べている¹³。また、ベーカー国務長官 (James A. Baker, III) が1989年2月16日にブッシュ大統領に宛てて送ったメモの中にも、「米中関係はより成熟し、あまりドラマティックではない段階に入っており」5月のゴルバチョフ- サミットが、「米中関係の戦略的土台を浸食するものという認識を強める可能性がある」との指摘がある¹⁴。1970年代以来の、ソ連の脅威に対抗するための「戦略的パートナー」という認識、あるいは「チャイナ・カード」という考えは、中ソ関係が良好ではないことを前提としたものである。しかし中ソの接近は、この前提そのものが揺らぎつつあることを示しており、アメリカにとっての中国の戦略的重要性が低下していることを意味するものであった。

ブッシュ政権は、天安門事件直後には中国に対する一連の制裁措置を取ったが、事件から1ヶ月も経たないうちに中国との関係修復へ向けた動きを始めている。この動きは、天安門事件後の米中関係に関するどのような認識のもとに進められたのであろうか。ブッシュ大統領はまず、中国との関係、特に商業的コンタクトを維持することが米国の利益となると考えていた。18世紀の米中接触の当初から、中国はアメリカにとって「潜在的な市場」であったが、改革・開放政策に着手してからの中国に対して、市場としての期待は高まり、米中間の経済関係は深まった。アメリカの対中貿易額は、1986年には36億ドルであったが、1987年には35億ドル、1988年には50億ドル、1989年には58億ドルにのぼっており¹⁵、中国との経済関係を絶つことはアメリカに大きな損失をもたらすことになる。しかし、中国との関係維持がもたらすのは経済的利益だけではなかった。

ブッシュ大統領が、「中国とより多くの経済接触をもてばもつほど、彼ら（中国の人々）

は自由主義市場経済の果実を見ることになる」¹⁶、「我々の中の商業的コンタクトは、より大きな自由への探求を導く手助けとなってきた」¹⁷と述べているように、中国との関係の維持は中国の自由化の促進に役立つと考えられていた。また、「中国での民主化運動の高揚は、「われわれが1972年以来発展させてきた（中国との）関係によるところ大」であると述べているように、米中関係の進展が中国の民主化への動きをもたらすものとも考えられていた¹⁸。ブッシュ大統領は、米中関係は、アメリカにとって利益となるだけでなく、中国の人々にとっても利益であり¹⁹、「中国の人民を傷つける」ような「国交の全面的な断絶は望まない」とも述べている²⁰。

そして、「怒りのレトリックは一時的には誰かを満足させるかもしれないが、長期的には我々の努力を深く傷つけるものである」とし、「中国に影響力を行使したいなら、中国を孤立させることは誤りである」²¹との考えを示している。国務省がスコウクロフト-イーグルバーガー訪中のためにまとめた文書の中に、天安門事件について、「中国での最近の出来事に関わった自国の市民をどのように扱うかを定めることは、もちろん国内問題である。アメリカ政府とアメリカ人民がその活動をどのように見るかと言うことも、同様に国内問題である。それらは共に、それぞれに特有の伝統、文化、価値によって決まるであろう。」²²との記述が見られるのは、改革派のリーダーが相次いで失脚し、保守派の勢力が拡大していると思われる中国に対して、事件に対する厳しい批判を繰り返し、「内政干渉」であるとの中国側の反発を招くのは、長期的に見てアメリカの利益にならない、との判断によるものであろう。

これらの認識に基づき、ブッシュ政権は、中国との経済的関係を維持し、関与を続けることによって中国の自由、民主化を推進しようとする「建設的関与」政策がアメリカにとっても利益となると考えた。

3. 議会における議論

天安門事件直後の議会の立場は、ブッシュ政権の取った中国に対する制裁措置を推賞し、対中国政策を支持するものであった。そして中国に対しては、自由、民主主義を求める、人々の平和的・非暴力的なデモンストレーションを、人民解放軍が暴力的、冷酷に武力で鎮圧したことは、人権を無視するものである、とする主旨の批判が繰り返された。また、天安門事件以降は中国と東欧諸国に対するイメージが逆転し、「東欧と中国との出来事の対照性は驚くべきことである」というジェンソン下院議員の発言にも見られるように、ポ

ーランドやハンガリーで改革が進みつつあることを指摘し、中国との対照性を際立たせる視点も、中国批判に拍車をかけることとなった²³。議員の中には、中国指導層を「北京の殺人者」(butchers of Beijing)と呼んで激しく非難する者もいた²⁴。

しかし、ブッシュ政権が中国との関係改善を進めるにつれて、議会では中国政策、特に中国に対する最恵国待遇をめぐる三つの立場が見られるようになる。ブッシュ大統領の政策を支持する、共和党議員を中心とするグループと、最恵国待遇の停止を求めるグループ、そして最恵国待遇の条件付き更新を求める民主党議員のグループである。この、中国に対する最恵国待遇をめぐるのは、数多くの法案が提出されたが、上下両院で可決されるまでに至ったのは、最恵国待遇の条件付き更新を求める法案であった。したがって本節では、最恵国待遇の条件付き更新を求める民主党議員の中国観を中心に見ていくこととする。

1990年5月24日、ブッシュ大統領は中国に対する最恵国待遇の更新を発表したが²⁵、民主党のピース下院議員(Donald J. Pease)が中心となって中国に対する最恵国待遇の更新に条件を付ける法案を提出している²⁶。1991年にも、民主党のペロシ下院議員(Nancy Pelosi)が中心となって同様の法案を提出、上下両院で可決されたがこれに対して大統領は拒否権を行使²⁷、下院では拒否権の無効化に成功したが上院では回避され、成立しなかった。更に1992年にも、6月2日に大統領が中国に対する最恵国待遇の更新を発表したのに対し、民主党のペロシ下院議員とピース下院議員が中心となって前年と同様の法案を提出し、上下両院で可決されたが大統領が拒否権を行使、下院では拒否権の無効化に成功したが上院では回避されている。

ピース議員は1990年に提出した法案(H.R. 4939)を巡る議論の中で、「私は、我々の中の多くが、中国との貿易を完全に中断し、11億、すなわち世界人口の5分の1を占める国を孤立させることを望んでいるわけではないと考えている。中国を孤立させ、中国市民に対する中国の人権条件を向上させるために我々が有することのできるすべての影響力を失うよりは、中国に影響を与えるために我々の影響力を用いる方が、我々にとってはずっと良いことである」²⁸と述べている。また、東アジア・太平洋問題小委員長を務め、天安門事件直後にはリリー大使の召還など、強硬な制裁措置を求めていたソラーズ(Stephen Solarz)議員も、「私は、中国に対する最恵国待遇を完全に無くしてしまうことは、全く逆効果であるという懸念を、大統領や通路の反対側にいる友人たちと共有している。最恵国待遇の廃止が、北京の残忍な政権を跪かせることになるとは思わない。それが、あの国での人権状況の向上をもたらすとは思わない。」²⁹と述べている。このように、民主党議員の間でも、

中国に対する最恵国待遇を停止することはアメリカにとって利益にならない、という考えが支配的であった。

しかし、ミッチェル上院議員(George Mitchell)の、「大統領は繰り返し、我々の目標は法の支配と人間の基本的権利に基づいた世界秩序を求めることであると述べてきた。私も賛成である。そのような世界秩序はアメリカの利益に貢献する。それは、我々の外交政策が作り出そうと描いているものである。政策が法によって支配される世界へ向けた動きを作り出すなら、我々はその政策を継続し、拡大すべきである。政策がそのような結果を作り出さないなら、我々はそれを再検討しなければならない。政策が反対の結果をもたらすなら、我々はそれを変えなければならない」³⁰という発言や、ソラーズ議員の、「大統領は、中国における人権への動機を高める最も良い方法は、制限のない最恵国関税待遇を中国に与えることであると信じているようである。しかし、建設的関与政策は、南アフリカに対して効果を発揮したようには、中国に関しては働きそうもないと主張したい。」³¹という主張に見られるように、民主党議員は、大統領の対中国政策は人権状況の改善やアメリカの利益の拡大につながっていないと批判し、最恵国待遇更新に条件を付けることを求める法案を提出した。

これらの法案で最恵国待遇更新の条件とされたのは、天安門事件で大きな問題とされた中国の人権状況、当時の米中関係で問題とされていた、中国によるイラクやシリア等に向けた大量破壊兵器輸出問題、アメリカ製品に対する障壁の存在をはじめとする貿易問題の3分野で改善が見られるということである。

人権問題の改善に強い関心を抱いていたのは、法案提出で中心的な役割を果たした、民主党のピース議員とペロシ議員である。ピース議員はどちらかというと中道派であり、彼が提出した法案(H.R. 4939)は、戒厳令の解除、天安門事件で拘留された人々に関する説明、釈放、アメリカにいる中国人に対する嫌がらせをやめること、中国市民の海外旅行の制限の解除、国際的に認められている人権を守ること等を求めるものであった。これに対してペロシ議員は、民主党の中でも最もリベラルと言われる人物であり、以前から中国の人権状況に関心を抱いていた。彼女が提出した法案(H.R.2212)には、一人っ子政策で求められる中絶や人口計画の停止や宗教的迫害をなくすこと、報道の自由に関する制限をなくすことなど、人権に関する広範な規定が含まれているのが特徴である。彼女は「中国は、平和的に自由を求める人が殺される場所である」³²と批判し、中国における人権状況の具体的な改善を要求した。

これに対し、大量破壊兵器輸出問題に強い関心を抱いていたのは、当時民主党上院院内総務の職にあり、非常に大きな影響力を持っていたミッチェル上院議員である。彼は1991年6月に、条件付き最恵国待遇更新を求める法案（S1367）を提出しているが、その中には、中国が戦略ミサイルや発射装置をシリア、イラク、パキスタンに移転していないことが証明されない場合、最恵国待遇を即時停止するという条項が含まれている³³のが大きな特徴である。この法案をめぐる議論の中で、彼は、「アメリカの国益と世界の安定は恒久的な国益であり、我々とすべての国との関係の中心に据えられるべきものである」のに、中国政府が戦略ミサイルと核技術の第三世界への拡散を管理する国際的な努力に協力せず、核拡散防止条約への調印を拒否していることを批判している³⁴。

また、米中貿易でアメリカの赤字が拡大していることも、ブッシュ政権の対中国政策を批判する根拠となった。米中貿易におけるアメリカの赤字は、1986年には17億ドルであったが、1989年には62億ドル、1990年には104億ドル、1991年には183億ドル、1992年には183億ドルと拡大し続けている。このことから、中国がアメリカ製品に課している障壁の存在により、最恵国待遇の無条件の更新が、米中貿易において中国側に多大な利益をもたらす結果になっていると批判された。

そしてピース議員の「北京の高官に明白なメッセージを送るものである。それは、中国との、われわれの政治的・経済的結びつきは、今年是我々の貿易関係を維持するのに十分なものであると評価しているが、来年の夏以降も最恵国待遇と二国間貿易を持続するためには、我々は中国政府に、基本的人権の尊重に向けた、意味のある進歩を示さなければならない、というものである」³⁵という発言や、「これは、中国の権力闘争で次に台頭してくる人に、次に台頭してくる人は、人権、不拡散、アメリカとの公正な貿易を尊重する人でなければならないと言うメッセージを送るものである」³⁶というペロシ議員の発言にもみられるように、これらの法案は、現在および将来の中国の指導者に対するメッセージとしての意味合いも持つものであった。

結び

これまで、天安門事件後のアメリカの対中国政策に関して、議会の中国観、政策決定者の中国観、政策決定者の中国認識を見てきたが、政権内部でも、議会においても、中国に対して影響力を行使するためには、中国との関係を維持するべきであるとの考えが支配的であった。しかしブッシュ政権は、長期的に見て、中国の安定がアメリカや世界にとって

重要であり、中国との関係、特に経済関係を維持することによって人権問題等の改善や自由、民主化を推進し、中国の安定をはかろうとしていたのに対し、議会で多数派を占める民主党議員は、「世界のすべての自由主義政府は、今日、自分たちが特権と同様に国際的な責任を有していることを理解している。中国政府に対しても、我々が他の国々に適用しているのと同じ基準を適用するのが公平である」³⁷というミッチェル議員の発言にも見られるように、アメリカとの経済関係から得られる利益を享受するためには、国際社会のルールを守り、責任を果たさなければならないと主張し、条件付きの最恵国待遇更新を求めた³⁸。

このような相違、対立が生まれた要因として、まず第一に、共和党対民主党というアメリカ国内政治構造の影響があげられる。上でも述べたとおり、ブッシュ政権期の議会は、ブッシュ大統領が共和党出身であるのに対し、民主党が多数派を占める議会であり、中国に対する最恵国待遇更新問題が大統領攻撃の材料として使われたという面がある。特に、民主党は、カーター大統領の例にも見られるように、伝統的に「人権」を重視しており、理念を重視する政党であるのに対し、共和党の支持者には経営者が多く、経済的な利益を重視し、保守的な傾向が見られる。最恵国待遇更新問題をめぐる議論で中心的な役割を果たしたペロシ議員のように、アメリカの考える「人権」概念に基づいて、中国での人権擁護を訴える人権派議員もいるが、「人権」が共和党政権による対中国政策批判の道具として使われた側面があることも否定できない。

第二に、第一点目とも関連するが、「理念の共和国」と言われるアメリカが、理念と実益との間でどのようにバランスを取っていくかという点が、アメリカの政治や外交において常に課題とされてきたということも影響を与えていると考えられる。1980年代のアメリカはレーガノミクスの遺産により、財政赤字と経常収支の赤字という双子の赤字に苦しんでいた。アメリカの経済力は相対的に低下したと言われ、経済大国として台頭してきた日本との間で経済摩擦も激化していた。その中で、潜在的な市場である中国との経済関係を維持することはアメリカにとって重要であったと言えよう。しかし天安門事件が、「人権」「自由」「民主主義」といった「アメリカ的価値」に深く関わる問題であったことから、ブッシュ政権は中国との関係の維持がこれらの諸価値を軽視するものではない、ということを議会や国民に説明する必要がある、これらを重視する一般世論や民主党議員の中国観が、ブッシュ政権にとって、制約要因として働いたということができよう³⁹。

1989年7月のスコウクロフト-イーグルバーガー訪中のテーマをまとめた文書の中に、「ブッシュ大統領は、米中関係の価値を、両国にとってきわめて重大な利益であると認識

している。それ以上に、彼は中国とアメリカの人々の間の親交が維持され、強化されるのを見たいという深い個人的な欲求を持っている。これは、彼の中国での経験と非常に多くの中国の指導者との個人的な親交に由来するものである」⁴⁰という記述があるように、ブッシュ政権の対中国政策では、「古い友人」としての立場が強調されたという面もある。しかし、国内における対中政策をめぐる対立にも関わらず、米中関係の維持が求められたのは、1978年の中国における改革・開放政策以降、体制の相違にも関わらず、米中経済関係が進展し、米中間でも相互依存関係が深化していたこと、冷戦の終結及びソ連の崩壊により、国際関係における軍事力やイデオロギーの重要性が相対的に低下したこと、それらの結果として、米中関係における経済的要素の重要性が増していたことが背景としてあげられる。また、1990年8月の、イラクによるクウェート侵攻に端を発し、1991年1月から2月にかけて米国を中心とする多国籍軍がイラクを攻撃した「湾岸戦争」に至る過程の中で、中国の協力を必要としたことも大きな影響を与えた。そして何より、中国を孤立させるのではなく、経済関係を維持することにより、不安定な国内情勢が続く中国の民主化や人権状況の改善等を進めていこうという長期的な視点が重視されたのである。

1993年に就任した民主党のクリントン大統領は、選挙キャンペーン中からブッシュ政権の対中国政策を批判し、「人権重視」を掲げていた。しかし中国が、1992年の小平の南巡講話により改革・開放路線を再確認し、急速に経済成長を遂げる中で、最終的には最恵国待遇の無条件の更新に踏み切り、人権問題と最恵国待遇更新問題を切り離すことを決定した。そして中国に対する「関与政策」は、冷戦後のアメリカの対中国政策の基本となった。ブッシュ政権の対中国政策をめぐる議論は、その「関与政策」がアメリカの国益に合致することをブッシュ政権が主張し、それが徐々に受け入れられていく過程の始まりと見ることができるだろう。

- ¹ Jutta Weldes, *Constructing National Interests: The United States and the Cuban Missile Crisis*, (Minneapolis: University of Minnesota Press, 1999), p. 10, p. 225.
- ² Harold R. Isaacs, *Images of Asia, American Views of China and India*, (New York: Harper Torch Books, 1963), p.416. 小浪充、國弘正雄訳『中国のイメージ—アメリカ人の中国観』サイマル出版会、1970年、79-80頁。
- ³ 井尻秀憲『現代アメリカ知識人と中国—知と情念のフロンティア』ミネルヴァ書房、1992年、2頁。
- ⁴ The Gallup Poll Public Opinion, 1935-1997 The CD-ROM Edition, Scholarly Resources, Inc.
- ⁵ 『人民日報』社説、1989年4月26日。
- ⁶ “Statement on the Chinese Government's Suppression of Student Demonstrations,” June 3, 1989.
<http://bushlibrary.tamu.edu/papers/1989/89060300.htm>
- ⁷ 草野厚『アメリカ議会と日米関係』中公叢書 1991年、16頁。
- ⁸ “Interview With Chinese Television Journalists in Beijing,” February 26, 1989.
<http://bushlibrary.tamu.edu/papers/1989/89022602.html/>
- ⁹ James Mann, *About Face: A History of America's Curious Relationship with China, From Nixon to Clinton*, (New York: Vintage Books, 2000), pp.182-183. 鈴木主税訳『米中奔流』共同通信社、1999、276頁。
- ¹⁰ CIA Directorate of Intelligence Report, “China: Potential for Political Crisis,” February 9, 1989.
<http://www.gwu.edu/~nsarchiv/NSAEBB/NSAEBB47/doc2.pdf>
- ¹¹ U.S. Embassy Beijing Cable, “U.S.-PRC Military Relationship-On the Eve of the President's Visit,” February 10, 1989. <http://www.gwu.edu/~nsarchiv/NSAEBB/NSAEBB47/doc3.pdf>
- ¹² United States Department of State Bureau of intelligence and Research, Intelligence Research Report, “China: Aftermath of the Crisis,” IRR No. 210, July 27, 1989.
<http://www.gwu.edu/~nsarchiv/NSAEBB/NSAEBB16/documents/36-02.htm>
- ¹³ U.S. Embassy Beijing Cable, “The President's Visit to China: Suggestions Regarding What We and the Chinese Hope to Accomplish,” February 6, 1989, p. 2.
<http://www.gwu.edu/~nsarchiv/NSAEBB/NSAEBB47/doc1.pdf>
- ¹⁴ Secretary of State James A. Baker, Memorandum for the President, “Your China Visit, February 25-27,” February 16, 1989, p.1. <http://www.gwu.edu/~nsarchiv/NSAEBB/NSAEBB47/doc4.pdf>
- ¹⁵ 滝田賢治「現代米中関係の変容—アメリカ外交の視点から—」(『国際政治』118号、1998年)、110頁。
- ¹⁶ “Message to the Congress on the Renewal of Most-Favored-Nation Trade Status for China,” May 24, 1990. <http://bushlibrary.tamu.edu/papers/1990/90052402.htm>
- ¹⁷ Ibid., p.89.
- ¹⁸ “The President's News Conference,” June 5, 1989.
<http://bushlibrary.tamu.edu/papers/1989/89060500.html>
- ¹⁹ “Message to the Congress on the Renewal of Most-Favored-Nation Trade Status for China,” May 24, 1990. <http://bushlibrary.tamu.edu/papers/1990/90052402.htm>

²⁰“The President's News Conference,” June 5, 1989.

<http://bushlibrary.tamu.edu/papers/1989/89060500.html>

²¹ “Statement by Press Secretary Fitzwarter on Continuation of China’s Most-Favored-Nation Trade Status,” June 2, 1992. <http://bushlibrary.tamu.edu/papers/1992/92060206.html>

²² “Themes,” June 29, 1989.

<http://www.gwu.edu/~nsarchiv/NSAEBB/NSAEBB16/documents/34-03.htm>

²³ 東欧諸国の民主化、ソ連の崩壊は中国では危機感をもって受け止められた。中国では、資本主義諸国が平和的な手段で社会主義を転覆しようとしている、という「和平演変」という言葉が、米国などに対する批判の際に用いられた。岡部達味によると、『人民日報』に掲載された記事のうち「和平演変」という単語を含む記事は、1987年および1988年には見られなかったが、1989年には109、1990年には216、1991年には351と増加したが、小平が南方視察を行い、改革開放と経済発展の加速をめざすと発言した南巡講話を発表した1992年には67に減少し、1993年には16、1994年には4、1995年には5となったという（岡部達味『中国の対外政策』東京大学出版会、220頁）。

²⁴ “The Butchers of Beijing (House of Representatives-June 13, 1989),” p. H2502, “Butcher of Beijing – Hon. Howard L. Berman (Extension of Remarks-June 08, 1989),” p. E2071 など。

<http://thomas.loc.gov/> より検索。

²⁵ “Message to the Congress on the Renewal of Most-Favored-Nation Trade Status for China,” May

24, 1990. <http://bushlibrary.tamu.edu/papers/1990/90052402.htm>

²⁶ “A Bill Regarding the extension of most-favored-nation treatment to the products of the People's Republic of China, and for other purposes. (Reported in House)” (H.R. 4939)

<http://thomas.loc.gov/> より検索。

²⁷ “VETO MESSAGE ON H.R. 2212 (Senate - March 11, 1992)” <http://thomas.loc.gov/> より検索。

²⁸ “Extension of Most-Favored-Nation Treatment to the People’s Republic of China (House of Representatives-October 18, 1990),” P. H10528. <http://thomas.loc.gov/> より検索。

²⁹ “United States-China Act of 1991 – Veto Message From the President of the United States (House of Representatives-March 11, 1992), p. H1144. <http://thomas.loc.gov/> より検索。

³⁰ “United States-China Act (Senate-July 22, 1991),” pp. S10515-S10517, <http://thomas.loc.gov/> より検索。

³¹ “United States-China Act of 1991 – Veto Message From the President of the United States (House of Representatives-March 11, 1992), Ibid.

³² “Override Presidential Veto on China (House of Representatives – January 23, 1990),” p.H19. <http://thomas.loc.gov/> より検索。

³³ “United States-China Act of 1991 (Introduced in Senate),” <http://thomas.loc.gov/> より検索。

³⁴ “United States-China Act (Senate-July 22, 1991),” Ibid.

³⁵ “Extension of Most-Favored-Nation Treatment to the People’s Republic of China (House of Representatives-October 18, 1990),” Ibid.

³⁶ “United States-China Act of 1991 Veto Message From the President of the United States (House of Representatives-March 11, 1992),” Ibid.

³⁷ “United States-China Act (Senate-July 22, 1991),” Ibid.

³⁸ 国務院弁公室は『中国の人権状況』（中国的人権状況）という人権白書を出し、欧米諸国による中国の人権状況への批判に反論している。それによると、中国は中国の実情にあった人権促進、発展を探求しており、それは人民の生存権と民族の発展権を最も重視した人権であるとしている。そして、人権の内容は多様であり、欧米諸国の人権の概念を中国に押しつけることは内政干渉であると批判している。

³⁹ 有賀貞は、人権外交が本来的に議会主導の外交であることを指摘しており、その理由として、(1)政府は外交実務を担当することから現実主義を重視するのに対して議会はより世論に近く、外交問題に対して道徳的、情緒的立場をとる傾向があること、(2)海外での人権擁護促進を求める圧力団体の活動は、主に議会に向けて行われること、(3)人権外交は貿易、対外援助といった領域との結びつきが深い、それらの領域は議会の発言力が強い領域であることの3点をあげている（有賀貞「アメリカ外交における人権」有賀貞編『アメリカ外交と人権』日本国際問題研究所、1992年、13頁）。

⁴⁰ “Themes,” Ibid.

中国の中央・自治区関係における自治権とその限界

—1980年代初頭の「自治権拡大運動」を手がかりに—

九州大学大学院比較社会文化学府博士後期課程 哈日巴拉

はじめに、

20世紀80年代以降の中国の民族問題を、「改革開放」が始まってから中国社会に起きている多元的な変動の中で捉え、その中から民族問題の新たな動向を把握しようという試みは少なくない。ただし、中国国内の学者たちは民族問題の感受性による政治的な制限もあって、政府側の論調と同じく、民族問題を簡単に「経済発展によって解決できる」という結論に帰しがちである。国外の学者たちはナショナリズムの復興という国際政治の変動から中国の民族問題に触れ、旧ソ連のような民族問題による国家分裂のドラマが中国でも演出する可能性がありうるという憶測に憑かれていた。また、「文化大革命」が終った1980年代前後の中国の民族政策に関しては、それは「文化大革命」以前の民族政策への復帰であるという見解も少なくない¹⁾。これらの論調に窺われる共通の特徴は、中国という特殊な政治構造における民族自治区の政治力学に十分配慮した、という点で物足らなさが目立っているといわざるを得ない²⁾。

本稿は、1980年代初頭における中国共産党(以下、中共と略す)中央による対チベット政策の是正に端を発した、少数民族区の自治権拡大要求問題に関する分析に重点をおきながら、建国以来中共の民族政策の変遷を大筋で振り返ることを通じて、今回の自治権拡大要求の性格に迫り、中国の中央—自治区関係における自治権の実態および「現代化発展戦略」における民族政策の位置づけを明らかにしたい。同時に、自治区側の自治権要求に対する中央の対応の「揺らぎ」を分析することで、自治制度そのものに温存されている制度的ジレンマの一面にも迫ってみたい。

— 建国以降の中共の民族政策とは何だったのか

(一) 人民民主統一戦線とその挫折

階級説と民族政策 近代中国の二大政党である国民党と共産党が政党をもって政府ないし国民国家を創出する、という点で共通の性格をもっているといえ³⁾、領域内の非漢民族集団に対する統合の手段は大分異なっていた。国民党が周辺エスニック集団を漢民族に同化させることによって「国族」をつくり、国民国家への統合を試みたのに対して、共産党はマルクス主義の階級説に基づいた統一戦線路線を活かせ、「統一を遂行するにはエスニック集団の特徴と主張をある程度尊重し、彼らのエスニシティを保護して統一戦線路線に取り込む」ことに注意をはらい、または非漢民族集団に対して、かつて主張していた「自決権を認める」段階から「連邦制」に至る諸々の政策構想を見送り、統一国家の中での区域自治という国家体制を導入していくのである⁴⁾。

では、こうした階級説に基づいた統一戦線政策はどうやって党の民族政策とかかわっていったのか。

その理由は次の三点によるものと考えられよう。

第1に、マルクス主義の階級説に基づいた政治倫理に帰される。毛沢東によれば、中国の革命は民主主義革命と社会主義革命という二つの段階からなっている。19世紀半ばのアヘン戦争以来、半植民地・半封建の状態に置かれた中国社会は、外からの帝国主義の侵略・支配を打倒し、民族の独立を勝ち取るとともに、国内の封建主義の搾取と抑圧を克服し、階級の解放を達成する、民主主義革命を主たる目標としなければならない。同時に、1919年の「五・四運動」を契機として、革命運動の指導的な地位についたプロレタリア階級のもと、革命は旧民主主義革命から新民主主義へと変化していくという。この毛沢東の理解を整理すれば、1940年代後半の新民主主義革命の主な目標とは、帝国主義・封建主義と官僚資本主義の手先である国民党政権を打倒することであり、そのためにこれらの勢力に抑圧・搾取されている全階層・階級と団結しなければならない⁵⁾。そこに含まれるのは労働者階級・農民階級・小ブルジョアジーおよび民族ブルジョアジーまたは少数民族である⁶⁾。

ここで、あえて少数民族をも共産党が指導する新民主主義革命の陣営に強引した理屈を整理すれば、過去に起った少数民族に対する大漢族主義の民族圧迫の根源は、蒋介石・国民党政権が代表する帝国主義・封建主義および官僚資本主義の階級性によるもので、その圧迫と搾取から抜け出すために行った少数民族の自決運動は共産党が指導する新民主主義革命の目標と一致している。国民党政権の崩壊は民族圧迫と搾取の階級根源を根底から埋葬したので、民族の解放はすでに達成したのである⁷⁾。ここで読み取れるのは中共の民族政策に温存している階級の解放＝民族の解放、ひいては民族の解放より階級の解放の方が徹底的であるという政治倫理であるといえよう。

第2に、その重要性は建国初期の中共政権の性格そのものに規定されていた。天児慧によれば、当時の中共の建国の基本的な理念と構想は、「新民主主義の国家と社会」の実現であり、社会主義への移行はまだ相当将来のことであると構想されていた。ゆえに「新民主主義制度の全期間を通じて、中国は一階級の独裁および一党による政府機構独占の制度ではありえないし、そうであるべきでもない⁸⁾」。新民主主義政権において労働者階級・農民階級・小ブルジョアジーおよび民族ブルジョアジーまたは少数民族からなる「人民」が担い手となる。

第3に、統一戦線政策の重要性は、中共指導部の現実的判断に基づいていた。つまり、解放軍に制圧されるまでの辺境諸民族地区に対する中央の統治は「間接統治」にすぎず、少数民族社会の有力者及び宗教指導者たちの影響力を考慮せざるをえなかったのである⁹⁾。国民党との内戦状態が続いており、辺境地区の匪賊掃蕩が必要とされたこの時期、少数民族社会の有力者や宗教指導者たちの協力を獲得することは、中共にとって政権基盤を確固たるものにするために不可欠であった¹⁰⁾。

こうした人民民主統一戦線の民族問題に対する政策方針を集約的に現したのは建国の基本方針を定めた『中国人民政治協商会議共同綱領』（以下『綱領』と略す）と1952年の『中華人民共和

国民族区域自治実施綱要』(以下「綱要」と略す)である。その内容は主に、①諸民族の平等および大漢族主義と狭隘民族主義に反対し、諸民族内の公敵と闘う。②民族の集合居住する地区には自治区を設置するとともに、諸民族が雑居している状況に鑑み、民族の自治と区域自治を結合して実行する。③民族自治区は中華人民共和国の離れてはならない部分であり、自治区の自治機関は中央人民政府が統一的に指導する地方政権であり、上級政府の指導を受ける(11)。④諸民族自治区の自治機関は諸民族人民の政権機関で、自治機関の設立において民主集中制と人民代表大会制を基本原則とする。⑤諸民族自治区の人民政府機関は、自治民族が主要なメンバーとして構成され、自治区内の他の少数民族と漢民族も適当な数で参加する。⑥自治機関の具体的な形式は、自治民族の大多数の人民および人民と繋がりのあるリーダーたちの志願に基づいて行う。⑦自治区内部の改革において、自治民族の大多数の人民および人民と繋がりのあるリーダーたちの志願に基づいておこなう。⑧民族自治機関は民族の文化・教育事業を発展させる。⑨中央政府及び自らより上級にたつ政府の法令の範囲内で、自治区の法令を発行し、または国家の統一的な財政制度と経済制度および経済発展計画に基づき、自治区は自らの財政を管理し、経済を発展させる(12)。

かくして、統一戦線政策の実施がここで急務の課題とされた。一般的意味での統一戦線とは、「主要な敵を孤立させ崩壊させるため、味方を固め、友と『中間勢力』を広範囲に結集する戦略・戦術であり」(13)、しかも、革命の各段階における目標、任務に応じて統一戦線の対象たる勢力も絶えず変わっていた。新民主主義の統一戦線といえば、プロレタリア階級の指導の下、プロレタリア階級と農民階級の連帯を基盤とした、プチ・ブルジョア階級、民族ブルジョア階級および少数民族などを含めた、「人民民主統一戦線」と規定された(14)。

従って、建国直後の1950年代前後から少数民族地区で自治制度を実施し、諸民族の人員とりわけ上層部の政権参加に積極的に取り組み、少数民族の賛同ことに上層部の賛同を得るかどうか民族区における政権整備の重要な原則として強調された(15)。これは、すでに指摘した通り、建国前後の少数民族地区におけるその指導者の影響力の強さへの配慮と、建国当初の統一戦線政策の端的な表現であった。また、新政権自らの少数民族幹部の養成にもよほどの力を入れ、自治機関により多くの自治民族の幹部を取り込むことにより新政権の「民族平等」政策と自治政策の真意をアピールした(16)。もう一つは、自治機関の民族化が自治政策の核心として位置づけられ、自治機関は主に自治民族から構成され、民族の特色に合った形で管理されるべきであると強調された(17)。たとえば、1952年の『人民日報』は内蒙古自治区の例を取り上げ、自治政府の18の政府委員(閣僚)の中にはモンゴル族委員が15名を占めており、自治区人民代表会議にも過去の王公など、諸階層の代表が含まれていると讃えた(18)。

新憲法と民族政策 かししながら、こうした統一戦線的な民族政策は1953年末に毛沢東が「過渡期における総路線」の発表から正式にスタートする社会主義改造運動の展開および1954年憲法の制定によってその性格が次第に変わり始めるのである。その背景には、革命の根源にかかわる中共の政策転換がある。すなわち、かなり長期にわたる新民主主義段階を経て、はじめて社会主義に至るとされていた建国後の構想(19)は、1953年末に破棄され、党の一元化指導体制と指令

型集権経済および重工業優先の発展戦略など、ソ連のスターリン体制をモデルにした社会主義へのシフトが試みられた。そこで、生産手段の集団化による「社会主義改造」が実行され、しかも、1936年のソ連憲法をモデルにした憲法作りにも着手し始めた²⁰。

社会主義への体制整備は、民族問題に関してもその影響がすぐに波及した。過渡期総路線の提出と歩みを合わせ、過渡期における党の民族工作面での任務も提出され、社会主義的な改革を経て先進民族(ここで言う先進民族とは漢民族を指している一筆者)の行列に上進し、社会主義社会に達することが目標として取り上げられた。その後、毛沢東が、少数民族社会には多種多様な所有制が存在している、それを新しい憲法の問題に則って改める必要があるという談話を発表し、民族区でも社会主義改造を行う必要があるという意味を示唆した²¹。

また、人民代表大会制が実施された場合、人民民主統一戦線の組織面での処遇と各階層の代表候補、など諸問題が議論されはじめた。民族分野での統一戦線の主な対象である少数民族社会の有力者らは、その頼りとなっていた社会基盤が社会主義改造の中で徐々に崩れ始めるので、少数民族社会に対する影響力も次第に薄くなっていく。従って、社会主義改造以前の政治情勢に基づいて定めた人民民主統一戦線政策自体は党の一元化指導体制の確立と集団所有制を特徴とする社会主義原則の確立によってその矛盾がはやくも浮上してきた。

以下、1954年憲法を上述した自治権の内容と照らし合わせながら、人民民主統一戦線下の民族政策と社会主義原則下の民族政策の食い違いを自治権の変容および人民代表大会制を中心に分析してみよう。

憲法の内容からいえば、序言には平和的ルートを通じて搾取と貧困を撲滅し、社会主義社会を築き上げることを記入すると同時に人民代表大会は政治協商会議の全体会議および各階層代表会議に代わって国家(または地方)権力を行使する。資本家的所有制を全人民的所有制に変えてゆく。民族の団結は諸民族の友愛互助、帝国主義と諸民族人民の敵に対する闘い、大民族主義と地方民族主義への批判の中で強化されよう。社会主義改造において、諸民族の特色に十分配慮せねばならない、などの内容が盛り込まれた²²。

ここで、まず、民主的な諸階級・階層の連合独裁としての人民民主独裁が労働階級のみを独裁として変容していくという点である。その背後には建国後の情勢変動に関する中共の政治判断および統一戦線政策のケース・バイ・ケースとしての性格そのものが機能しているといえよう。はやくも1952年の時、毛沢東は地主と官僚資本家が打倒された時点で、国内の主な矛盾はもはや労働者階級と民族資産階級との矛盾となり、後者もはや中間階級ではなくなったと指摘した²³。すなわち、民族資本家階級は人民民主統一戦線時代の独裁階級の一員から独裁の対象へと変容せられていく。

こうした政策面での変更が民族政策分野で端的に現したのは、はじめに、『綱要』に定められた自治権の⑥から「リーダー」および自治区内の改革における「リーダー」たちの役割に関する文言が削除された。次に、自治権⑤が、「多民族が雑居する自治区・自治州・自治県の自治機関において、各関係する民族はみな適当な代表を有せねばならない」という条文に変更された²⁴。人民代表からいっても、内蒙古自治区には少数民族代表一人が代表する人口数は漢民族代表一人が

代表する人口数より少なく規定したにも関わらず、1954年の第一次選挙で、モンゴル民族代表は代表全体の38.4%しか達しておらず、漢民族代表は55.2%を占めている。自治区政府委員44(主席と副主席を含めて)人の中にもモンゴル族委員と漢民族委員の比例は19:26となり、1952年の18:3と比べれば逆転したのである25)。

こうした状況のもと、例えば、内モンゴルで試みられていた、ウランフのような参議会(内蒙古自治政府が成立したときの最高権力機関)あるいは人民代表大会での自治民族の代表人数の優位を保つことを通じて政策決定の主導権を握ろうとした甘すぎた「抵抗」さえ、最終的に葬りさられ26)、ウランフ自らも自治機関の民族化とは必ずしも自治民族が多数を占めるという意味ではない、人民代表大会においてはもっともそうあるべきではないと強調せざるをえなくなった27)。

かくして、社会主義的な体制整備の強化にともなって党の一元化指導体制が確実となり、政権構成における統一戦線性格が退き、ゆえに自治機関の民族化と自治区社会改革に関する自治民族の権限など、人民民主統一戦線の下で制定された民族政策は次々と空洞化された。

(二) 統合プロセスの全面展開

階級闘争、人民の形成と統合 もし過渡期の総路線の実行と新憲法の発効を少数民族社会に対する統合プロセスの体制整備であり、或いは統一戦線政権の体制面での終焉だとすれば、それから始まる大躍進運動と地方民族主義批判キャンペーンおよび1960年代初頭の「民族問題＝階級闘争」テーゼの提出は、少数民族に対する統合プロセスがイデオロギー・経済・文化といった各方面にカバーする形で展開する段階であるともいえよう。

以下、これらの民族政策面での変化に関して、少数民族社会を取り巻く国内・国際環境の変動および少数民族社会の反応といった三つの視点から簡単に検討し、この三つの要因が如何にして互いに影響しあったのかを明らかにしたい。

中国国内の政治情勢からいえば、少数民族区で地方民族主義批判キャンペーンを行ったこととそれに続く大躍進運動の展開および「民族問題＝階級闘争」テーゼが提出されたことの背後には複雑な国内・国際的要因が絡まっているのは公認のことであるが、民族問題との関連からは次の二点が指摘に値する。まず、ソ連のスターリン批判から飛び火となる中ソ論争の始まりとそれに続く東欧の動乱などが毛沢東に危機感を抱かせ、脱スターリン・脱ソ連の契機となり、修正主義＝フルシチョフのソ連と違う社会主義への実験に踏み出したことと28)、それに伴った中国国内でも階級闘争の新たな動向である修正主義を防ぐという警戒が働いていた。次に、資本主義に追いつく・追い越すといった体制競争の刺激およびソ連と国際共産主義運動の指導権を争う必要から共産主義への移行に焦りを抱いたこと、などである。大躍進運動の方針が正式に宣言された中共第8回大会第2期会議で、中国社会の主な矛盾は「労働者階級と資本家階級、社会主義道路と資本主義道路との矛盾である」と指摘した上で、大躍進運動は、生産手段の社会主義所有制の強固と発展およびプロレタリア独裁を強化するためであると位置づけられた29)。

少数民族区での大躍進運動と地方民族主義批判キャンペーンはほぼ時期を重ねて行われたのである。その原因は主に大躍進運動の中で生まれた人民公社運動と少数民族区での大規模な経

済開発および経済開発にともなう漢民族移民の増加などが少数民族側の反発を招いたので、それが階級闘争の現れであると捉えられ、地方民族主義批判を中心にした社会主義教育運動が行われた。地方民族主義の現れとしては、①自治区の領域の拡大と行政地位の引き上げを求め、引いては祖国から分離することを主張する、②漢民族幹部と人民を排斥し、先進民族に学ぶことを拒否する、③党整備問題をめぐって党組織の民族化と地方化を強調し、自治区党組織の指導部で漢民族党員の指導職担当に反対する、などが取り上げられた³⁰⁾。

また、共産主義への移行も構想されたことと相俟って、民族主義はブルジョア階級のものであると非難され、幹部の共産主義化が強調され始めた。これと呼応し、大躍進期の民族工作において「先進民族」(漢民族を指す一筆者)に学び、民族間の事実上の平等を実現させ、民族問題が最終的に解決される共産主義社会の実現に向けて上進する³¹⁾ことが目標として提出された。

ここで、「民族間の事実上の平等と不平等」というテーゼに関して若干遡って検討することにより、それが大躍進期の民族政策とどうやって結びつき、どういう方向へ突進したのかを分析してみよう。

すでに触れたように、階級の解放を民族の解放より優先する中共にとって、中華人民共和国の建国は民族の圧迫と搾取が起りうる政治・経済面での根源を掘り崩したと規定され、民族関係の政治上の平等を実現したとされる。しかし、経済・文化面で立ち遅れている民族が政治・経済・文化の諸分野において憲法など国の基本法令によって与えられた諸権利を必ずしも享受できないのは現実とされる。これによって生まれた民族間の事実上の不平等を無くすには、「先進民族」漢民族の手伝いが絶対に必要であると強調された。しかも、例の「民族利益より階級利益が優先」という中共の政治倫理に基づけば、共産党指導下における諸民族の絶対多数は「中国人民」であり、「人民」の間には利益上の根本的な対立などはありえないという。ゆえに中国領域内の諸民族の利益は「人民の利益」に帰結し、またプロレタリアの前衛組織である共産党はもともと広範な「人民」の利益の代弁者であるから、その政策と方針に従うことは当然ながら「人民の利益」および歴史の正しい方向と合致するものだとして規定された。よって少数民族区への移民と経済開発および大躍進政策の推進などはいずれも「人民」の利益のためだと帰結され、それに逆らうものは「人民」の敵になるのは建前上のことであるという。しかも、経済開発と移民活動は例外なく「漢民族が少数民族を手伝い、少数民族が漢民族に学び社会主義民族になる」というスローガンのもとで行われたので、漢民族＝先進という公式であると理解されてもよからう。という意味からいえば、人民の形成とは漢民族の基準で諸民族を均質化し、漢化させるという意味と等しいといっても決して過言ではない³²⁾。

イデオロギーと経済領域の統合プロセスの遂行と歩みをあわせ、宗教分野でも大転換が起き、イスラム・チベット仏教など宗教者の特権を廃止する新宗教政策が施された。その内容は主に①民族と宗教を分ける、②宗教信仰と宗教制度を分ける、③宗教と行政をわける(宗教が法律・行政・司法に干渉するのを禁止する)、④宗教と教育を分ける(学校で経典を生徒に教えない)、⑤党内と党外を分ける(党員の宗教信仰を禁止する)³³⁾などが含まれる

こうした強制統合のプロセスが1961年に入ると短い時期ではあるが、やや緩まる傾向をみせた。その背後には大躍進政策の失敗によって経済全体が困難に陥り、劉少奇をはじめとする穏健派が毛沢東の大躍進によってもたらした混乱の收拾に乗り出し、調整政策を打ち出したことが指摘され

る。これと合わせて、民族問題分野でも若干取り直しのブームが熾ぶった。この時期の民族政策分野での調整として、1961年の西北民族工作会議と1962年の全国民族工作会議で、少数民族幹部の養成と統一戦線を強化することおよび宗教政策を正しく貫徹すること、または社会主義期における民族問題と経済開発において民族の特徴に配慮する、などの内容が取り上げられる(34)。しかし、こうした小幅な調整政策でさえその後押ししかかってくる毛沢東の階級闘争重視路線に振り回され、瞬く間に夭折してしまった。

国際情勢の変動と民族政策 国際情勢と少数民族社会からいえば、冒頭でも指摘したように、中ソ対立の深刻化にともなって国内階級問題に神経を尖らせる毛沢東は、1957年初頭から修正主義路線＝資本主義路線というテーゼに言及しはじめ、現段階においてこれは何よりも由々しい問題であると指摘していた。翌年の中共8期2回会議で、「国内の主な矛盾は人民の物質・文化生活に対する需要と立ち遅れた生産力との矛盾である」といった1956年の第8期党大会での決議を変え、「プロレタリア階級とブルジョア階級、社会主義道路と資本主義道路との矛盾は現段階における主な矛盾である」という判断を下した(35)。

それから、1960年前後の中国をめぐる国際情勢とそれと関わりのある辺境・少数民族区的不安定情勢も毛沢東のこういう情勢認識に拍車をかけたともいえよう。というのは、

まず、少数民族に対する強制統合と周辺国際環境との関わりからは、チベットと新疆情勢の緊迫化が指摘に値する。1959年のチベット蜂起の幕を開いたのは青海であった。1956年から始まった牧畜区での集団化と続いて実行される宗教特権の廃止が漢民族の流入と牧畜生産の混乱および民衆の宗教行事の乱れといった現象を引き起こし、民衆レベルでの新政権への動揺をもたらしただけでなく、エリート層も苦境に陥り、ついに1958年の反乱にまで発展し、しかも1959年のチベット蜂起の口火になったのである。

青海反乱をあくまでも階級闘争の視点から捉え「青海の反動派の反乱はすばらしい。労働人民解放の機会が到来した」と躍起する毛沢東が、その後チベット蜂起と新疆での民族問題が到来するとき、直面せざるをえなかったのは国内民族問題と深く関わった「国内・国際階級闘争の連合」であった。チベット蜂起の際インドに圧力をかけ、チベット人反乱組織を訓練させたソ連は(36)、チベット問題と深く関わりがある中国・インドの国境紛争に際してもインド側に立って中国を非難し、インドに対して資金ないし武器の援助を行い、中ソ対立の激化に油をかけた(37)。1950年代末に新疆で摘発された、多数の少数民族指導者が関わったと疑われ、漢民族を追い出し・民族の解放を唱え、イスラム共和国の設立を目標にした反乱計画、さらに1962に起きたソ連の直接関与による新疆トルコ系住民6万人以上の人がソ連に越境脱出したことなど(38)は、いずれも国内階級闘争と国際修正主義との結託という毛沢東の情勢判断に追い風となったともいえよう。

このほかはまた、1961年初頭から高まってきた蒋介石の大陸侵犯の動きとアメリカのベトナム戦争への加担、さらにはアメリカとのデタント醸成に腐心するフルシチョフの動きと米ソが共同で世界を支配することへの苛立ちと恐怖など(39)も毛沢東の国内階級問題に関する判断をエスカレートさせ、階級闘争中心主義へと突進したのである。

かくて、劉少奇ら党内の穏健派が大躍進の後始末において農村で生産請負制を容認するなど

毛沢東の主張と相反する傾向に反発する彼は、1962年8月に開いた中央会議で「階級・情勢・矛盾」に関する談話を発表し、社会主義道路と資本主義道路との闘いは社会主義時期全体に貫いていると主張した。そして9月に開いた中共8期10中全会で、「プロレタリア革命およびプロレタリア階級独裁の歴史的期間において、…プロレタリア階級とブルジョア階級との階級闘争が存在し、社会主義と資本主義の二つの道の闘争が存在する。…国外帝国主義の圧力および国内ブルジョア階級の影響の存在していることが、党内に修正主義思想が発生する根源である」という主張が党の決議として採択された(40)。その影響をうけ、党の統一戦線・民族・宗教政策は修正主義と投降主義の路線を実行したと糾弾され、民族問題の根源は他なく階級問題にあるといういわゆる「民族問題＝階級闘争」テーゼが民族問題を取り扱うに際する一つの基準として強調されはじめた(41)。それから、新疆では、上に取り上げた1962年の辺境住民の越境脱出事件に次いで7月には中ソ間には初の国境衝突が起きたのをきっかけに、少数民族幹部に対して三つの一つ(一つの祖国－中国、一つの指導力－中共、一つの道－社会主義)を中心とした社会主義教育運動が仕掛けられ、少数民族幹部への粛清が始められた(42)。これと同時に内蒙古でも、中ソ関係と中国・モンゴル関係の悪化にともない、愛国主義教育を中心とする、現代修正主義の浸透と国内民族分裂主義者の敵対活動に対する警戒を主な内容にした社会主義教育運動が強いられた(43)。

それから全国規模での階級闘争ブームの高まりと毛沢東の文化大革命が近づくにつれて、民族問題に対する取締りもいっそう厳しくなり、ついに民族政策を全面的に否定する寸前まで走った文化大革命に突進した。そして、1950年代から文化大革命期を含めた20年間に民族政策分野で起きた過ちに対する部分的な是正工作に取り始めたのは文化大革命が終結された後の1980年前後のことであった。

二 民族政策の転換とその背景

(一)「現代化発展戦略」の要請

よく知られたことだが、1970年代末頃の中共の政策は、毛沢東による階級闘争を中核としたイデオロギー色の強い社会主義が、鄧小平の経済発展を中心とした実利的な「現代化発展戦略」に取って代わられるという大転換のもとで構想された。1978年12月の中共第11期中央委員会第3次全体会議(3中全会)は、党の活動の中心は階級闘争から経済発展を中軸にすえた現代化事業に転換されると決定したが、全会は、「安定・団結した大局を維持することが、経済発展を中心とする現代化建設の重要な前提条件である」と位置づけるとともに、「文化大革命」以来の政治的な不安定状況に終止符を打つ意思を表明した(44)。それで、現代化の実現には少数民族地区の豊富な資源と漢民族の労働力および技術面での長所を結びつけることが重要であると位置づけられ、そのためには、少数民族区の安定と少数民族の意気込みを引き出すことが要になると強調された(45)。かくて、歴代政治運動の被害者に対する名誉回復と「冤罪是正工作」も、現代化建設に必要な環境をつくるために、党の議事日程に上った。建国以来初めて、特に「文化大革命」の中で無実ながら冤罪を蒙った人々と事件に対する見直しの活動が全国規模で展開された。党の民族政策に対する見直しもこうした全国的な「是正工作」の一環として始まった。

統一戦線論の是正 1979年2月、党中央は党の中央統一戦線部が提出した「全国統一戦線、民族、宗教工作部門の帽子を取ることにについての提案」（「帽子を取る」とは「レッテルを外す」という意味）に基づき統一戦線工作と民族、宗教のリーダーたちにこれまで決めつけてきた「投降主義、修正主義」のレッテルを撤回するなど、彼らの名誉回復にのりだした。

その後、「文化大革命」が終結すると、全国的な「文革」の過ちへの見直しの一環として民族政策に対する「是正工作」が行われた。1979年9月、中共中央は統一戦線部が提出した「地方民族主義者の帽子をとることについての報告」を批准し、地方民族主義反対キャンペーンの必要性を肯定しながらも、それは「人民内部矛盾の範囲に属するもので、政治闘争によって仕掛けるものではない」というポイントをつけた上で、1957年以来、少数民族地区の「社会主義改造」に対する異議申し立てを行った人物につけた「地方民族主義」のレッテルをすべて取り外す決定を下し、民族地区の特殊性を無視した過去の過ちを認め、今後の政策転換の必要性を示唆した（46）。

理論分野での是正 上述した少数民族に対する一連の政策転換は、「現代化発展戦略」に応じた民族理論上の変化と連動している。「現代化発展戦略」の提出にともない、国内社会状況に対する認識も階級闘争を主な矛盾とするものから、生産力の立ち遅れた状況と人民の物質・文化生活に対する要求との格差が問題とみなすものへと転換した。この転換のもと、1979年8月に開かれた全国統一戦線会議は、党の統一戦線政策の基本方針を、人民内部の矛盾の解決に精力を尽くし、社会主義法制に基づいて少数民族を含めた社会主義と祖国を愛するあらゆる勢力を団結させることと定めた。

1980年1月、かつて周恩来が全国民族工作会議（1957年8月に青島にて開催）で行った「我が国の民族政策に関する諸問題について」なる報告がはじめて公表された。同報告で周恩来は、中国が民族区域自治制度を採択した背景とその必要性を指摘し、さらに民族政策にとって大漢民族主義と地方民族主義の双方ともが国家統一と民族団結に不利益を及ぼすと論じていた。周恩来報告の唐突な発表は、1950年代末からエスカレートしていた民族政策の強制的均質化、つまり少数民族の特性の軽視と大漢民族主義の容認といった過去の過ちに対する反省を意味しており、政策の見直しを示唆していた。

1980年7月15日付『人民日報』特約評論員の論文は、過去の民族理論との決別を明快に宣言した。論文によれば、民族問題を階級闘争と直結させる考え方は個別的な現象を一般化させ、階級闘争と民族問題の実質的な違いを混同させた。これは社会主義社会における我が国の階級構成に対する誤った分析をもとに得た結論であり、生産手段に対する「社会主義改造」ととげた我が国の少数民族社会には、搾取階級なるものがもはや消滅している。少数民族の人民大衆は主人公であり、民族問題は主に人民内部の関係の問題になったと指摘している。従って、これからの民族政策は、①民族の区域自治を実施し、各民族間の民主的平等に基づいた団結及びその統一した関係を強固にしなければならない。統一した中央政府の指導のもと、自治区の民族化をめざす。②民族間に存在している政治・経済・文化面での事実上の不平等を逐次解消していく。③民族間に差別が存在していることを認め、民族の特徴に十分配慮し、民族間の矛盾に適当に対応し、正しく処理する（47）。

実は、この少数民族に対する政策転換は、主としてチベットに対する「是正工作」を契機としていた。いうまでもなく、対チベット政策の見直しの背景には、経済発展を有利にすすめるため、西側の理解と支持を引き寄せるといった功利主義的な狙いが含まれていたのも事実である(48)。

国内における対チベット政策の見直しにあわせて、ダライ・ラマ亡命政権および在外チベット人との接触、チベットの政治的地位の特殊性を認めることさえ、党中央は考えはじめていた(49)。

(二) 安全保障上の要請

1970年代末頃の中国をめぐる周辺の国際環境は厳しかった。西側諸国との関係において、1972年2月のニクソン訪中以来、1972年の日中国交樹立、1978年の日中友好条約、1979年の米中国交など、一定の緊張緩和は進んでいたものの、逆に社会主義諸国との関係が悪化したままであった。ソ連との関係は依然として1969年の珍宝(ダマンスキー)島事件以来、国境地域で一触即発の状態が続いていた。1978年からは中国とベトナムの関係も緊張しはじめ、両国国境では衝突が相次ぎ、ついに1979年2月には戦争へとエスカレートした。中ソ関係も国境紛争に加え、1979年末に起きたソ連のアフガニスタン侵攻が起きたことで、より悪化した。中国は侵攻をソ連による「対中包囲網」の形成ととらえ、危機意識をつのらせた。国境地域の安全保障を確固とし、その社会的安定と民族関係の安定は焦眉の課題となった。

1979年4月、中共中央は北京で全国国境警備工作会議を招集した。会議の目的は、国境警備を確固とし、中共11回3中全会の定めた「現代化発展」のために安定した国境地域の環境を醸成することであった。ほとんどの辺境地区は少数民族が居住している地区となるため、国境警備を強化するためには民族工作の成果を上げなければならなかった。したがって、如何にして民族工作に新たな局面を開いていくのかが会議の主な内容となった(50)。会議は、建国以来の民族工作の経験を教訓として、次の4点を取り上げた。①理論と実際を結合する原則を堅持し、これからの政策実施に当たっては、辺境・少数民族地区の民族特徴と地域特徴を考慮しなければならない。②社会主義の下での民族問題の長期性について十分認識し、党の民族政策の的確な実施に注意をはらい、少数民族の平等な権利と自治の権利を尊重しなければならない。③プロレタリア的民族観を堅持し、労働者と農民の連携に基づいた各民族間の大団結を確固としなければならない。国家の統一と国内の各民族間の団結を確固とすることは、新たな時期の総任務を速やかに実現できる基本的な保障である。④国家の扶助と自力更生を結びつけた方針のもと、辺境・少数民族地区の経済・文化の発展を加速しなければならない(51)。

全国国境警備工作会議で提出された民族政策に関する方針を実行すべく、同年5月に開かれた国家民族委員会の会議は、「社会主義現代化」の新たな時代における民族工作の主な任務が「民族の団結を強化し、祖国の統一を確固とし、辺境・少数民族地区の安定を維持し、各民族人民の社会主義積極性を呼び寄せ、国家の現代化のために努力する」ことにあると規定するとともに、全国規模での民族政策再教育キャンペーンを行うと決定した。キャンペーンの内容としては、地方民族主義の克服に注意を払うことに触れながら、重点は大漢民族主義を克服することであり、大漢民族主義を克服してさえ地方民族主義の克服に有利な環境を醸成できる」と規定した(52)。

三 自治権拡大への試みと限界

(一)「チベット問題座談会」とその波紋

自治権拡大の中味 1980年3月、中共中央は第一回チベット工作座談会を招集し、チベットの状況、チベットと中央との関係、チベットに対する開発援助、など幾つかの分野における政策方針を定めた。その内容は次の通りである。(1)チベットに対する中央の政策方針はチベットの実情に合い、チベットの幹部と大衆の同意および支持を得ることを前提にしなければならない。漢民族地区の経験を無理やり押し進めてはならない。(2)中央がチベット自治区に関する政策方針を定めるとき、チベット自治区の党と政府機関の意見を聞かなければならない。(3)中央が定めた政策方針がチベットの実情に合わない場合、チベット自治区は実行しなくても良い。(4)チベットの仕事は主にチベット幹部に任せるべきで、漢民族幹部の人数をできる限り削減する。(5)中央はチベットに対して物質・技術面での援助を行う。(6)各地方がチベットに対する援助項目を定める。今後、チベットに入る人員(漢民族人口)に対して規制を強化する⁵³⁾。

チベット工作座談会で提出された政策方針を遂行するために、5月22日から10日間にわたり、胡耀邦がチベット自治区を視察した。チベットの党指導部は、チベットの実情を無視した経済政策の失敗の責任をとり⁵⁴⁾、党第一書記であった任榮を更迭し、後任に陰法唐を任命した。さらに、2-3年以内にチベットの貧困状況を改め、10年以内に目立った成果を上げるための対策として、チベット自治区に十分な独立した自主権を与えると公約した。

自主権の行使範囲について、「中央の指導をもとに、自らの特徴に基づいて法規と条例を定め、民族の自治権および特殊利益を保護する。チベットの実情と合わないものすべては実行拒否或いは改めてから実行する。民族の団結と生産の発展に不利なものはすべて実行拒否してもかまわない」と公約するとともに、チベットに対する中央政府の財政補助金を大幅に増やし、チベット文化の地位を強化するなどの6項目指示を下した⁵⁵⁾。この「民族の団結」とは後「締め付けの始まり」で触れる「民族の団結」と異なった概念であり、ここは、少数民族の立場・利益の保障を第一義に置くものであるのに対して、後者は漢民族との関係維持を第一義に置いて強調したものである。要するに、前者は自治区および自治民族の立場を優先し、自治区との合意を前提にした地方-中央関係であり、後者は、中央政府および漢民族の立場を優先し、中央政府との合意を前提にした中央-地方関係であった。胡耀邦の対チベット政策六条を清朝の「二十九条章程」と1951年の「十七条協議⁵⁶⁾」と比べた王力雄は、「二十九条」と「十七条」はいずれもチベットの地方政権に制限をかけ、チベットにおける中央政権のコントロールを強化したのと対照的に、「六条」はチベットにより多くの自治権を与えることに中央政府が自ら進んで実行したと指摘する。ただし、彼は、中央政権に対する地方の無条件服従を第一義として掲げてきた歴代政権と違って、「六条」は自ら進んで地方に拒否権を与え、しかも、党の政策として行ったと冷ややかに評価を付け加える⁵⁷⁾。この点から、現在の漢族知識人のとる、1980年代の自治権拡大に対する中央政府の寛容的な民族政策への姿勢の一端が窺えよう。これに関しては、本論の後の部分と「結び」でもう一度、触れたい。

自治区民族化の試み チベットにおける漢民族人口と漢民族幹部の人数について、1960年代

前後、毛沢東と周恩来は、チベット族幹部と漢民族幹部はそれぞれ 60%:40%を占めるべきであると発言していたが、対照的に、胡耀邦はチベット族幹部が 2/3 を占めるべきであると指示した。チベットにおける漢民族人口は 1970 年代末にはピークに達し、軍隊を含めて 30 万人以上にも上っていた 58)。

1980 年 8 月、中央はチベット自治区党委員会・政府が提出した「チベットに入った幹部・労働者、漢民族人口の引き揚げ工作」という報告を批准し、引き揚げ工作は本格的に起動したが、この計画に基づいて引き揚げ人数は 9.2 万人に達しており、チベットにおける漢民族全人口 12.24 万人の 75%を占める。しかし、実際に引き上げたのは計画より少なく、表 1 でも示した通り 1985 年までせいぜい元の計画の 42%しか引き上げていないのが実情であった。実際に引き揚げた数が、計画より遥かに少なかったのは、大量漢民族幹部の引き揚げによってチベットの多くの部門で人員不足という実態をもたらしたので、引き揚げ作業を中断したとの見方もあるが 59)、後述するように、自治区に対する急激な寛容政策が各少数民族地区でさらなる自治権を求める一連のドミノ現象を呼び起こしたので、中央政府(政権内部の強硬派の姿勢も原因となって)が寛容政策を改めて、引き揚げ計画を修正したものと推察される。

[表 1] チベットにおける漢民族人口の変動

年分	1980	1982	1984	1985	1990	1991	1992	1993
人口	12240	91720	76323	70932	67407	65101	66318	64890

資料出所:王力雄前掲書。

だが、「チベット問題座談会」と胡耀邦のチベット視察による自主権拡大と当地幹部の民族化は着々と進んでいった。1980 年 9 月、チベット自治区人民代表大会常務委員会に自治条例整備のための部会を設置することに関して、自治区人大常務委員会主任であるアポが「中央の方針に基づき、チベット人民はかなりの規模の自治権を有するようになる」という談話を発表し、自治権の拡大に対する喜びと自信を隠さなかった 60)。1982 年 5 月、『人民日報』は「チベットの幹部構成には重大な変化が起り、チベット族幹部が新しいチベットを建設する重役に当たっている」というタイトルの文章を発表し、「チベット工作に関する中央の指示に従った、大勢の漢民族幹部の内地引き揚げにともない、チベットの幹部構成に大きな変化が起っている。これは党の民族政策がチベットで偉大な勝利を納めたことを裏付けている」と論じ、「1981 年 3 月末現在、公社以上の党と政府機関におけるチベット幹部の人数は 36900 に達しており、自治区幹部の 60.33%を占め、区市以下の機関では幹部の民族化を基本的に実現した」と付け加えた 61)。自治権利の行使を保障するため、1981 年に整備された「西藏自治区各級人民代表大会実施細則」は、チベット自治区の各級人民代表大会におけるチベットおよび他の少数民族代表は 80%以上に達しなければならないと規定しているが、代表人数と選挙民の比率は 1:130-150 であって、全国の他の自治区より約 11 倍低い。「細則」は国外に亡命しているチベット人に対しても特別な優遇を与え、彼らの公民権を保障し、帰国した後の選挙と被選挙権を保障すると規定した 62)。また、チベット文化の地位を強化するという胡耀邦の指示に基づき、1980 年 5 月 23 日、チベット自治区が「チベットにおける漢民族幹部と職員のチベット語・文化を勉強することについて」の通知を下し、チベット語の習得レベルを漢民族幹

部と職員の進学、就職、昇進および抜擢の必須条件とした 63)。

要するに、「チベット工作座談会」と胡耀邦のチベット視察を契機とした中央政府の一連の政策転換は、それまでの強硬な均質化政策と異なり、自治権の大幅な拡大を通じた新しい中央—自治区関係を模索したものであった。しかし、この模索は各少数民族地区で相次いで広がっていくチベットと同等の自治権を求める声と、それに応じた中央—自治区関係に対する中央指導層の警戒意識の高まりにつれて、永続せず、短命で終わりを告げていく。

(二) 締め付けへの方針転換

新疆問題 「チベット工作座談会」から1ヵ月後の1980年4月、党中央は『「チベット工作座談会紀要」の転送に関する通知』を出し、「座談会」の基本方針は他の少数民族地区にも通用するため、各自治区は地元の実情に合わせて方針を実施するよう指示した。チベットから戻る途中、青海に立ち寄った胡耀邦は、「中央が提出したチベット工作に関する6条は青海の実情にも符合する。青海の指導部はもっと寛容な政策をとり、民族の団結を進め、自治権を十分に活用すべきである」と強調した 64)。それ以後、青海、内蒙古、寧夏、など少数民族各省区では「チベット座談会紀要」および胡耀邦のチベット問題に関する6条を実行する動きが活発化し、民族幹部の養成と自治権利に関する法的手段の整備、民族と地域特徴に合致した経済措置の実施、民族の教育と民族文化の復活への積極的な取り組み、などが相次いだ 65)。中でも、新疆党委員会のトップに当たる汪鋒は党の政策方針を社会主義現代化建設へ転換させるには「民族自治制度を鍛え上げ、少数民族の主人公としての権限を保障せねばならない」と指摘した上で、さらに「民族関係を取り扱うに際して、主に大漢族主義を防止し、克服しなければならない」と強調した 66)。

1980年7月、中央書記局が文革後の初の新疆問題会議を招集し、「新疆工作問題に関する中央書記局会議討論紀要」という決議を出し、胡耀邦のチベット六条と同様に、新疆工作に対する六つの意見を取りまとめたが、その内容はまだ公開されていないから具体的に触れることはできないが 67)、フランプはそれをチベット座談会と並べて「この二つの文章は中央の重要な政策決定である。民族区域自治政策を通じて中国の民族問題を解決するためのわが党の重大な政策決定である。…通達した後“チベット座談会紀要”のように、熱烈に歓迎されるだろう」と高く評価していたことから見ても、その内容は新疆にもチベットのようによほどの自治権を与えたものだと推察できる 68)。しかし、それが公開されたことはなく、新疆に関する党の政策として正式に打ち出したのは1981年7月に開いた二回目の新疆問題書記局会議で形成された「中央書記局会議による新疆工作問題について討論紀要」であった。その中に「民族問題に関して階級闘争を拡大化した過去の過ちは、少数民族の幹部と民衆に損害をもたらした。この教訓に鑑み、民族の団結を強化することこそが新疆の工作を展開する鍵となる。新疆の漢民族幹部と少数民族幹部は、みなこの観点を共有しなければならない。新疆の工作の成功には、漢民族幹部が少数民族幹部と分離しないことと、少数民族幹部もまた漢民族幹部から離れてはならない。建国初期に新疆で働いていた古参幹部たちを政治的に尊重せねばなるまい。」69)という内容が中心となっており、上にも触れたようなチベット寛容政策の時強調されていた民族の団結は少数民族と自治区の特徴と態度を基準に行われるべきで

あるといった方針と打って変わり、新疆建設における民族団結の重要性および建国初期から新疆に転職した漢民族古参幹部の役割を肯定する形で現れた。すなわち、チベットとは違って、新疆においては漢民族と少数民族の共存が一番重要なことであるという意味だ。

こうした政策急転換の背後には、当時の新疆情勢の悪化という事情が働いていた。まず、中央の打ち出した自治権拡大政策を契機として、チベットのように漢民族の引き上げをも含めた自治権の拡大を求める気運が高まり、少数民族幹部と漢民族幹部、自治民族と現地の漢民族との対立を深刻化させた。たとえば、1980年はじめから後で触れる党中央が自治区指導部の人事更迭に取り組むに至る1981年10月上旬まで、民族の独立と漢民族の追い払いをスローガンにした騒乱は少なくとも3回以上起き、新しい不安定要因となった(70)。こうした状況に対して、1980年の10月から1981年の5月にかけて二回にわたって新疆視察に出た王震は、その第一回目の視察で発表した談話には、新疆建設における漢民族を含めた諸民族人民の役割を強調するとともに、新疆への漢民族移民の受け皿であると新疆の少数民族によく非難される生産建設兵団(1975-1981年12月までは農墾総局)に関して、国境の防衛、生産の発展という面で果たした役割は大きいと高く評価し、生産建設兵団の事業を継続させ、強化することの重要性を強調した(71)。これは第一回新疆問題会議が開かれてから二ヶ月後の事であった。二回目の新疆視察から戻ってきた王震は鄧小平に、新疆安定における生産建設兵団の果たす役割を力説し、兵団の復帰に力を入れた(72)。

それから1981年8月になって、新疆の事態を重くみた鄧小平は、王震政治局委員、王任重宣伝部長とともに、新疆の視察に乗り出した。宣伝部長の同行は今回の民族政策の是正過程で宣伝面での行きすぎた状況に対する取り直しの公算も考えられるが、視察の背景とその後の展開について『朝日新聞』の記載を紹介しながら検討してみよう。

1981年8月26日付『朝日新聞』は「党の独立を求める動き—融和策見直しの公算も」というタイトルで今回の視察について次のように報道した。

鄧小平副主席の突然の新疆視察は、二十日の新華社報道によって初めて明らかにされた。同地区では、昨年末に上海などからの下放青年による暴動が起り、軍隊が鎮圧したいきさつがあるだけに、北京外交筋は、再び下放青年の暴動か少数民族の独立運動が起ったのでは、という観測も出た。しかし、中央筋はこうした観測を否定するとともに「視察工作の中心は民族問題、党政問題、軍政問題であり、主に自治区に対する自治権拡大策に伴って生まれてきた新たな情勢に対応するものである」と述べ、昨年来のチベット、新疆自治区などの少数民族に対する緩和政策が、少数民族側の過大な要求を呼び起こし、見直しを余儀なくされていることを示唆している。同筋によれば、新疆地区の党組織の中からは昨年春以降、党中央指導部が打ち出した自治区の自治権拡大方針に呼応するかたちで「党組織の独立」を求める声が出ており、こうした声は特に少数民族出身の下層黨員に強いという。今回の党首脳視察は、夏になってこうした一部の党幹部らが党中央からの地方党組織の独立を意図し、準備しはじめる動きが現実に出始めたことから、党中央側が急きょ実施したものといわれる。

党中央指導部は昨年五月末、チベット自治区に胡耀邦党総書記、万里副首相を10日間にわたって派遣、自治権の十分な行使、住民負担の軽減など六項目にわたる自治権拡大策を打ち出

すなど、少数民族政策に懸命の努力を続けている。今回の新疆地区での党組織独立への動きは、こうした自治権拡大策が裏目に出て、少数民族幹部の過大な要求となって現れたもの、との見方が強く、自治権拡大策の行き過ぎ批判も出ているため、政策見直しが行われる公算も強まっているようだ 73)。

視察の途中、鄧小平は「新疆の根本的な問題は共和国か自治区かの問題である」とポイントつけた上で「我々の状況はソ連と違って、共和国になってはならない、自治区であるべきだ。区域自治制度を法律の形で定めることは重要である。民族自治法を制定しなければならない。新疆にとって安定が一番重要である。分裂は許すことではない、誰が分裂をすればその人を処罰する」と指摘するとともに「民族幹部の養成に際して一つの基準を定めなければならない。祖国の統一と民族の団結を擁護することは重要な基準である」といった 74)

鄧小平の談話は、当時の新疆情勢の厳しさと自治区少数民族幹部の中に自治権の拡大を求める声が相当強かったことをうかがわせている。

視察から北京に戻ってきた鄧小平は王震、王任重らの推薦もあって新疆党委員会に対する人事調整に乗り出した。1981年10月、中央書記局は新疆問題に関する再会議を招集し、汪鋒を更迭させ、代わりに、もと解放軍の新疆進駐幹部である、1952年から60年代末まで新疆の党第一書記を務めていた、新疆の漢民族幹部と生産建設兵団の中でも広い人脈をもつ王恩茂を吉林省党第一書記から新疆へ呼び戻し、新疆情勢の沈静化を図った 75)。この新疆党委員会に対する人事調整に関する分析は後に譲るが、この時期の新疆自治区では、中央と自治区指導部及び少数民族、この三つの勢力が複雑なモザイクを構成していた。対チベット寛容政策と第一回新疆問題会議から幕を開く緩和策が自治区党指導者の行き過ぎによって少数民族側のさらなる自治権要求ないし独立要求を引き出したので、現地の指導者を含めた漢民族の不満をかき、それが却って少数民族と漢民族との対立をエスカレートさせ、結局は新疆情勢の悪化に追い風となった。それが少数民族に小幅な自治権を与えることにより辺境情勢の沈静化を図った中央の目論見とずれて、逆の効果をもたらしかねない結果となった。それで現地の党指導部に対する人事更迭によって、新疆に対する党中央のコントロールを強化し、または自治区党委員会での指導権を握ることにより新疆の政治力学における漢民族と少数民族との力のバランスが、統合を行使する方に有利な方向へ転じるように工夫した。

内蒙古の場合 1981年7月16日、党中央書記局が新疆問題に関する討議に継いで内蒙古問題の会議を開いた。会議は、経済において、内蒙古の実情と一致した対策を取ることの必要性を強調するとともに、内蒙古自治区では、区域自治を実施している200万人以上の「主体民族」モンゴル民族と1600万人以上の漢民族およびその他の少数民族が共同生活しているという実情に基づき、民族の区域自治と民族間の大団結に努めるべきであると指示した 76)。

ここで、チベット問題座談会の影響を受けて、内蒙古でも自治権の拡大と自治機関の民族化を求める声が高まったのに対して、中央は内蒙古の状況はチベットと違っており、漢民族が絶対多数を占めているので、チベットに実施した自治権拡大政策をそのままに内蒙古に移してはならないという指示を發し、新疆問題に関する中央の対処と歩みを合わせた。この指示の内容を、1980年7

月 2 日の『人民日報』に掲載された「内蒙古決定進一步放寬政策，貫徹“以牧為主”的方針」（「以牧為主」は「牧畜を重点に置く」という意味）と比べれば姿勢の変化は明瞭である。80 年の文章は民族幹部の養成、民族文化の復興、民族教育の強化をしきりに強調していたが、今回の指示ではいかなる問題の取り組みに際しても漢民族が絶対多数を占めている状況に配慮しなくてはならないという制限がつけられていた。80 年 7 月の「人民日報」文章が発表された時期は、ちょうど第一回新疆問題会議が開いた時期で、すでに触れたように、ウランフが称えた新疆問題に関する中央の重大な政策決定が発表された時期であったことを鑑みれば、この文章に示唆されている政策は、チベット座談会と第一回新疆問題会議のように、内蒙古にもよほどの自治権を与えることが予想されたからではないかと推察できよう。

こうした中央側の対応の違いが、内蒙古のモンゴル族知識人と大学生に怒りを抱かせ、しかも、四川省などで水害に遭った何百万人の漢民族人口を中央が新疆に移駐させようと新疆に打診したところ、新疆自治区党委委員会で拒否されたので、却って内蒙古自治区に打診し、それを自治区党委委員会の第一書記周恵が中央に承諾したという噂が流行り、これが火に油を注ぐ結果となり、内蒙古の六つの大学のモンゴル人学生が反対デモを行い、1981 年 9 月末から 12 月までの 2 ヶ月にも及ぶストライキへとエスカレートしていく。

締め付けの始まり 自治権拡大の試みに伴って新疆と内蒙古両自治区で相次いで起った中央権威に対する抵抗および漢民族排斥運動は中央指導部の神経を尖らせ、対少数民族政策の再考を余儀なくさせた。1981 年 10 月 5 日、各少数民族参観団の責任者（中央政府が少数民族の忠誠心を得るために各少数民族の代表から構成された参観グループを組織し、北京など地区に招いて、党と国家の指導者と面会させ、観光させること。建国初期の 50 年代は何回にもわたって行われたが、60 年代から中断され、70 年代末から再び回復した）と座談を行った胡耀邦は、「目の前には二つの政治任務がある。一つは大統一、台湾の祖国復帰問題であり、もう一つは大団結である、いつでも民族の大団結を忘れてはならない。少数民族地区の工作をきちんと進めるには、経済と団結という二つの問題の解決に取り組まなければならない。経済問題は基本的な問題である。漢民族幹部は少数民族幹部から離れてはならないし、少数民族幹部も漢民族幹部から離れてはならない。少数民族の間でも団結すべきである」と指摘し、自治権拡大過程で起きた漢民族幹部と漢民族人口を排斥する動きに対する中央の立場を表明し、自治権拡大はあくまでも中央政府の統一的な指導と多民族共存ということを前提に、各民族が混雑し居住している現状を配慮した自治であり、自治民族の独善した自治ではないという説明を強調した⁷⁷。談話をこの胡耀邦が一昨年前にチベットで発表した談話と比べた場合、その立場の転換が驚くほど速かったともいえよう。それから 1983 年になって胡が新疆を視察した際にも、民族団結の重要性についてしきりに強調するとともに、新疆において、民族の団結、漢民族と少数民族幹部の団結が一番重要なことであるとポイントつけた。民族問題に対する胡耀邦の急転換の背後には、一連の寛容政策の実行が少数民族のさらなる自治権拡大要求を引き出し、それが党中央における王震ら強硬派の反発を招き、事態収拾の表舞台に自ら立たざるを得なかったということがその要因ではないかと考えられる。

この胡耀邦談話をきっかけに、「二つの離れてはならない」（漢族離不開少数民族、少数民族離

不開漢族)なる用語は、少数民族に対する民族政策の教育とキャンペーンの主たる内容とされていく。そして、対少数民族政策への締め付けは、国内社会で復活してきた「ブルジョア自由化」に対する締め付けとも呼応し、中央の姿勢を加速させた。たとえば、全人代民族委員会に民族立法について報告したアポ副委員長は、「民族立法工作にも四つの基本原則の精神を貫かなければならない。民族立法の工作は四つの基本原則と民族団結を強化するという方針を徹底して貫かなければならない。民族立法は法律をもって国家の統一と民族の団結を保障することである」と繰り返して強調した(78)。

ここで上に取り上げた新疆の話題を続けるが、新疆での締め付けは、1981年10月、中央が王恩茂を新疆ウイグル自治区の党委員会第一書記に任命し、混乱した新疆情勢に対する收拾に乗り出した後、始まった。12月3日、中央は、以前に新疆に流れていく漢民族移民の受け皿となってきた新疆生産建設兵団を復建すると、これを国務院直属とした。よって、生産建設兵団が内地から漢民族移民の受け入れる問題は、新疆自治区の牽制を受けることなく決定ができる体制となり、上に触れた噂のような拒否されることを逃れた。同じ月に開催された新疆自治区人民代表大会と政治協商会議の席上、王恩茂は「党の民族政策を貫徹し、民族の団結を強化せよ」という講演を行い、民族団結について8つの具体的な要求を提出した。(1)民族の団結をもっとも重要な政治任務とすること、(2)民族自治政策を堅持し貫くこと、(3)民族政策と民族団結に関する教育を広範囲にわたって長期間行うこと、(4)経済発展を重視し、各民族の生活水準を向上させること、(5)宗教工作に真剣に取り組むこと、(6)統一戦線工作に真剣に取り組むこと、(7)警戒を高め、民族団結を破壊する国内外敵対勢力の活動と闘うこと(79)。1982年11月の講話で、王恩茂は、『二つの離れてはならない』は民族団結と新疆の工作をうまく進める上で前提となっている。新疆は領域が広くて、人口も少ない、それに資源に恵まれている。新疆にとって国家の資金・物質的な支援が必要だけでなく、人的な支援も欠かせない」と強調する(80)。ここから窺えるのは、「民族の団結」が国家の統合政策および漢民族移民の辺境移駐を排斥しないことを意味しており、胡耀邦がチベット視察の際に強調していた「民族の団結」とは異なる意味が賦与されており、その反動であることがわかる。

新疆での締め付けとはほぼ時期を同じくして、内蒙古でもモンゴル民族の異議申し立てに対する締め付けも強化された。1981年10月23日、内蒙古党委員会は黨員幹部大会を開き、中共中央の「政治・思想戦線に対する指導を強化し、軟弱閑散した状態を改める」という指示を伝達し、「党の各級組織は幹部と青年に対する指導と教育を強化し、彼らに対する社会主義教育および組織・規律教育を強化し、彼らの社会主義の道と党の指導を離れ、ブルジョア階級の自由化をすすめる誤った傾向に対して批判しなければならない」(81)。

新疆自治区と異なり、内蒙古自治区党委員会は少数民族の学生運動に「反革命事件」というレッテルをつけるなど強硬姿勢で臨んだ。内蒙古の民族運動に対する中央の締め付けは、この内蒙古党委員会のやり方を肯定する形で展開した。つまり、自治区の漢民族党指導者の更迭を行うことなく、ただ少数民族幹部や指導者に対してのみ粛清を実行した。

三つの自治区の党委員会のトップに当たる漢民族書記に対する党中央の異なる対応から読み取れるのは、チベット自治区の任榮は文革期に躍起した人物で、文革の後始末における人事調整

で更迭されるのは当然のことだと理解できよう。況してや任榮に対する更迭を通じてチベット民族を慰めることと四人組の人脈を肅清するという一石二鳥の効果を収めるのはなお更である。郭鋒は鄧小平の近代化路線に背かなかったが、少数民族への対応が軟弱過ぎたため更迭された。一方、内蒙古の周恵は鄧小平の近代化路線の擁護者であり、文革期の失脚者でもあった。したがって、周氏は内蒙古のモンゴル民族に強硬姿勢で臨むことによって彼らに嫌われているも党中央の近代化路線に忠実であるし、もっとも重要なのはチベットでの寛容政策によって広がり続けていた少数民族の自治権要求に真っ向から取り臨んだため、中央の評価を得たのである。それに、チベットのような漢民族が極少ない地区において、党指導部のトップに当たる漢民族書記はその行政運営に際して、中央の信用を得ることは彼にとって一番重要な後押しであるが、現地の少数民族の支持を獲得することも欠かせない要件である。これと比べて、新疆と内蒙古のトップに当たる指導者は、当該自治区には自治民族とはほぼ相当するもしくは自治民族の人口を遥かに上回る漢民族人口および各レベルの行政機関に従事する漢民族幹部が存在しているので、行政運営で少数民族の支持を得るかどうかの意味はチベットの状況と比べてそれほど重要ではないのは当然のことであろう。

1981年11月6日の新華社通信は、「内蒙古自治区が中共中央の重要な指示を真剣に貫徹し、民族区域自治をきちんと実施し、民族の団結を強化し、四つの現代化に努めている」というレポートを放送した。それによれば、「第一に、中央は内蒙古自治区党委員会が自治区の具体的な状況に基づいて提出した林業・牧畜を重点とし、多項目を同時に営むという経済発展方針に賛成している。第二に、内蒙古では200万人の主体モンゴル民族と1600万人の漢族・他の少数民族が居住しているという実情に基づいて、『主体』と『大多数』の関係を前提にして、政治問題と経済問題に取り組まなければならない。中央は11回3中全会以来内蒙古党委員会の工作を評価している」(82)。続いて、11月18日付『人民日報』は、「内蒙古は党の民族区域自治政策を真剣に貫徹し、少数民族幹部の養成・抜擢を重視し、二つの離れずべからず方針を貫徹している」という論文を載せ、内蒙古自治区における少数民族幹部の比率を紹介することを通じて、内蒙古では党の民族政策がきちんと貫かれているということを強調した。さらに、1982年1月の『実践』(内蒙古党委員会の機関紙)は、内蒙古党委員会の副書記兼副主席雲世英の「党は各民族利益の忠実な代表である」という論文を掲載した。この論文は「81年末以来、ごく少数の者が“モンゴル民族は1949年5月1日の自治区成立から、…なお本当のところは自主権を実現していない”とか或いは“大漢民族主義はますます狂気ようになって民族の統一と独立を妨害している”などと主張している」とのべ、この種の主張は『党の指導』から離れて民族独立を試みることだと強く批判した。雲はこう結論する、「われわれの党はプロレタリア階級の党であって、漢人の党でもなければモンゴル人の党でもない」(83)。

漢民族人口のチベット入植活動を制限したのと対照的に、内モンゴルに押し寄ってくる漢民族の入植活動を制限しなかったばかりでなく、やたらに草原を開墾し、薬草を掘るために草原を壊した漢民族人口の無法な活動を誘導した地方指導者が却って更迭し、糾弾されたほどである。

学生運動に対する清算として、卒業生が学生運動に対して自らの態度を表明するよう強制され

たほかは、党と政府機関におけるモンゴル人指導者が締め付けの対象とされた。移民問題に関する中央の指示を社会に漏らしたという名目で失脚させられた人が、当時の自治区党委員会にもあるという。各大学のモンゴル人責任者の主な人物も学生に対する監督の責任を問われて更迭された。

これまでの検討からはっきりとなるのは、1980年代初頭のチベットに対する寛容政策から始まった民族政策の取り直しは、あくまでも現代化発展という党中央の政策転換の必要に応じて生じたことであり、その次元に位置づけられるものである。言い換えれば、本稿の冒頭でも指摘したように、中共の民族政策の出発点は中国という国民国家の形成と「中華振興」という漢民族ナショナリズムの悲願を叶えることに従事させる便宜上の選択あるいはケース・バイ・ケースといった策略でしかないから、政策上の一貫性に欠けるのは当然のことだと思う。

要するに、1980年初頭の対チベット政策の見直しを契機とした少数民族に対する緩和政策は、新疆と内蒙古の事態を経て、早々と収束へと向う。自治権の拡大を通じて辺境・少数民族地区の社会的安定を確保し、現代化建設に必要な国内環境を醸成しようと目論んだ中央政府の狙いは逆の結果をもたらした。その結果、中国政府の対少数民族政策は、政治面でのコントロールを強化するとともに、経済発展と漢民族移民を結びつけた統合政策へと収束していく。

結びに

対チベット政策の見直しをきっかけに始まった自治権拡大の試みは、中国がイデオロギーをもっとも重視した毛沢東時代から「現代化発展」の実現を国家戦略とした鄧小平時代への転換期に起きた出来事である。毛沢東時代に起きた様々な過ちや冤罪に対する「是正」或いは名誉回復が進むなかで、共産党独裁と社会主義制度の正当性に対する疑問も一部の人々の中に燻ぶり始め、政権や社会の安定の維持にとって看過できない課題として浮上してきた。社会主義制度と共産党支配体制が「現代化発展」に必要な安定した社会環境を維持する上で欠かせない前提である、というのは中国政府の基本原則である。かくして、1979年末に「現代化発展」の前提条件としての「四つの基本原則」(社会主義、共産党の指導、プロレタリア独裁、マルクス主義・毛沢東思想)が提出され、不安定要因への取り締まりが強化され始めた。かかる国内政治情勢のなかで、少数民族地区で起った中央の想定した範囲を上回るような自治権拡大への要求は、当然ながら、中央指導層の警戒を尖らせ、民族政策の締め付けに直結していったのである。

一方、指令型経済体制と党の一元化指導をもとに構築された「全体主義体制」にとって、あらゆるメンバーの絶対的な服従はその統治権威を維持する上でもっとも重要な意味をもつ。少数民族地区の自治権拡大はこうした「全体主義体制」の存続に必要な権威の維持に計り知れない変数たりうため、その政策転換が余儀なくされたのも当然のことだと思われる。

すでに指摘した通り、自治権の拡大という方式で少数民族地区の安定を図ろうとした試みが挫折した後、中国政府は辺境・少数民族地区への人事・行政面でのコントロールを強化するとともに、辺境・少数民族地区における漢民族人口の比率の向上にもよほどの苦慮を尽くしたのである。しかし、沿海地方の経済発展にともなって、貧しい辺境地区から豊かな沿海地方への人口逆戻りが後

を断たないため、建国当初から行政激励と理想主義に励まされ国家動員形での移民活動が効かなくなりつつある。

それに、中国の漸進的な性格をもつ改革開放は沿海地方からスタートしたため、辺境の少数民族地区との貧富の地域格差が拡大し始め、21世紀現在になってすでに貧富の格差に関する国際基準をも上回るというような深刻な事態になりつつある。改革開放を沿海地区で先立って実験するとき鄧小平が夢みていた全国の力をもって沿海地区を先に発展させ、その後沿海地区が他の地区を支援する、という全体主義体制のもとで描いた青写真も計画経済体制の崩壊にもなまって消えてしまった。地域格差の拡大と少数民族区の立ち遅れた状況が統一国家の維持にも大きな脅威となりうるということに神経を尖らせる中国政府は、「西部開発」計画を打ち出したが、台湾統一問題を含めた複雑な国際競争をまえに、沿海地区の発展に引き続き優先順位を払わなければならない。況してや中央政府の財政収入のほとんどが沿海地区に頼っていることを考えればなおさらである。

また、建国された時期から、マルクス主義の階級説の上に築き上げた「中国人民」というカテゴリの中での均質化を通じて、中央政権に対する少数民族のアイデンティティを保ちまたは統合に対する抵触を和らげることによほどの精力を尽くしていた中共は、中国社会の多面的な変動に直面して、イデオロギー面での変容にも立たされ、マルクス主義の階級説と分かれることを余儀なくされた。階級説から脱皮した中共は、国内の非漢民族集団のアイデンティティを「中華民族」という「作られた民族」に凝集させることを通じて中央政権の権威と正当性の保持に力を入れている。しかし、自らを特定の民族ではなく「人民」の利益だけを代表する政党であると規定していた中共は、「人民」から「中華民族」へシフトした現在、領域内の多民族を代弁できる国民政党としての倫理は、非漢民族集団にどの程度受け入れられるのが疑問視されている。

再後に、少数民族地区における漢民族人口の足踏み状態が現代化の中の最大の課題である地方政治の民主化という試練に直面している中国政府にとって、少数民族地区の安定と民主化をどうやって調整できるのかが最大のジレンマとなりつつある。というのは、政治民主化の進展にともなって、自治区に対する中央政府の人事コントロールも緩やかにしなければならない。では、その替わりになるコントロール手段は何であろうか。地方政治の民主化は当然ながら自治体の台頭をもたらす。台頭した自治体の中で、民族の権利を守りたい少数民族と移民民族である漢民族がどうやって共存するのか。全体主義体制の下で中央政府の強力な関与を通じて維持されていた民族間の関係は、地方権力の強化が特徴となる地方民主政治のなかでどのような展開をみせるのか。全体主義体制下に築き上げた民族自治制度はその存続を問われる時代に直面しているといっても過言ではない。

注

- 1)中国側の代表的な論著について、毛公寧等編『跨世紀民族問題研究世探索』(中央民族大学出版社、2000年)を参照。日本側の論著は、毛里和子著『周縁からの中国:民族問題と国家』(東京大学出版会、1998年)が取り上げられる。
- 2)哈日巴拉「中国の民族政策における区域自治制度:目標と枠組みに関する分析」『比較社会文

- 化研究』14号(九州大学比較社会文化学府 2003年)を参照。
- 3)毛里和子編『現代中国の構造変動 大国中国への視座』(東京大学出版会、2000年)、193-197頁。
 - 4)松本ますみ著『中国民族政策の研究—清末から1945年までの“民族論”を中心に』(多賀出版株式会社、1999年)327頁、第四章。
 - 5)「新民主主義論」「論人民民主独裁」『毛沢東選集』第三・四卷(人民出版社、1977年)。「中国人民政治協商会議共同綱領」『国史全鑑』第一卷(団結出版社、1996年)。
 - 6)黄光学等編『当代中国の民族工作』上(当代中国出版社、1993年)323頁。
 - 7)羅広武編著『新中国民族工作大事概覧 1949-1999』(華文出版社、2001年)、1-2頁。毛里和子・国分良成前掲書、36頁。
 - 8)宇野重昭・天児慧編『20世紀の中国 政治変動と国際契機』(東京大学出版会、1994年)、152-165頁。
 - 9)哈日巴拉「中国の民族政策における区域自治制度:目標と枠組みに関する分析」『比較社会文化研究』14号(九州大学大学院比較社会文化学府、2003年)を参照。
 - 10)黄光学前掲書、324頁。
 - 11)『現代中国辞典』34-35頁。羅広武前掲書、2-3、79-82頁。
 - 12)『新華月報』1952年9月号。
 - 13)太田洪勝語、天児慧編『現代中国辞典』(岩波書店、1999年)、927-928頁。
 - 14)毛沢東前掲書。
 - 15)羅広武前掲書、15-16頁。
 - 16)自治機関の民族構成について、哈日巴拉「中国の民族政策における区域自治制度—目標と枠組みに関する分析」下、『比較社会文化研究』15号(九州大学比較社会文化学府、2004年)を参照。
 - 17)羅広武前掲書、102-104頁。
 - 18)羅広武前掲書、77-78頁。
 - 19)宇野重昭・天児慧前掲書、159-162頁。
 - 20)『現代中国辞典』、266頁。
 - 21)羅広武前掲書、120頁。
 - 22)『中央人民政府法令彙編』(法律出版社、1980年)、6-12頁。羅広武前掲書、142-143頁。
 - 23)『中国共産党執政四十年』(中共党史出版社、1991年)、49頁。
 - 24)「中華人民共和國民族区域自治實施綱要」(『新華月報』1952年9月号)。「中華人民共和國憲法:1954年」『国史全鑑』第二卷(団結出版社、1996年)。
 - 25)『内蒙古自治区人民代表大会資料選編 1954・7-1988・1』(内蒙古自治区人民代表大会常務委員会弁公室、1988年)、17-18頁。
 - 26)筆者が2003年8月22日、フフホトで行った聞き取り調査によるもの。
 - 27)『烏蘭夫文選』上冊(中央文献出版社、1999年)、480-481頁。

- 28)天児慧前掲書、187-188 頁。
- 29)『中国共産党執政四十年』(中共党史出版社、1991 年)、144 頁。
- 30)羅広武前掲書、290-292 頁。
- 31)羅広武前掲書、343-344、362-363 頁。
- 32)階級利益と民族利益およびプロレタリア独裁との関係について、田中克彦著『言語からみた民族と国家』(岩波現代選書、1978 年)、139-143 頁。大躍進期の統合政策と階級・人民について、加々美光行著『知られざる祈りー中国の民族問題』(新評論、1992 年)、188-189 頁。または、哈日巴拉「中国の民族政策における区域自治制度ー目標と枠組みに関する分析」[上]『比較社会文化研究』14 号(九州大学比較社会文化学府、2003 年)を参照。
- 33)毛里和子著『周縁からの中国・民族問題と国家』(東京大学出版会、1998 年)、107-109 頁。
- 34)黄光学前掲書、374-376 頁
- 35)『毛沢東文選』第七卷(人民出版社、1999 年)、281 頁。馬斉彬前掲書、144 頁。
- 36)<http://www.tibetinfo.com/Tibetview2002.6.18>。
- 37)王泰平『中華人民共和国外交史』第二卷(世界知識出版社、1998 年)、228-249 頁。
- 38)馬大正著『国家利益高于一切ー新疆穩定問題的觀察与思考』(新疆人民出版社、2002 年)、37-42 頁。
- 39)曲星「50 年代末至 60 年代末中蘇外交的戰略、理論与利益背景」、楊福星編『跨世紀的中国外交ー“中国外交輝煌 50 年”研討会論文集』(世界知識出版社、2000 年)。
- 40)『原典中国現代史』第 1 卷、上、218 頁。
- 41)黄光学前掲書 142-143、羅広武前掲書、388-391 頁。
- 42)『兵团經濟信息・生産建設兵团大事記』ネット版。
- 43)郝維民編『内蒙古自治区史』(内蒙古大学出版社、1987 年)、220-221 頁。
- 44)『鄧小平文選 1975-1982』(東方書店・北京外文出版社、1984 年)214-215 頁。
- 45)羅広武前掲書、471-473 頁。
- 46)『国史全鑑』1976-1988 年(團結出版社、1996 年)、5238 頁。黄光学前掲書、165-167 頁。
- 47)『人民日報』1980 年 7 月 15 日。
- 48)王力雄「西藏:二十一世紀中国的軟脇」『戰略与管理』第 1 期。
- 49)毛里和子前掲書、119 頁。
- 50)黄光学前掲書、162-163 頁。
- 51)『烏蘭夫文選』下冊(中央文献出版社、1999 年)、258-271 頁。
- 52)黄光学前掲書、166-167 頁。
- 53)『人民日報』1980 年 5 月 17 日。
- 54)『朝日新聞』1980 年 6 月 10 日。
- 55)黄光学前掲書、514-518 頁。
- 56)それぞれ清王朝と中華人民共和国がチベットと締結した協定を指す。「二十九条」とは、清隆 58 年(西暦 1793 年)清朝とチベットとの間に締結した「欽定蔵内善後章程二十九条」を指す。そ

の主な内容は、清朝がチベット駐在大臣を通じてチベット地方当局との相互関係をはっきりとし、チベットに対する支配を強化することでした。①政治面では、チベット駐在大臣がダライラマ・バンチンエルドノとともにチベットの政務に当たる。チベット官吏の昇進と処罰は駐在大臣の事前許可を得ること。②宗教面では、ダライラマとバンチンエルドノは同等であり、その後継者を選ぶ儀式には駐在大臣が監督として参加すること、③清朝は軍隊を派遣し、チベット軍とともにチベットの防衛に努める。軍隊の供給は駐在大臣から軍隊に渡される。④対外面では、駐在大臣が対外交渉の全権を握る。⑤財政と貿易の面では、駐在大臣がチベットの歳出と歳入に関して監督権を持つ。(『元以来西藏地方与中央政府関係档案史料彙編』【3】、中国蔵学出版社、1994年、825-835;黄奮生編著『西藏史略』民族出版社、1985年、256-257)。「十七条」とは1951年5月23日中国中央政府とチベット地方当局が北京で調印した「中央人民政府和西藏地方政府关于和平解放西藏办法的协议」を指す。その内容は、①チベット人民が団結してチベットにおける帝国主義勢力を駆逐し、中華人民共和国という祖国大家庭に復帰する。②チベット地方政府が人民解放軍のチベット進駐軍に協力して国防を強化する。③チベット人民は中国人民政治協商会議共同綱領に定めた民族政策に基づき、中央人民政府の統一指導を下に民族区域自治を実施する。④中央はチベットの政治制度に関与しない。⑤バンチンエルドノの地位と職権を維持する。⑥ダライラマとバンチンの関係は13世ダライラマと9世バンチン時代の状態を回復すること。⑦宗教信仰自由政策を実施し、寺の財産と収入を変えない。⑧チベット軍は逐次に人民解放軍として改編し、中華人民共和国の国防武装の一部となる。⑨チベットの実情と合わせた言語・文字および学校教育を実施する。⑩チベットの実情と合わせた農業・工業・牧畜業および商業を促進し、人民の生活を改善させる。⑪チベットの改革については、中央政府が強いるのではなく、チベット地方政府がチベット人民と協商しながら決める。⑫帝国主義と国民党政府に従事していた官吏は旧関係を断ち、破壊活動をしない限り、引き続き元の職に留まれる。⑬チベットに入った解放軍は上述した政策を厳格に遵守するだけでなく、チベット人民の利益を損なわない。⑭チベットの対外関係におけることは中央政府が担当する。⑮協議の実施のため、中央政府がチベットで軍政委員会と軍区司令部を設置する。⑯軍政委員会と軍区司令部およびチベットに進駐した解放軍の経費については、中央政府が負担する。⑰本協議はサインし印鑑を捺したときから有効となる(『当代中国の民族工作』【上】当代中国出版社、1993年、61-63頁)。

57) 王力雄「西藏問題的文化反思」(『戰略与管理』1999年第5期)。

58) 王力雄「西藏:二十一世紀中国的軟脇」(『戰略与管理』1999年第1期)。

59) 『国史全鑑』1976-1988年、5435頁。王力雄前掲文、『戰略与管理』1999年第5期。

60) 『人民日報』1980年9月10日。

61) 『人民日報』1981年5月15日。

62) 『人民日報』1981年11月7日。

63) 『人民日報』1980年5月23日。

64) 『人民日報』1980年6月8日。

- 65)『人民日報』1980年7月5、7日。
- 66)羅広武前掲書、457—458頁。
- 67)『中共七十年 1921—1991』(中国広播出版社、1991年)、710頁。
- 68)『ウランフ文選』下(中央文献出版社、1999年)、328—329頁。
- 69)『中国共産党執政四十年』(中共党史出版社、1991年)、466頁。
- 70)馬大正前掲書、83、45—49頁。
- 71)羅広武前掲書、521—533頁。
- 72)リ声編『中国新疆—歴史与現状』(新疆人民出版社、2003年)、319頁
- 73)『朝日新聞』1981年8月26日。
- 74)羅広武前掲書、548—549頁。
- 75)于光遠等著『改变中国命運的 41 日:中央工作會議、十一届三中全会親歴記』(海天出版社 1998年)、204—210頁。
- 76)『内蒙古大事記』(内蒙古人民出版社、1997年)、681頁。
- 77)『人民日報』1981年10月5日。
- 78)『人民日報』1981年12月13日。
- 79)『王恩茂文集』下冊(中央文献出版社、1997年)、109—131頁。
- 80)『人民日報』1982年10月17日。
- 81)『内蒙古大事記』(内蒙古人民出版社、1997年)、684頁。
- 82)『人民日報』1981年11月7日。
- 83)加々美光行前掲書、285—286頁。

韓国自動車産業における生産システムの革新方向

—現代自動車のウルサン工場を中心に—

福岡大学大学院商学研究科博士後期課程 丁 亨大

目次

- 1 はじめに
- 2 ウルサン工場における生産システムの特徴と限界
- 3 韓国の労使関係の特徴
- 4 生産システムの革新方向
- 5 おわりに

1 はじめに

最近、世界の自動車産業は、国際競争が益々激しくなっており、さらなる競争力強化のためには新たな生産システムへの転換が余儀なくされている。その中で、新たな生産システムとして注目されているのがトヨタ生産システムを主にした日本的生産システムである。

韓国自動車産業は日本より遅れてはじまるが、政府からの積極的な支援もあって着実に発展を遂げてきた。ところが、1980年代に入ってから、益々労働運動が激しくなっており、それに対応するための生産システムの転換が課題になり始めた。

そして、1987年の民主化運動は決定的なきっかけとなった。民主化運動以降、労働組合の結成と労働運動に対応するためには新たな労務管理や労使関係の構築が急務となり、そうした問題を解決するために、韓国自動車産業では1980年代後半からトヨタ生産システムの導入が活発であった。現代自動車も例外ではなかった。

そうした日本的生産システムは、1973年の第1次石油危機直後、世界から注目されてきた。とりわけ、1980年代の世界自動車市場における日本の自動車メーカーの国際競争力の源が、JIT生産とそのための作業者の多能工化を特徴とすることが知られており、高い国際競争力を得る1つの方法として、日本的生産システムの導入が盛んに論議されることになった。

本稿では、現代自動車のウルサン工場とトヨタ自動車における生産システムの比較研究を通じて、現在の韓国自動車産業の生産システムの変化状況を具体的に分析している。そのために、ウルサン工場に現地調査を行っている。

それで、日本と韓国の自動車産業における生産システムを生産技術と作業組織、そして

それを可能にした労使関係を中心にして、トヨタ自動車と現代自動車とを比較分析することによって、韓国自動車産業の生産システムの諸問題を究明し、これからの生産システムの転換方向を提示している。

2 ウルサン工場の生産システム特徴と限界

2.1 生産技術

現代自動車は1967年12月設立され、当時アジアをはじめ海外市場の拡大を模索していたフォードと1968年2月技術提携を結び、11月にはKD(Knock-Down)組立方式で乗用車を生産に乗り出した。その後、フォードとの経営権の問題が生じたこともあって合弁生産を中止し、国産固有モデルの開発を通じて大量生産と海外輸出を模索していった。このため、現代自動車は三菱自動車と技術提携を結び、固有モデル開発を推進していく。

そして、1974年ウルサンに総合自動車工場として第1乗用車工場を建設するとともに、1976年国産固有モデルであるポニーを開発して量産を始め、小型乗用車を生産している。さらに、1978年に年間30万台生産が可能な第2乗用車工場を建設した。第2工場は中高級車の混類生産を行っている。1980年には年間40万台生産が可能な第3工場が建てられた。

現代自動車は国産モデルであるポニーを開発した1970年代中盤以降、大量生産のためのフォーディズムの特徴であるベルトコンベヤー及びNC機器が取り入れられた。1980年代中盤から現代は、輸出戦略型乗用車中心の大量生産方式を確立し、この時期に工作事業部にはNC機械が導入され工場自動化を推進していた。

プレス部にはプレス機を何台もつなげるテンドムプレス機(Tendem Press Line)を、またテンドムプレス機を1つの単位でつなぐトランスファー・プレスラインに転換した。車体部でも産業用ロボットの導入が推進されていた。そして、1990年以降異なる車種を同じラインで組み立てられるFBL(Flexible Body Line)を導入するなどウルサン工場における生産技術は大量生産体制の高度化段階に進んでいく¹。

この過程で、科学的管理方式とともにベルトコンベヤーを中心とする流れ作業生産方式による大量生産方式が確立され、それによる単能工と脱熟練化、機械の流れに適応する単純繰り返し作業、低い動機付けによる労働意欲低減、官僚的統制などが生産現場で顕著になり、製造業全体に比べて月平均賃金は、1.9倍近く高かったが労使関係は対立的であった²。

1987年民主化運動以降の敵対的な労使関係と賃金引上は国産車の品質低下をもたらしており、さらにますます多様化されていくニーズと製品開発期間の短縮に対する対応が遅れて、韓国自動車メーカーは国際競争力を維持することができなかった。

このような経営環境の中で、生産技術面で工場の自動化が国際競争力の必要条件と判断した完成車メーカーは、生産性及び品質向上のために既存の少品種大量生産から多品種少量生産が可能なFMS(Flexible Management System)やCIM(Computer Integrated

Manufacturing)などを目指す工場の自動化を推進していく。

ウルサンの第3工場の場合、最初から汎用性を持ったCNC工作機械、ロボットなどを中心に高度に自動化された生産設備を取り入れている。ところが、当時の自動化は多品種少量生産のための柔軟自動化よりは大量生産システムで品質向上を目指した自動化の性格が強かった³。

1980年代後半から推進された自動化はたしかに生産性を上げたものの、フォード的な大量生産システムでは柔軟性を持つには限界があった。それで、完成車メーカーは工場自動化とともにトヨタ生産システムで代表される日本的生産システムが導入され始めた。そして、JIT(Just-In-Time)と自動化、サプライヤー関係の改善などを中心に生産システムの改革を行なった。1990年代の完成車メーカーの生産システムの改革の内容をみると次のようである。

表 2-1 1990年代の韓国自動車メーカーの生産システム

自動化	工場実務	作業システム	人的資源管理
量的増加 硬性自動化(hard)から 柔性自動化に (flexible)	修理作業場面積 増加 在庫保有減少	チーム構成拡大 ジョブ・ローテーション 増加 提案活性化及び 改善参加 現場作業者の権限拡大	教育及び訓練の 増加 作業員補償の 不十分 生産職に対する 差別減少

出所：ジョ・ドンソン・ジュウジン『韓国の自動車産業』ソウル大学出版部 1998年 p.105

このように韓国自動車産業では、新たな生産システムへの転換のためにトヨタ生産システムを中心に導入を試みた。ところが、完成車メーカーでは生産技術を中心に日本的な要素がある程度導入されたが、サプライヤーの方ではJIT生産には不可能な状況であった。さらに、労働者からの参加意識も足りなく、QC活動が活発に行なわれず、交通渋滞もあって部品の適期調達はできなかった。そのため、日本的生産システムの導入にはある程度限界があった。

こうした日本的生産システムの導入状況について、現代自動車を中心にみると次のようである。

まず、第1にカンバン方式の導入状況である。現代自動車の場合、1985年からカンバン方式をウルサン工場及びサプライヤーに取り入れているが、カンバンが使われるための条件が整っておらず、結局1987年にカンバン使用を中止した。その代わりに、部品認識票を使って本社とサプライヤー間に設置された情報ネットワークを通じて1日単位でサプライヤーに提供を始めた。そのため、カンバンは使用されていないものの、品質管理などは続けられている。ところが、ウルサン工場の生産システムは基本的に大量生産システムをとっているため、トヨタにおける生産システムの全面的な導入には限界がある⁴。

第2に、混類生産と生産平準化においてもウルサン工場では、第1乗用車工場の場合、

車種からすれば混類生産は行われてないものの、第2乗用車工場では、21ラインでソナタⅢ（輸出用、内需用）とマルシャが、22ラインではグランジャ、ダイナスティ、リムジンの混類生産が行われている。第3乗用車工場の場合、31ラインではアバンテとアバンテツアリングが、32ラインではアバンテとティビュロン（輸出用、内需用）が混類生産されている⁵。

製品別数量平準化も行なっており、第3乗用車工場の31ラインの場合、アバンテとアバンテツアリングの車両投入比率を2:1にして生産している。製品別数量平準化の場合、製品の売行きとはある程度差は生じるが、これは作業面でアバンテツアリングの方が余裕時間を持てるため労働強度を緩和させる効果がある⁶。

このように、現代自動車のウルサン工場では、ベルトコンベヤーの大量生産システムを採っているが、不連続的でありながら混類生産が行われており、現代自動車では部分的でありながら生産平準化と製品別数量平準化が行なわれていると考えられる。

第3は、生産リードタイムの状況である。現代自動車のプレス工場の金型交換時間と交換回数をみると、プレス1工場のA1ラインでの金型の交換時間は15分かかり、生産量は450個である。3工場のB2の場合、金型の交換時間は8分で生産量は780個であった。現代自動車では、金型の交換時間は8分から15分かかり、交換回数は10/20時間であり、1回ロットサイズは1日分であった⁷。トヨタの場合、1970年代に準備時間と交換時間を10分以内に短縮させており、最近では金型の交換時間を1分以内にまで短縮させている⁸。このように、現代自動車における交換時間とロットサイズはトヨタの水準には及ばないもののフォードシステムよりは優れていると考えられる。

第4は、品質管理活動である。現代自動車における品質管理はキーパー(keeper)という専門要員が主要工程の最終段階に配置され、製品の検査が行われており、こうした専門要員による完成品の品質を検査する結果重視的品質管理が一般的であった。一般作業員からの、品質管理活動に対する意識は消極的で、活動も低い水準であった⁹。

そして、こうした現代自動車における生産技術の状況をジユムヒョン氏は、それを日本化指数として表している¹⁰。

表 2-2 現代自動車の生産管理方式の日本化指数

項目	指標	指数
生産管理方式		4
①生産標準化	④月間生産計画により総量的平準化は達成されたが、製品別数量平準化は部分的に行われている。同一組立ラインでは2-3車種以上が不連続的に混類生産されている。	4
②交換時間縮小	④金型交換時間は10分以上30分未満であり、ロットサイズは平均1日である。	4
③部品在庫管理	⑤単位部品の在庫は1-2時間分量である。	5
④品質管理	③製造工程では熟練労働者の品質管理を一部実施する。しかし、品質検査要員が実施するのが一般的である。	3
⑤設備保存	④一般作業員に関しては予防的保全活動が強調されている。設備保全労働者はOJTとOff-JTを通じて企業内部から形成されている。	4

出所：ジウムヒョン「韓国自動車産業生産体制の日本化に関する研究」慶北大学校博士論文 1997年 p.260

表 2-2 をみると、現代自動車における生産技術は JIT 生産に近づいているとみられる。品質管理を除いて JIT 生産がある程度実現されているが、生産の平準化では製品別数量平準化ができていないため、PULL (引っ張る)方式の生産はいまだに実現されていない。こうした現代自動車のウルサン工場における生産技術の状況を、ジウムヒョン氏はフォード的大量生産の PUSH (押し出す) 生産方式と JIT 生産の PULL 方式が矛盾的に結合されていると指摘している。

そして、ウルサン工場に対する現地調査からも、そのような結果が出た。現地調査によると、現代自動車のウルサン工場の生産技術は、JIT や自動化のためのサブ・システム、つまりカンバン方式や生産の平準化、少ロット生産など、トヨタ工場で見られるような生産技術は用いられていた。部品調達も JIT 供給を目指し、時間の差はあったものの、確実に行われていた。しかし、品質管理のための、省力化及び作業者の多能工化に関しては、未だに容易な状況ではなかった。

このように、現代自動車における生産技術は JIT と自動化生産に近づいているとみられる。品質管理を除いて JIT 生産がある程度実現されているが、生産の平準化では製品別数量平準化ができていないため、PULL 方式の生産はいまだに実現されていないと考えられる。

こうした矛盾が生じたのは、ニーズの多様化による多品種生産が要求されており、そのためトヨタ生産システムの導入を試みたが、労務管理と敵対的な労使関係のために限界があったからである。

そして、現代自動車はフォード的生産システムに柔軟性を高めるとともに労働力節減を目指して、1980年代中盤以降、工場自動化を推進した。ところが、ロボットを中心とした自動化が単純作業である溶接や塗装部門の車体組立工場に集中しており、ここでは単純作業が主であるため、柔軟性に欠けていた。

自動化設備が品質の改善や生産性向上のためには熟練した作業者が必要条件である。日韓自動車産業におけるメーカーの自動化水準が類似しているにもかかわらず、生産性の格差は自動化率の格差より大きい状況である。

表 2-3 日韓自動車産業の自動化率(1993年)

	韓国	日本
自動化率	35.2	36.1
ロボット使用指数	5.5	6.2

資料：John Paul MacDuffie, Preliminary Observations from Round Two of the International Assembly Plant Study, MIT, IMVP

出所：ジョンミンギ『韓国自動車産業－現況と課題－』韓南大学校出版部 1996年 p.30

生産性の効率性というのは、設備と人間の労働が最適に結合することにより達成されることであり、その意味で作業者が設備の十分な生産潜在力を極大化できなければ、生産性

の向上は期待できないからである。したがって、韓国自動車産業では、製造過程や製品に欠陥が生じた場合、作業者が自主的に品質管理を行なっていく自主的品質管理システムの開発と労働編成と作業者の熟練向上が完成車メーカーの主な課題である。

2.2 作業組織

現代自動車はフォード車のKD組立生産からはじめ、1976年固有モデルを開発し、年産5万台の総合自動車工場を完成した。その後、1986年から対米輸出と内需が拡大することによって、大量生産システムが確立された。これは、現代自動車のみならず、韓国自動車産業における生産システムの一般的な特徴であった。それによって、既存の労働編成はベルトコンベヤーラインで、決められた作業を行なう典型的なフォード的作業組織に基づいている。

こうした韓国自動車メーカーの作業組織の状況に関してジョンミョンギ氏は次のように指摘している。現代自動車の場合、組立ラインでは組当り最低作業能力者が5人であるのに対して、トヨタの場合は1人にすぎない。多能工化率を比べても現代自動車はトヨタ自動車より低い水準であるとしている。

トヨタ自動車の場合、ジョブ・ローテーション、教育訓練、QC活動を通じて作業者を多能工化して生産性の向上を目指しているが、現代自動車では配置転換が作業者の反発で行なわれていない状況である。そのため、現代自動車の多能工化は作業組の熟練能力にすぎない低位多能工化であり、日本の多能工化とは大きく異なっている¹¹。日韓自動車メーカーの多能工化の状況をみると、次のようである。

表 2-4 多能工化現況

	車体組立	
	韓国（現代）	日本（トヨタ）
①作業組の工程数	24	16
②作業組の構成員数	29	21
③能力者の作業数と人員数	22(2人)	11(2人)
④最低作業習得者の作業数と人員数	1(5人)	1(1人)
⑤1人当たり平均習得工程数	6.1	5.1
⑥多能工化率	25.3%	31.8%

資料：現代一会社内部資料から計算

トヨタ一小山陽一『巨大企業体制と労働者』お茶の水書房、1988年p178

出所：ジョンミョンギ『韓国自動車産業一現況と課題一』韓南大学校出版部1996年p.31

ところが、現地調査によると、現代自動車の作業者は、班内での作業工程は全部行なっており、組立ライン作業者の機能が水平的に拡大され、多能工化されていた。ジョブ・ローテーションにおいても、班内を中心に組内には2時間おきに、組ごとには2-3ヶ月おきに実施されていた。ところが、こうしたジョブ・ローテーションは作業者自ら作業負担の軽減のための作業交換の性格が強く、トヨタで一般的である班ごとのジョブ・ローテーシ

ヨンは実施されていないと述べている¹²。

そして、ジョブ・ローテーションに対する労働者の認識が否定的であり、ジョブ・ローテーションは労働強度を強化させるだけという認識が非常に強かった。

職務区分に関しても、現代自動車は事務技術系列に 32 職種、160 職務がある。また、自動車生産技術を研究する研究職系列には 7 職種、91 職務があり、生産職系列には 15 職種、91 職務がある。

表 2-5 現代自動車職種/職務現況

分類	事務技術系列	研究系列	生産系列	別定系列	営業系列	総計
職種数	32	7	15	38	1	53
職務数	160	91	91		6	335

資料：現代自動車内部資料

出所：ジウムヒョン「韓国自動車産業生産体制の日本化に関する研究」慶北大学校経済学科
博士論文 1997 年 p.179

これによると、生産職の場合、職務区分が細分化されている。とりわけ、作業工程が複雑で、高度熟練が要求される場合は職務がより細分化されている。そして、現代自動車ではこうした職務分類によって班が分けられているのが解かる。

ところが、現代自動車における職種や職務の区分は実際意味を持ってない。それは、現代自動車の賃金体制が年功序列的賃金制をとっているために、賃金体制で職務間、職種間の賃金格差がほばないためである。そして、韓国自動車産業では作業員に対する教育訓練時間が日本に比べて短い。そのため、作業員の熟練形成が遅れてくる原因になると考えられる。

日本の場合、既存社員の現場改善能力と技術革新能力の向上が教育訓練の中心であるに対して、韓国の場合には新入社員に対する現場適応能力と実務教育が教育訓練の中心になっているためである。エンジニア社員に対する入社後 6 ヶ月間の教育時間も日本に比べて低い水準である。

しかし、新規組長昇進者や新入社員の教育時間が日本より長い。それは労務管理や精神教育などに対する時間配慮が労使紛糾以降、急増しており、そのため教育訓練の核心である職務訓練より協力的な労使関係のための労務管理教育が中心になっている。

これは、キムドグンの研究からも明らかになっている。キム氏の設問調査によると、現代自動車では職務時間対労使関係の教育時間の割合が 56.4%、キア自動車が 83.8%、大宇自動車が 180%など教育訓練が労使関係の予防的性格が強いことが明らかになっている¹³。

そして、現地調査によると、ウルサン工場では新入社員に対する教育時間は 1 週間であり、そのほとんどが労使関係教育などの精神教育であるとしている。アサン工場では、3 週間にわたって教育訓練を行っているが、職務教育と同じ比率で、労使関係や労働組合の活動などに教育をさせていた。

ただし、最近になって現代自動車は、自動車生産技術の核心である機械加工や車体溶接、工場自動化など、高度熟練が要求されるところを中心に、職務教育をさせていると述べている。

表 2-6 現代自動車における教育内容別分類

	労使教育	職務教育	新入社員	階層別教育	外国語教育	その他
1990年	52%	25%	8%	6%	3%	6%
1991年	38%	27%	5%	10%	4%	16%

資料：会社内部資料

出所：キムドグン「自動車産業の管理戦略変化と労使関係」p.235

ところで、作業者の自律性と創意性を高めるためには、作業場に自律的な作業チーム制を活性化させ、作業に対する自立性を与えるべきである。さらに、作業者の労働強度の緩和のために、トヨタ宮田工場で見られるような労働強度に対する科学的な対処が要求される。

現在、韓国の自動車メーカーにおける労働時間は非常に長く、作業場での労働強度が非常に厳しいため、産業災害が多発している¹⁴。1997年現在、韓国の完成車メーカー全体の労働時間は、週平均 56.55 時間であり、現代自動車の場合、56.59 時間である。これは、現行労働基準法の、週当たり 56 時間を超えており、改善されるべきことである。

3 韓国の労使関係の特徴

現代自動車では、1987年労働組合が結成されており、それ以降韓国の労働運動を牽引している。その意味で、現代自動車における労働組合と労使関係は、韓国の労働組合の代表とも言える。現代では、1987年以前にも労働組合結成を試みたが政府と経営側の妨害で実現されなかった経緯がある。

しかし、独裁体制が一時的に統制を喪失した1987年「6・29民主化宣言」によって韓国ではそれまで抑制された労働者の不満が一気に噴出した。現代自動車も勿論例外ではなく、同年7月24日労働組合結成をめぐる労使紛争が起き、8月には大宇自動車とアジア自動車でも労使紛争が起きた。1988年には、労働関係法が改正されて労働組合の結成が容易になった¹⁵。

ところが、完成車メーカーの労使紛争は数日で解決したが、同じ時期に発生したサプライヤーの労使紛争が長引いたため、完成車メーカーも休業をよぎなくされ、生産中止による赤字は膨大なものであった。

韓国自動車産業は日本と同様企業別組合でありながら、労使関係においては大きく食い違っている。まず、組合員が職員層（ホワイトカラー）を含んだ工職混合組合が圧倒的である日本と比べて、韓国では生産職（ブルーカラー）中心の組合の性格が強い。現代の場

合も、課長級以上の幹部社員は組合加入対象からはずされる。

この点が労使交渉の場合、大きな葛藤をもたらしている。そして、労使双方の合理的な交渉経験と慣行が乏しく、団体交渉で交渉が決裂した場合、ただちにストライキや工場閉鎖を断行するなど対決的な団体行動をとってきた。

表 3-1 年度別労使紛糾発生件数

年度	82	83	84	85	86	87	88	89	90	92	94	95
件数	88	98	113	265	276	3749	1873	1616	322	235	121	88

出所：キア経済研究所『韓国自動車産業』1996年

とりわけ、現代をはじめ韓国における完成車メーカーのほとんどがオーナー及びその親族によって経営されているため、家父長的な意識が強く、労働組合を企業経営のパートナーとして認めない。労組側においても組合員らの専門知識の不足と組合員同士の意見分裂による労労間葛藤も深刻であった¹⁶。

現代自動車におけるこうした労使関係は、現代自動車の国際競争力低下の大きな原因になっており、労務管理が経営側の最も重要な課題になった。そのため、経営側は既存の対立的な労使関係を改善するため、特に労働者の経営参加を促すために経営に関する様々な委員会を労使共同で構成させるなど従来の強硬な姿勢が変わっている。ただし、まだ歴史が浅く、経営側の反発が強いだけでなく、労組側もこうした労使共同委員会に対する参加意識も薄いため、成果は出てない状況である。

ところで、労働者の経営への参加を促すのは労使協議会が最も重要になるが、労使双方の消極的な姿勢のため、結局団体交渉の場まで持ち越されるなど労使協議会が機能していない。これに対して、トヨタの場合、労使協議会で主に労使問題が協議されており、協力的な労使関係の重要な要因になっている。こうした日韓自動車産業における労使関係と労務管理の特徴を比較してみると表 3-2 のようである。

表 3-2 日本・韓国自動車産業における労働組合の特徴

	日本	韓国
労使関係の特徴	協力的関係	敵対的關係
労働組合の形態	企業別組合	企業別組合
雇用の形態	終身雇用的傾向	雇用の不安定
昇進制度	年功序列的	年功序列的+個人能力
労使問題の解決	団体交渉、労使協議会 労使協議会が中心 非公式組織が重要	団体交渉、労使協議会 政府介入 団体交渉が中心
社会文化的特徴	和を重視する集団主義	親族中心経営

そして、現在の敵対的な労使関係を改善させるためには、まず労使間の認識の転換が必要である。経営側は、労働組合を会社経営のパートナーとして認識し、労組側も会社に対

する協力的な姿勢が要求される。

そのためには、労使問題の主体である労使自ら労使問題を解決できるよう自律的な交渉能力が要求される。労使関係においてこうした自律性が確固たるものになるためには政府からの介入は止揚すべきである。

現在、自動車産業では労働者に対する経営の参加は団体交渉で行なわれており、合理的な交渉慣行のためには、労使間対等な立場での団体交渉が望ましく、また労働者の協力を促すために労使協議会の活性化が要求される。労使協議会は、労働者の経営に対する協力を促す交渉ルートである。韓国自動車産業でも労使協議会は運営されているが、会社側の非協力的な姿勢のため、団体協約まで持ち越される場合が多い。労組側も労使協議会を重要に認識してない状況である。労使間の相互不信の解消と協力的な関係のためには、日本のように労使協議会を活性化させるべきである。

4 生産システムの革新方向

これまで、韓国自動車産業における生産システムを分析するために、トヨタ自動車と現代自動車を事例にして研究してきた。勿論、両社だけで両国自動車産業における生産システムを概念化することは容易ではないが、生産システムの全体的な動向は解るであろう。

4.1 生産技術

韓国自動車産業は、植民地支配下で部品産業を中心に生成し、手作業で「始発自動車」を生産しはじめた。朝鮮戦争を体験して自動車の重要性が社会的に認識されることになり、その後、KD生産によって、近代的な生産システムが導入されることになった。

現代自動車で、1975年ポニーが生産されることにより大量生産システムが始まり、さらに、ウルサン工場の年間30万台工場建設を契機に大量生産システムが確立されてきた。

ウルサン工場における生産システムの特徴は、ベルトコンベヤーと専用機械の導入、そして、テイラーシステムによる労働力編成を中心になっており、それが韓国自動車産業における生産システムとして定着し、発展してきた。

ところが、1987年の民主化運動、降労働組合の設立と激しい労働運動による労使関係と労務管理の重要性が認識されることになり、それまでの労働力編成や作業方式をはじめとする生産システムの見直しが議論されることになった。そして、そうした生産システムに関する議論の転換方向は、生産性と人間性のバランスが取れた柔軟な生産システムの追求であった。

このような状況の中で、最近の現代自動車における生産システムは、柔軟な生産システムを目指しており、そのために自動化設備を強化させるなどシステムの柔軟化傾向をみせている。

とりわけ、1990年代以降ウルサン工場の生産ラインでは、混類生産と生産の平準化も進展しており、機械設備においても汎用設備と自動化が進んでいる。ただ、こうした自動化は、対立的な労使関係を避けるための試みの性格が強く、そのため生産システムにおける自動化も労働排除的な傾向をみせている。

したがって、労組の影響力を排除させるための自動化ではなく、作業者の自律性が結合された自動化を実現し、さらに、生産現場の変化に柔軟に対応できるように作業者の熟練を向上させ、柔軟な生産システムが可能な自動化を目指すべきである。

4.2 作業組織

作業組織の革新は、労働生活の質を向上させる重要な概念である。トヨタでみられる作業組織は、作業者の自主的な参加を主な特徴としており、それが単純繰返し作業を中心とするフォードシステムの労働疎外的作業組織とは大別される場所である。

そして、トヨタにおけるこうした作業組織の特徴は、作業者の多能工化と作業への自律的な参加である。多能工の熟練による作業、そして作業への自主的な参加は、企業の競争力の強化だけでなく、労働者の労働生活の質を向上させるもっとも重要な方案であると思われる。

アメリカ自動車産業においても、作業組織を中心に日本的生産システムを導入しており、GMのNUMMIやSATURN工場の場合、生産性と作業者の満足度が向上されるなど、相当の成果を上げている。こうした成果は、作業組織の重要性について示唆している。

作業組織の革新が企業競争力と労働生活の質を向上させ、さらに、協力的な労使関係のための重要な契機であるとするならば、新たな生産システムを考察する際、そうした作業組織の導入方向を考えるのは不可欠のことである。

現代自動車でも日本的生産システムの導入の際、多能工及び自律的な作業組織の活性化にも努めているが、トヨタに比べてその格差は大きい状況である。したがって、個別作業者の多能工化及び自主的な作業組織の活性化のためには、幾つかの変化が求められる。

まず、第1に、職務の統合である。テイラー主義的な作業組織では、職務が詳細に細分化されており、作業者は与えられた職務だけに専念することによって、労働者の不満や労働の疎外をもたらした。そのため、職能別に細分化された職務を統合することによって、作業場でジョブ・ローテーションのような柔軟な配置が可能になり、これにより作業組織の自律性が高まる。さらに、職務拡大の程度が高くなるほど、作業者の熟練も高くなる。作業者の熟練は、品質や保全業務などを作業者が直接処理することができ、生産性も向上する。

第2に、自主的作業チームである。テイラー主義的な作業組織では、計画と統制機能を分離し、管理部門を専門化させることにより、作業組織の自律性が低く、これは従来韓国自動車産業の作業場においてもみられる。個別作業者の自律性だけでなく、各作業単位の自律性も非常に重要である。

自主的作業チームの実現は、管理業務や間接部門の統合などが可能になり、これによって生産性が向上する。さらに、職務に対する責任感の増大と迅速な意思決定が可能になり、効率性を増加させると共に、作業員にとって様々な生産活動に関する学習効果が期待できる。自主的作業チームの実現は、究極的に構想と実行の統合が可能になり、生産性と人間性のバランスがとれた、また経営環境に柔軟に対応できる柔軟な生産システムの実現が可能になると考えられる。

第3に、小集団活動の活性化である。小集団活動は、日本的作業組織における独特な特徴であり、生産現場の様々な改善活動を行なっており、労使間の円滑なコミュニケーションがそこで行なわれている。勿論、日本における小集団活動は、集団主義から生じた側面が強く、またそれが協力的な労使関係の前提条件になっていると考えられる。そういった意味では、韓国では実現が難しいのは明らかである。つまり、韓国自動車産業における作業組織は、生産技術は進展しているにもかかわらず、いまのところフォード主義の分業による作業組織の性格が強い状況であると考えられる。しかしながら、作業組織の学習能力の向上と安定した労使関係のためにも、小集団活動は実現すべきことである。

ところが、実際には、現代自動車を初め、韓国自動車産業における作業員の多能工化や自主的作業チームの導入、作業員参加などはいまだに積極的な参加が行われていない状況である。品質管理や提案制度が会社主導で行われているが、職務交換やジョブ・ローテーションなども新しい職務に対する作業員の抵抗があり、とりわけ、ベルトコンベヤーで働く作業員と間接部門の作業員との配置転換などは実際には、実現が難しい状況である。そのため、会社は班内で自主的に行われる作業員の職務交換だけを行っている状況である。

それでは、こうした自主的な作業組織を実現するためには、何を解決すべきであろうか。それは、対立的な労使関係から協力的な労使関係への認識転換である。韓国でこうした対立的な労使関係になったのは、前述のように、1960年代以降、労働者が政府と企業からかなり抑圧されるという労働統制的な労使関係が続いており、それが、1987年の民主化運動以降、労使紛争が一気に爆発したためであり、その後は労組と経営側が主にパイの分配問題で対立してきたからである。

しかし、これからの労使関係はいわばゼロサム・ゲームではなく、協力的な関係を通じて生産性向上を目指すべきである。そのためには、当然ながら労組を企業経営のパートナーとして認識し、参加意識の向上させると共に組合側からも協力的な姿勢が必要である。

以上、トヨタ自動車と現代自動車における生産システムの比較を通じて、韓国自動車産業における生産システムを生産技術、作業組織を中心に生産システムの転換方向を述べてきた。この過程を通じて、韓国自動車産業が世界市場で競争力を持つことのできる生産システムの構想と方向を考えようとした。これをまとめると表4-1のようである。

現在韓国自動車産業における生産システムは、全体的にはフォード的な少品種大量生産の特徴を持ちながらも、全体的には生産技術の柔軟化の傾向、作業組織においても職務の統合化やそのための教育訓練の実施、自律性の尊重などの特徴が現れており、これは従来

のフォード的な少品種大量生産とは画然に食い違って、人間性の尊重できる柔軟な生産システムの転換が始まっていると考えられる。

表 4-1 韓国自動車産業における生産システムの方向

生産技術	作業組織
<ul style="list-style-type: none"> ・ 労働親化的自動化 ・ 柔軟自動化の推進 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 多能作業者 ・ 自主的チーム作業及び小集団活動の活性化 ・ 労使関係の改善

このように、今のところ、韓国自動車産業における生産システムは、フォード的な少品種大量生産から日本的生産システムをモデルとした、いわばリーン(Lean)生産システムの特徴が混在している段階であると考えられる。とりわけ、作業組織を特徴づける労務管理においては依然として、フォード的な要素が残っている。

したがって、これからの方向は、前述のように作業場における柔軟な生産技術の確立と柔軟な作業組織がもっとも必要であり、そのためには、とりわけ労務管理や労使関係の改善が急務である。ところが、ウルサン工場における新たな生産システムへの変換は、既存の大量生産システムを維持しながら労働排除的な自動化を通じた生産性の向上を優先しているように考えられる。

しかし、こうした対応は根本的な解決にはならない。急変する世界市場に柔軟に対応するためには、先進国市場に柔軟に対応できる新しい生産システムへの転換を試みなければならない。とりわけ、品質の問題は作業者の熟練によって大きく左右されており、新たな生産システムへの転換のためには、結局労務管理と労使関係の問題を解決しなくてはならない。そして、こうした生産システムの確立が、韓国自動車産業の国際市場における競争力を維持し、成長を持続させることができるであろう。

5 おわりに

本稿では、韓国自動車産業における生産システムの特徴と課題を、生産技術と作業組織を中心に日本的生産システムとの比較を通じて考察してきた。韓国自動車産業は、フォード的大量生産システムを基本に発展しており、そして1980年代後半からは大量生産システムの限界が露呈され、それを乗り越えるため、日本的生産システムをベンチ・マーキングしている。こうした生産性の格差は労務管理方式からもたらされることであり、韓国自動車産業が発展するための前提条件である。

そして、その方向は人間性の尊重できる作業場の実現であり、協力的労使関係への転換である。韓国自動車産業が成長を続けるためには、新しい生産システムの導入が不可欠であり、メガ・コンペティション時代に生き延びるためにも、韓国に適した生産システムが要求されている。そのため、日本的生産システムとの比較を通じて韓国自動車産業の現状を

みることにより、今後の生産システムのあり方について考えるのも意味ある研究であろう。

(注)

- 1 キムヒョンギ「韓国自動車産業の新たな生産体制の模索—現代自動車を中心に—」韓南大学校経済学博士学位論文 1998年2月 p.17
- 2 ジョンドンソン・ジュウジン『韓国の自動車産業』ソウル大学出版部 1998年 p.97
- 3 ジョヒョンゼ「韓国自動車産業の生産方式に関する研究—1980年代国際分業の変化を中心に—」ソウル大学校社会科学博士論文 1992年 p.251~252
- 4 前掲書『韓国の自動車産業』 p.105~106 参照
- 5 ジュムヒョン「韓国自動車産業生産体制の日本化に関する研究」慶北大学校経済学科博士論文 1997年 p.113~114
- 6 同上書 p.117
- 7 同上書 p.125
- 8 門田安弘『新トヨタシステム』講談社 1991年
- 9 現地調査による結果。
現地調査は、2002年11月20日と12月24日に2回にわたって行ったものである。
- 10 彼の論文では、1980年代後半から展開された韓国自動車産業における生産体制の変化を日本論理により説明し、最終的には韓国自動車産業の生産体制の特性を究明するために日本化分析モデルが用いられている。日本化分析モデルでは、生産体制の日本化程度を分析するために日本化指数を用いている。これは、韓国自動車産業における生産体制の日本化実態を量的な概念に転換させるためである。生産体制の日本化指数が5に近ければ日本化程度が高くなり、1の場合はフォード的生産体制に近いことを意味している。
- 11 ジョンミョンギ「韓国自動車産業の新たな対応」『韓国の自動車産業—現況と課題』韓南大学校出版部 1996年 p.32~33
- 12 ジュ氏の面接調査によると、ジョブ・ローテーションの目的は単純繰替え作業からの脱皮、また作業疲労度を軽減させるとともに、工程間の総合協調及び品質向上、多能工で柔軟な労働力を運営させるために実施している。ところが、ジョブ・ローテーションのもっとも問題になるのは職務境界がはっきりしてないため、作業者の責任意識が欠けている。現代では、トヨタでみられるような労働者の自主的活動やそれに伴うインセンティブ制などが無いからである。これは、現代自動車をはじめ韓国自動車メーカーがジョブ・ローテーションを通じた労働力の柔軟性に関して関心を持っていなかったためであると指摘している。前掲書「韓国自動車産業生産体制の日本化に関する研究」 p.183
- 13 キムドグン「自動車産業の管理戦略変化と労使関係」ヨンセ大学校経営学科博士論文 1995年 p.235
- 14 これに対し、勤労基準法第46条によると、①1週間の勤労時間は休憩時間を除いて44時間を超えない。②1日の勤労時間は休憩時間を除いて8時間を超えてはいけないと規定されている。また、51条では労使間合意があった場合は1週間に12時間を限度にして基本勤労時間を延長可能と規定している。ユンジョンホ「韓国自動車産業の環境変化と労働の人間化」(ユンジョンホ、ホンジャンピョ、イサンヨン、イビョンヒ、ゾスンゼ、ジョンヨンスン『韓国自動車産業の構造変化と課題』セナル、1998年) p.149
- 15 ヒョンヨンソク・佐藤静香著『韓国自動車産業』世界思想社 1991年 p.38~42 参照
- 16 しかし、1997年にキア自動車の倒産から始まった経済危機以降、IMFから救済金融を受ける過程で、韓国のこうした財閥の企業支配や粉飾決算などが大きな問題になり、大宇自動車や双龍自動車、三星自動車などはオーナー中心の経営から離れており、労組側からも健全な労使関係に対する認識が広まり、協力的な労使関係の重要性が再度認識されるきっかけになった。

「東アジア研究」東アジア学会機関誌第6号の補足

『沙也可』解題

紀全女子大学講師 奥山 忠政

※「第6号」77・78ページ参照

「沙也可」 解題

奥 山 忠 政

(1) 初めに「解題」として、復習と整理をさせていただきます。

まず「文禄・慶長の役」についてです。韓国では「壬辰・丁酉倭乱」と呼ばれています。「倭<ウエ>」というのは「日本のヤツ」といったニュアンスの蔑称ですから、韓国の人を使うのを云々する積もりはありませんが私自身は使わないことにしております。韓国では、「豊臣秀吉・加藤清正」は今日でも忌まわしい名前として広く知られております。

秀吉の動員令に応じて肥前名護屋に参集した軍勢は約30万です。

最初に渡海したのは、そのうち黒田長政、小西行長、小早川隆景、加藤清正、福島正則、毛利輝元らの約16万です。1592年4月、釜山に上陸しました。

翌93年5月、いったん講話交渉に入りましたが、秀吉の無理難題のため決裂し、97年1月の再渡海となります。加藤清正、鍋島直茂、島津義弘、藤堂高虎らの約14万です。

けっきょく日本軍は奮わぬまま敗退を重ね、98年8月の秀吉の死を機に撤退を始め、11月の撤退完了をもって戦乱は終結しました。

(2) 次に問題の「沙也可」です。「沙也可は誰か」ということに帰着します。沙也可は、20年ほど前、司馬遼太郎さんが『週刊朝日』に連載し始めた「街道を往く」シリーズの中の「韓のくに紀行」で紹介され、広く知られるようになりました。従ってここでは司馬さんの本の要約に徹することにしたいと思います。

(イ) 『慕夏堂文集』によると、沙也可は、1592年4月13日、加藤清正配下の武将として3千人を率い釜山に上陸した。時に22才。ただ、この日は加藤軍はまだ海上におり、小西行長軍のことではないか。

(ロ) 上陸直後、沙也可は「この師に義なし」「われ中夏(中華)を慕うこと久し」と朝鮮側に投降し、日本を相手に勇猛果敢に戦い始める。また、朝鮮に鉄砲や火薬の製法を教えた。

(ハ) 戦後、国王より「金忠善」の名とともに官位・居住地を与えられ、一族ともども今日に至るまで無事泰平に暮らしている。現在地名は「友鹿洞」で、大邱の南約20kmにあり、70戸が住んでいる。また、友鹿洞を本貫とする一族が500家族・4000人いる。

(二) 日本に直接間接沙也可に言及した文献はない。「阿蘇宮越後守」という肥後の地侍が寝返ったという記録があるが、釜山への上陸日が合わない。

兵3千を率いるとなると10万石以上の大名だが、大名(1万石以上の身分の者)で名前が消えた者は一人もいない。

もしかして「左衛門」の誤記ではないか。また、「余即島夷之人也」とあるところからして、対馬の出身者ではないか。当時日本ではまだ儒教は普及しておらず、朝鮮との窓口だった対馬の武士だけが例外だったということもある。

(ホ) 『慕夏堂文集』の筆者は沙也可その人でなく、おそらくこれを発見したという6世の孫の金漢祚であろう。(幣原坦の説)

(3) 司馬さんは「無事泰平に暮らしている」と書いていますが、そうとも言えないようです。朝鮮時代でも必ずしも居心地は良くなく、まして植民地時代には「裏切り者の子孫」呼ばわりされたと聞きます。現在、沙也可14代目の子孫・金在徳先生(80才)がご健在で、そんな話をお聞きすることができるわけです。

金先生は一族の汚名をそそぐためたびたび日本に講演に来ておられます。そのお世話をされる北原守先生を中心に「沙也可交流会」が結成されました。金先生最近のトピックスは、沙也可のことが日本の高等学校教科書に載ったということです。先生にとって、宿願がかなったということになります。

なお、88年8月、韓国の安東市で日韓東アジア学会合同研究会があった際、木下悦二・金日坤両会長はじめ参加者一同が、友鹿洞(大邱広域市達城郡嘉昌面友鹿里)に立ち寄ったことを付記しておきます。

東アジア学会会員著書一覧（2003年度）

東アジア学会会員著書一覽(2003年度)

個人会員

No.	所属・役職	氏名	TEL	種別	著者名等	書名	出版社等名	出版年月日	税込価格
1	九州大学大学院言語文化研究院教授	岩佐 昌暉	092-726-4670	著書		文華期の文学(言語文化研究叢書1)	花尋院	2004/3/10	¥1,600
2	福岡国際大学	小川 郁夫	092-922-6449	著書		問題を解いて覚える中国語Ⅱ	白帝社	2004/2/5	¥1,890
3	西南学院大学商学部教授	小川 雄平	092-761-5757	著書		東アジア地中海の時代	明石書店	2004/1/30	¥2,625
4	紀全女子大学講師	奥山 忠政	092-918-0601	著書		文化面類学・ラーメン篇	明石書店	2003/9/30	¥2,940
5	九州大学大学院比較社会文化研究院教授	菅 英輝	093-451-5708	共著書	秋元 英一	アメリカ20世紀史	東京大学出版会	2003/10/24	¥3,570
6	九州大学名誉教授	木下 悦二	092-672-8580	著書		我が航跡ー国際経済論探求の旅	東北大学出版会	2003/12/3	¥1,785
7	九州産業大学教授	白川 豊	092-713-3267	訳書		万歳前	勉誠出版	2003/10/20	¥2,100
8	九州産業大学教授	白川 豊	092-713-3267	共編書		張赫宙日本語作品選	勉誠出版	2003/10/20	¥3,675

賛助会員

No.	機関名	代表者役職・氏名	TEL	種別	著者名等	書名	出版社等名	出版年月日	税込価格
1	(財)アジア女性研究・交流フォーラム	理事長 三隅 佳子	093-583-3434	著書		アジア女性研究 第13号	(財)アジア女性研究・交流フォーラム	2004/3/	¥1,000
2	(財)アジア女性研究・交流フォーラム	理事長 三隅 佳子	093-583-3434	著書		Journal of Asian Womens Studies Vol.12	(財)アジア女性研究・交流フォーラム	2003/12/	¥1,000
3	(財)国際東アジア研究センター	理事長 田中 健藏	093-583-6202	著書	市村 真一	日本とアジア発展の政治経済学 (ICSEAD研究叢書第1巻)	創文社	2003/10/30	¥7,560
4	(財)国際東アジア研究センター	理事長 田中 健藏	093-583-6202	共編書	市村 真一・王 慧炯	中国経済の地域間産業連関分析 (ICSEAD研究叢書第2巻)	創文社	2004/2/25	¥6,825

この機関誌は、2003年9月28日開催の「東アジア学会第13回大会」、2002年11月23・24日開催の「東アジア学会第12回大会・日韓東アジア学会合同研究会」の関係資料をもとに、東アジア学会会員の投稿論文と著書一覧をあわせて、東アジア学会企画委員会及び事務局で編集したものです。

東アジア研究（東アジア学会機関誌） 第7号

発行日：2004年5月

発行：東アジア学会

（事務局）財団法人 国際東アジア研究センター

〒803-0814 北九州市小倉北区大手町11-4

北九州市大手町ビル6・7階

TEL093-583-6202、FAX093-583-6576

※本書の無断転載は固くお断りいたします。

予め学会事務局あて許諾を求めてください。